

との達書があつた。

佛使に特  
に懇切

且又佛國公使入京に付ては、特別の嚴重なる警戒があつた様だ。此れは堺事件の漸く結了したる即下であつた爲め、故らにかく注意深く取扱ふたものであらう。乃ち廿八日の達書に曰く、

- 一 騎兵二騎宇和島 一 同二騎柳川 一 同二騎久留米 一 同二騎阿州
- 一 同三騎長州 一 同二騎備前 一 同二騎因州

右明二十九日、佛國公使入京に付、騎馬警衛被<sub>レ</sub>仰付候條、明曉天、伏見まで出張、右藩々申談、混雜無<sub>レ</sub>之様警衛可<sub>レ</sub>致候事。

二月

更らに又た、

- 一 騎兵三騎藝州 一 同三騎土州 一 同三騎肥後 一 同五騎薩州
- 一 同五騎加州 一 同五騎筑前

右明廿九日佛國公使入京に付、騎馬警衛被<sub>レ</sub>仰付候條、明曉天伏見迄出張、右

蘭人警衛  
訓令

藩々申談、混雜無<sub>レ</sub>之様、警衛可<sub>レ</sub>致候事。

此の如く各藩の騎士に先衛、後護せらるゝ佛國公使たるものは、如何にも果報過ぎる程のものだ。尙又<sub>プロシヤ</sub>孛漏生人の警衛を命ぜられたる加州へは、二月廿五日付にて、

孛漏生人、南禪寺<sub>なんぜんじ</sub>滞留中、警衛被<sub>レ</sub>仰付置候處、都合に寄り、和蘭人滞留所に相成、近々上京之筈に付、滞留中宿院並途中共警衛被<sub>レ</sub>仰付候事。

二月

此れは孛漏生代理公使フォン・ブランドが、横濱に去りたる爲め、南禪寺が和蘭人の宿院に變更せられたが故であらう。同時に、

- 美作中將 松平内膳正 久留島伊豫守 植村駿河守
- 關伊勢守 分部若狹守 前田 稠松 兼て市中巡邏

右蘭人旅宿南禪寺引受に被<sub>レ</sub>仰付候事。

而して二十七日には、又た左の達書が出で來つた。

再び各藩  
訓示



紀伊中納言	美作中將	池田丹波守	池田相模守
稻葉右京亮	本多肥後守	(以上連署)	
一柳因幡守	松平内膳正	久留島伊豫守	植村駿河守
關伊勢守	分部若狹守	酒井右京大夫	(以上連署)
谷大膳亮	安藤飛驒守	牧野豊前守	京極飛驒守
木下備中守	加藤出雲守	本莊伯耆守	(以上連署)

今度英、佛、蘭公使上京参内被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。就ては兼て御沙汰之通、總て萬國公法を以、御交際被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候に付、其藩之儀、滯京市中巡邏被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候條、旅宿外廻りは勿論、通行之節は、警衛之藩々申合、取締向嚴重可<sub>レ</sub>致被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事。此の如く一疋の蟻も、勝手には這出すことが出来ぬ様、嚴重に取締りをつけた。新政府の苦心も良とに諒とす可きものあらねばならぬ。如何に彼等が攘夷熱を煽揚したる餘焰、尙ほ未だ醒めざるが爲めとは云へ、彼も一時、此れも一時である。

新政府の苦心

【三九】 英、佛、蘭公使の入京 (三)

警衛心得達書

尙又二月廿七日附にて、各藩へ左の達書があつた。

心得之覺

- 一 各藩兵隊詰居相當、三拾人以上之人數差出可<sub>レ</sub>申候事。
  - 一 旅宿近傍へ屯兵所を構へ、晝夜無<sub>レ</sub>怠可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>廻番<sub>一</sub>之事。
  - 一 参朝其他通行之節は、手配を以、路筋嚴重取締可<sub>レ</sub>致候事。
- 右之通宜相心得、引請之藩々申談、聊不取締無<sub>レ</sub>之様、精々可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>心配<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事。

二月

警衛取締方訓示

更らに又た左の達書があつた。

今般英、佛、蘭公使上京参内被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。左之通御取極相成候間、警衛取締等被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候藩々、奉<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>其意<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>相勉<sub>一</sub>候。



- 一 滞在中、洛中外随意徘徊被<sub>二</sub>差許<sub>一</sub>候事。
  - 一 茶店酒樓等へ、私に差越候儀、被<sub>二</sub>差留<sub>一</sub>候事。
  - 一 夜分外出被<sub>二</sub>差留<sub>一</sub>候事。
  - 一 官方へ行合候節は、路傍へ爲<sub>二</sub>相控<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>申、堂上或は諸侯へ行合候節は、双方道之半を譲り、可<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>通行<sub>一</sub>候事。
- 但宮様方へ、公使行合候節は、御供頭相通じ通行可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、公使より相當之禮式可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之候間、御會釋可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之筈候事。
- 一 諸商ひ物買求、且小屋場等見物いたし候儀、被<sub>二</sub>差許<sub>一</sub>候事。
- 右爲<sub>二</sub>心得<sub>一</sub>相達候事。

二月廿七日

尙又た三月朔日附にて、

乘馬與九門通行許可

外國人乘馬並乘輿の儘、九門通行之儀、出格之譯を以差免候に付、警衛の士に於ても、可<sub>レ</sub>爲<sub>二</sub>同様<sub>一</sub>、此段相心得可<sub>レ</sub>申事。

但し滞京中候事。

是れは全く出格の譯であらう。昨日まで犬羊に比したる外國人を、斯く優待することは、所謂當時の攘夷家に取りては、腹に据ゑかねたる事にて、定めて憤慨極り無きものがあつたであらう。

道饗祭修行

朝廷に於ては、外國公使の入京、参朝を上記の如く頗る重大の事件とし、更らに神祇事務局督白川資訓、輔吉田良義に命じ、道饗祭を、堺町門前、清和院門前、今出川門前、中立賣門前、即ち四門前に於て、二月廿八日それぞれ祭典を修めしめた。而して總括的には、左の諭告を見れば、新政府の此の事件に對する神経が、末稍まで能く行届きたるを知るに足る。

總括的諭告

今般佛、英、蘭三國之使節上京参内被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候に付、明廿七日大阪表發途、水陸通行、同夜伏見表止宿、廿八日著京被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候。右は此節御大政御一新被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、深思食之程被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候に付、右御趣意を奉じ、聊不作法之處業無<sub>レ</sub>之様相心得、町役相勤候者は勿論、一家一家に於ても、召遣候者に至迄、篤



と可ニ申聞一候。若哉心得違、不法之儀有<sub>レ</sub>之、御國難を引出し候ては、屹度不<sub>レ</sub>相濟一次第候之條、早々此旨申聞候事。

但佛國公使の儀は、來る廿八日大阪發途、伏見止宿、廿九日入京被<sub>ニ</sub>仰付<sub>一</sub>候事。

佛使上京次第

尙ほ佛公使上京の次第に付ては、左の一書が、能く之を語りてゐる。

佛公使上京之次第

一 廿六日騎馬隊八騎大阪へ著、翌廿七日伏見迄差越、廿八日滯伏、公使一同入京之事。

一 廿七日十二時迄に公使其外川口へ廻艦中、寺町公使館へ一泊、翌廿八日伏見迄差越、一泊にて廿九日入京之事。

右手當向左之通

一 廿八日未明、淀川舟貳拾艘位八軒屋へ手當、士官乗船四艘位、公使は時宜次第、陸行可<sub>ニ</sub>相成<sub>一</sub>事。

一 公使初士官八人

一 一等士官一人

一 下等士官六人

一 兵卒五十人

一 小仕四五人

一 七拾人位

一 伏見より乘馬十疋借用之事。

一 成丈西洋鞍

一 同所より駕籠五つ

一 垂駕籠

一 京旅館伏見一泊之處、夜具手當之事。

一 日本向にて宜敷候。

一 馬飼用麥等御手當之事。

一 英佛合用馬貳拾三疋分

三九 英、佛、蘭公使の入京(三)

宿所夜具



一 食物類入付之事。

品々可ニ申出

一 食事道具等は、手當に不<sub>レ</sub>及可<sub>ニ</sub>持越<sub>一</sub>との事。

右之通佛公使より申出候趣に付、當所より伏見迄之處は、案内<sub>かたく</sub>旁<sub>かたく</sub>於<sub>ニ</sub>此方<sub>ニ</sub>手當可<sub>レ</sub>致候間、伏見著より之所は、其御方より御<sub>おん</sub>曳<sub>ひき</sub>請<sub>まう</sub>御手當向有<sub>レ</sub>之度候。騎馬八騎は、明日上伏之都合に御座候間、早々諸藩之内にても曳<sub>ひき</sub>請<sub>まう</sub>方等被<sub>レ</sub>命候義共、可<sub>レ</sub>然御取計可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。此旨御掛合申上候。以上。

二月廿六日

小松 帶刀

中根 雪江

後藤象二郎様

木戸準一郎様

廣澤 兵助様

大久保一藏様

此の如く大阪より京都へ内國事務局判事<sub>中根</sub>等より、同判事大久保一藏等へ申越した。如何に細大漏<sub>も</sub>らさず、新政府が三國公使入京に付、氣<sub>くま</sub>を配<sub>ま</sub>り、意<sub>い</sub>を注<sub>そ</sub>ぎ、其力を竭<sub>つ</sub>したるかは、之を以て察するに餘りありだ。

【四〇】 公使等の参内謁見 (一)

参内案内

彌<sub>や</sub>英、佛、蘭三國公使は入京して参朝の段取りとなつた。乃ち慶應四年(明治元年)二月二十九日(太陽曆三月二十二日)左の如き案内状を發送した。

御門(天皇)御對面被<sub>レ</sub>致候間、明卅日第一字(時)参朝有<sub>レ</sub>之度候。

右之趣以<sub>ニ</sub>書翰<sub>ニ</sub>御案内申入候。此段如<sub>レ</sub>此御座候。以上。

二月廿九日

肥前侍<sub>じ</sub>從<sub>じゆ</sub>



宇和島少將  
東久世前少將

英國公使 ハリエス・パルクス閣下

佛國公使 レオン・ロセス閣下

和蘭國公使 デーテクラ・ファン・ボルスブロック閣下

儀禮に嫻  
はず

此れは何れも外國事務局輔にして、宇和島少將は伊達宗城、肥前侍従は鍋島直大、東久世少將は東久世通禧である。但だ「御門御對面被<sub>レ</sub>致候間」杯とは至尊の尊嚴を冒瀆し奉りたりと云はんよりも、寧ろ餘りに其の儀禮に嫻はざるの甚だしきものあり。如何に新政府創立匆々の際、殺風景であつたかゞ想像せらるゝ。今ま當時の太政官日誌によりて、迎接の順序書を掲ぐれば、

迎接順序書

- 一 前日各國公使え何刻(西洋第幾字(時))令<sub>ニ</sub>参内<sub>一</sub>之旨、外國事務補より、書翰を以、三ヶ國公使え通達す。

此れは前記の通りである。

- 一 當日各國公使参内之節、外國係り公卿、諸侯、建春門内迄出迎。但外國掛り判事一人づゝ、公使旅館迄、前導として被<sub>レ</sub>遣、公使同道にて参内す。

- 一 公使虎の間迄誘引、外國事務補相勤。但判事附添。

- 一 虎の間、座席進退、外國掛り公卿、諸侯相勤。

但判事準<sub>レ</sub>之。

- 一 茶菓を賜ふ。程合は外國掛り判事取計ひ、配膳は使番にて取扱ふ。
- 一 各國公使相揃候段、外國掛公卿、諸侯より、以<sub>ニ</sub>非藏人<sub>一</sub>注進。
- 一 副總裁及外國事務督輔、内國事務督輔出會す。
- 一 皇帝出<sub>ニ</sub>御于南殿<sub>一</sub>。

- 一 内國事務補出御之旨を、外國掛り公卿、諸侯え通達す。

昇殿順序

此れよりして公使等昇殿の順序となる。そは次の通りだ。

四〇 公使等の参内謁見(一)



- 一 外國掛り公卿、諸侯、公使を誘引す。
- 但虎の間より日華門内の東階まで誘引、夫より直に昇殿。
- 但判事（徵士）日華門外まで。外國掛り非藏人は東階下まで附添。
- 一 日華門内、外國掛り公卿、諸侯誘引之先へ、内國事務補前導す。
- 一 公使の日華門内に入るを見て樂を奏す。
- 一 前導の内國事務輔、誘引して直に本座に著す。
- 一 公使東階より昇殿、外國掛り輔誘引す。

謁見順序

此の如くして漸く謁見となる。

- 一 公使拜二天顔。
- 一 公使名披露、山階宮、三條大納言侍す。
- 通譯外國事務判事伊藤俊介亦侍す。
- 一 有ニ勅語、大臣（山階、三條）之れを傳ふ。
- 一 公使奉答す。

- 一 判事公使の奉答を言上す。
- 一 公使隨行之士官、進で拜二天顔。
- 一 隨行士官披露、判事言上す。
- 一 判事傳ニ勅旨。
- 一 禮式相濟、公使西階を下り、月華門より退く。
- 一 公使の月華門外に出るを見て、奏樂を止む。

待遇鄭重

此にて如何に新政府が外國公使に對し、其の待遇の鄭重を極めたるかを知る可しだ。而して當時伊藤俊介（博文）が、外國事務判事の一人として、通譯の任務を勤めたるが如き、恐らくは伊藤其人が明治天皇に咫尺し奉りたる、而して親しく天語に奉接し、親しく言上したる嚆矢は、恐らく此時であつたと察せらるゝ。

【四一】 公使等の参内謁見 (二)



佛使参朝

扱も佛國公使レオン・ロツシユは、その一行を伴ひ、二月三十日参内した。其の引接は前掲の通りだ。(参照四〇)

二月三十日午の半刻(午後一時)佛國公使レオン・ロツシユ、ベニユス船將ロワ、シユピレツキス船將ベテイトワール参朝。

但副總裁始め、公卿、諸侯及掛り役員列坐。

此の如く公使は佛國軍艦の兩艦長を率ゐて参内した。

主上御言葉

一 皇帝陛下親しく勅曰、貴國帝王安全なるや、朕之を喜悅す。自今兩國之交際、益親睦、永久不變を希望す。

此れが主上の御言葉だ。

公使御答

佛公使曰、

天皇陛下今日各國公使等に拜謁を賜ひしは、余佛國に對し玉ひて、御厚意なる確證と仰ぎ奉る也。貴國の衆民に於ても、如く斯高明なる證を知る上は、即ち天皇陛下の尊き御宸意を、遵奉すること疑を容れざる所なり。故に今日は即後

來に長く記念すべき日にして、貴國と各國と至誠の交誼を親くする始なるを以て、余我國帝陛下に代り、天皇陛下並に貴國の幸福盛美を祈り、深く神明の守護あらんことを奉願也。惟ふに謁見はほんの儀式一遍の事なれば、如上の通にて、他に何の記載す可き事も無かつた。

和蘭公使参朝

同日和蘭國公使ド・デ・クラフ・ファン・ポルスブロック、書記クライン

ゲース参朝。

一 皇帝陛下自から勅する前の如し。

和蘭公使曰、隨近報承り候處、和蘭國王陛下安全也。天皇陛下長く御安全を保たせ玉ひ、且御在位幾多の年を重ね玉はん事を希望し奉る也。

此の如くして佛、蘭兩國公使は、首尾克く其の使命を成就した。

今ま兩國公使の参朝に關して、「英、佛、蘭三公使戊辰京都参朝記聞」の記事を掲げんに曰く、

京都参朝記聞記事



接待官吏

二月晦日、英、佛、蘭三公使参朝に因て、今日巳上刻（午前十時比）總裁有栖川熾仁親王は、既に東征大總督として出軍中なるを以て不参、副裁總實美（三條）、具視（岩倉）を始、議定參與以下、内國事務局の各官、外國事務局督晃（山階宮）親王、輔通禧（東久世）、宗城（伊達）、直大（鍋島）以下判事御用掛、各参内（原註、六位以下卷纒は、平日の定規なり。然るに是日限り卷纒を免され、自今も外客参朝の際は隨意たるべしと、制度掛の參與右京大夫堤哲長令を傳ふ）、當日の参役利通（大久保）、清廉（小松）、孝允（木戸）、博文（伊藤）は、宮中領客の事務を管理す。事務局頗る繁劇なるを以て、是日限非藏人松室豊後、鴨脚和泉、松室甲斐、中川對馬の四名加勢として参役す。此れにて如何に當日朝廷に於ける外客接待の用意が、殆んど總幕出揃にて出で来りつゝあつたがゞ判知る。

参内模様

午半刻（西洋第一時）蘭公使は肩輿に駕し、加賀の藩兵護衛して、宿寺南禪寺を出で、途中無難に参内し、佛公使も相國寺を出、薩摩の藩兵護送して、共に参朝す。其以前外國事務の判事各一人宛三公使の旅館に至り、路次を先導す。公使禁門に臨むの報に因て、外國事務の月卿雲客及諸侯共に建春門に出迎へ、外國事務輔誘引し、虎の間に至り、豫て設置の椅子に著かしむ。接待官博文（伊藤）諸事を辨理し、茶菓を賜ふ。使番其供撤を役す。兩公使は、此席に在て、英國公使の参朝を俟つ。

待つも英國公使は、其の到着す可き時刻には到着しなかつた。それは何故ぞ。彼は参内の途中に於て、意外の變に逢遭したのだ。



### 第七章 攘夷派英使を襲ふ

#### 【四二】 英國公使參朝途中の遭難 (一)

歴史は繰り返すと云ふが、今ま英國公使サー・ハーリー・パークスの遭難を敘するに際し、端なく即今日支交闘最中、在支英國大使ヒュゲスセンが、南京より上海へ自動車旅行の途次、誤りて日本の飛行機より狙撃せられたりとの事件と對照し、多少の感慨無き能はずだ。(昭和十二年八月卅一日午前七時、嶽麓双宜莊に於て)

× × ×

英使參朝行列

此れより「英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞」の記事をつゞく。

二月晦日午半刻(西洋午後一時)英公使は肥後の藩兵一小隊左右を護衛し、旅宿知恩院を出づ。其途中の行列外國事務局官員御用係宇都宮鞆負某、土肥眞一郎某の二名、眞先に嚮導す。次に英國前列の第一龍動警部の一隊、警視ヒーコック、

及警部拾壹名、各騎馬にて前驅す。弘(中井)はヒーコックと、韁を並べて前行せり。次に公使館隸屬護衛赤服の騎兵拾五騎前駆し、次に公使パークス馬上、其傍に元燐(後藤象二郎)騎馬にて誘引す。次に書記官ミットホールドは、馬を得ざれば、駕輿に乗り、同エルネス・サトウは騎馬にて行。醫官ウイリス及公使館隸屬數員陪從し、次に英國の陸軍佐官ブラッサウ、同ブリウシ等が率ゐたる第九聯隊赤服の兵四十八名(原註、米國報告一小隊に作る。英國代理公使アダムスが日本記事に據る)の護衛兵は、行列の前後に護送す。且客員として、公使に隨行上京したりし海軍の醫官ホルス及ライディングスの兩官、並にサットン等も、是日公使を始、其隨員等各禁門に入る景況を觀んと、其列尾に隨行す。

英の威嚴宣示

如何に英國公使パークスが、其の張り得る限りの程度に於て、威勢を張りつゝ入朝したかは、上記によりて之を想像するに難くあるまい。彼は此の機會に於て、英國の威嚴を、實物教訓もて中外に宣示せんとしたものと察せらる。

恁而公使の行列、甚嚴肅、威儀整々として徐歩す。……京地は勿論、城、和、



攝、河、泉、江、丹等の近國より上京せし、輻湊の士民、老若、男女、各國公使各所の旅館より出行の道路に充滿し、恰も立錐の地無きまでに群集す。然れども官吏雜沓を制止し、道を開きて通行に支吾なからしむ。

如何にも人山、人海の群集だ。而して其の取締も亦たそれに相應して嚴重であつた。

## 行列の進

公使櫻の馬場を出、小堀通を左に折れ、林下町に轉じ、橋本町を經、公使の馬元吉町(此街道を京俗稱して新橋通と稱す)に至る頃は、前駟は既に四條繩手通を右に轉折し、辨財天を北に向て進行す。

## 刺客躍出

思ひきや數日前より、市内の取締は勿論、一切の警備、水も漏れぬ程の注意を拂ひつゝあつたに拘らず、刺客が此際に飛び出さんとは。

公使館隷屬護衛の騎兵元吉町を過ぎ、繩手通辨財天町の街角を將に北に向ひ、轉折せんとするに臨み、忽然二名の刺客白刃を揮て、左右兩側の市屋より突出し、騎兵の眞先に來るを斬り、其後は暴徒縱横に飛躍し、手當るを襲撃す。其

猛勢頗る膺り難し。

只だ二人の刺客のみ。然も決死の彼等は、能く此の大行列をして、離披、紛亂せしめた。

## 行隊散亂

元來不意の變なれば、騎兵等も驚愕して、頓みに防禦を爲すに至らず。行隊散亂、大に騒動す。是日公使は何等の所以ありてや朝服せず、黒きフロツクコートトを著たれば、其の行粧の甚く輕微なるに、暴徒も心を釋せしにや、深く注目せず、却て騎兵の著服、金飾美麗なるを見、之を公使とや誤認めけん、直慕に騎兵の列中に衝突せしを、一旦は胸騒せしかども、暴徒の寡きに怯鬼離れ、踏止て防戦す。

正さに是れ一場の活劇場の展開したのだ。其の周章狼狽の狀以て想ふ可しだ。若し此際中井弘、後藤象二郎微りせば、單だに英人の不覺ばかりでなく、日本人の不覺は、更らに甚だしきものがあつたであらう。



【四三】 英國公使參朝途中の遭難 (二)

本日は昭和十二年九月一日だ。遙かに大正十二年九月一日の大震災の當時を想ふ。當時六十一歳、所謂る還曆くわんれきの予は、相州逗子老龍菴ぢうしの塾史亭やうしていにありて、近世日本國民史元祿時代義士篇を草しつゝあつた。今や富士山下、山中湖畔に在つて、七十五歳の予は、兀々こつこつとして本稿をつゞけてゐる。回首十四年、眞に感慨無量かんがいむりやうである。

× × ×

刺客の勇戦

刺客は只だ二人のみ。然も如何に彼等が勇戰猛闘したるかは、左記によりて知らる。

暴徒は騎兵の搏撃はくげきを屑ともせず、右より突出せし一人は、辨財天町を北に暴撃す。是乃朱雀操すしやくみさをなり。左より斬入りたる一人は、新橋通元吉町の方を襲はんとす。是乃三枝翁さいくさしじろなり。元吉町には公使在れば、騎兵梗塞かうそくして、禦ぎ止めんとする

騒動に、馬は駭おそろきて騰驤とうじやうし、群衆の老若は難を避けんと狹隘けふあいの街路を四方に逃走す。其の混雜、宛然鼎沸えんぜんかふわが如く、右往左往の群集に支へられ、騎兵の携へたる手槍も活用隨意ならず。且進退も自由を得ざれば、暴徒は之に力を得、益兇暴きやうぼうを恣ほしにす。

中井の奮闘

如何にも非常の騒動であり、同時に非常の狼狽ろうたいであり、又た非常の困難である。如レ此護衛兵の中に危變きへんあれども、道路狹隘けふあい、轉折するの餘地無ければ、公使を始、元燁げんえつ(後藤象二郎)等も、前路の混雜何事なるを知らず、弘(中井)は最初前導まへみちに在りて、復はるかに後列の變あるを見放やに、忽一人の暴徒列を衝つき、既に騎兵を斫きりし體にて、尙白刃を揮ひて前導の方に向ひ、襲撃せんと進み來れば、吐嗟あはやと驚き、急に馬上を飛下り、佩刀はいたうを抜き翳かざし、飛鳥の如く走せ返り、撃斥げきせきけんとするに、却て暴徒抵抗ていかうし、弘に立向ひて烈戦す。

中井弘の働らき、氣轉實に拔群はつぐんである。彼在り、爲めに日本人の名譽を護持するを得た。



官吏の醜

弘と等しく眞先に前導せし宇都宮(靱負)、土肥(眞一郎)の兩官吏は此の急變に狼狽し、弘が危険を援たすけんとはせず。事狀を皇城に奏せんと馳出して、三條大橋の方に至る。

此れが役人氣象である。醜態しうたいわら嗤ふ可しだ。

肥後藩士の態度

肥後藩の護衛兵は、群集中の異變、何れを敵と確見みづめかたかり難しか、又は遽然きよぜんの暴發に、狼狽せしか、或は暴徒の多寡を知らず、視認に猶豫して、度を失ひしか、群集に紛れ入て、防禦する者も無かりしかば(原註、或説に肥後は未だ頑固の舊弊を更めず、鎖港攘夷の論説を立る者少からねば、却て内心は暴徒の志を哀れみ、憂國の士、慷慨の餘りに在レ斯大舉に及びしを、其情義を察せず之を討つは、知情の武士の本意に非ずと、大義名分を誤り、雑沓中を僥倖に、事を紛冗に假託し、手延に本務を等閑にせしならんと、其頃密に風評せし者あれども、素より推量の臆説にして、其實否を詳かにするに所由なし)

その不覺

其の理由の何れにあるにせよ、朝廷より護衛を命ぜられたる肥後藩兵が、何等の働らきを、此の場合に爲さざりしは不覺と云はねばならぬ。不面目と云はねばならぬ。

後藤の中井救援

弘は救援の者一人も無しと雖、獨奮ふんげき激大に敵に膺り、一上一下互に斫結きりむすび、撃つ太刀力餘り過つて蹉跌さてつしたりしかば、暴徒其虚に乘じ、擊著きりつけし刀鋒些物間遠くして、僅に弘が頭上傷く。弘が危急の一撃、暴徒は面部要所に傷けられ、相擊の體にて、互に二の太刀を撃つ氣力撓み、蹶踏ちゆうちよす。此時までも、元燿(後藤象二郎)は、公使と共に遙なる元吉町に在て、繩手通の街角に隔遠なれば、先驅せんくに在斯變あるを知らず、行列遽にはかに止り、群集動搖の爲態を怪しみ、馬を馳せて街角に至り、初めて前驅の困難を目撃し、忽ち馬より飛下り、遙に弘が苦戰の體を見、其危急を救はんと走せ至り、後に立塞り、暴徒の肩先を一刀に斬斃きりたふす。弘は頭上の鮮血流れて眼中に滲り入るをも屈せず、直ちに起て其の首級を刎はねる。要するに日本の面目は、全く中井、後藤兩人の臨機りんきの勇ましき働らきによりて維持せられた。



【四四】 英國公使參朝途中の遭難 (三)

中井の談話

中井弘の手柄に就ては、其の所説一様でない。今ま「英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞」の註を見れば、

英國代理公使アダムスが、日本紀事第二冊第七回中に、後藤刀を振上げ、他の日本人を斫らんとするを見る。此の兇徒は、終に中井の爲に殺されたり。後江戸の公使館に於て、一日中井親ら當時の事を、余(アダムス)に語れり。其言ふ所、左の如し。

余(中井)一人の列を衝き、人を斬り來るを見、馬より飛下り、刀を抜き之を追ひたれば、彼返て余と戦ひ、余の頭を傷く。時に後藤來りて彼を一刀の下に斬斃さんとしたるに、不幸にして後藤の刀把塗飾したる者なれば、誤て掌より脱したり。是に於て余復獨彼と闘へり。余今傷く所の血流れて一眼に入り、一眼見る能はざりしが、十合許にして、彼を斃し、則其首を取りて、シユル、エーチ。

パークスに示せりと見へたれども、米國報告を以て、弘に正誤を質せしに、弘が加筆し、或は削り、或は添へ、考訂せし本に記す所と、大に矛盾するに似たり。是は弘が元燁を優獎して、刀櫛の掌中を脱し、其撃つ刀の輕かりしを云はず、元燁が一刀の下に斃ると書しか。但はアダムスが、日本紀事所載に誤りありや。兩説曖昧として、虚實何れなるを知らずと雖も、姑らく弘が加筆の書に據る。

若干の相違

とある。されば中井弘が自から加筆添刪したる前文の意味と、將た同人が親しくアダムスに語りたる所と、其事實に於て若干の相違あるは、正さに註文に記する所の如し。然もそれは深く吟味すべき程の事ではない。

中井後藤英使を宥む

中井弘は、後藤元燁と與に、公使の側に携へ至り、實檢せしめ、不慮の暴發を謝し、反覆慰め諭して、彼の忿怒を宥む。

本來パークスは、怒り屋である。惟ふに彼が如何に立腹したる乎、想像も及ばぬ程であつたらう。



暴徒捕縛  
の命

先、是公使は心を苛つと雖、狹隘の街路、轉折の別路無ければ、前駟の騒動何事なるを知ることを得ざりしに、忽一人の暴徒其轉折の街角を走出、白刃を揮り、手當便次に斫立來るを、護衛二人尙逼らんとす。公使其の走過を見、護衛兵を顧み、疾く渠を捕へよと喚はる。暴徒は最初護衛一名を斫、其後は縦横に斫旋り、手近なる者數名に輕重金瘡を負せ、兇暴を恣にせんとす。護兵遮り止めんと挑み戦ふを、毫末も屈せず、益猛虎の勢を奮ひ四方に膺るに進退車輪の如しと雖、其身鐵石にあらざれば、銃劍槍刀の爲に、數ヶ所の疵傷を受け、殊に餘り烈く戦に、所持の利刀折れ（原註、アダムスが日本紀事には、打落さるに作る。其實何れなるを知らねど、姑く弘が訂正の書に據る）忽ち敵對する要器を失ひ、進退于此迫り、指副の短刀を探るに、最前よりの激動中、何れにか落失たれば、今は如何とも身を凌ぐ術計盡果、防禦の透を候ひ、逃れ去らんとす。ミットホール之を視認、急に騎兵を指揮して、其逃げんとするに銃撃させしむ。騎兵指揮に隨かせ、直に裝劍を脱して發銃す。其彈丸過たず、暴徒の足に的中、忽ち行歩に苦

暴徒を銃撃

暴徒捕縛

しみ、辛うじて人家の後園に連れ、潛竄せんとせしかども、續て追ひ迫り來れば、今は力盡き勢窮り、竟に英國護兵の爲に捕縛せらる。只だ二人の刺客のみ。然も決死の覺悟もての働きなれば、一大騒動を捲き起し來りたるは、決して不思議の事ではなかつた。

## 【四五】 英國公使參朝途中の遭難 (四)

一人は斬斃され、一人は捕縛せられ、その爲めに刺客は片附いた。道路の騒動は、鎮靜すと雖、公使は前駟此變に遭ふのみならず、負傷の者、重輕數名なるを以て、本日の參朝を辭し、旅館に還らんと、先づ途中の變事を、石（鉛）筆にて帖紙に撮記し、騎兵に齎して、既に參朝せし佛國公使に報げ知らせ、其身は馬の韁を返し、元の街路を知恩院に還る。

英國公使としては、此の如きも亦た已むを得ざる次第。

パークス  
宿所に還る



中井後藤の負傷者手當

在斯事變に至り、説諭して參朝を勸誘すべき事狀ならねば、元燁(後藤)、弘(中井)等も爲方なく、公使の意に隨かせて、甲乙の護衛兵を纏め、是等をして護送させしめ、其身は暫時止まりて、専ら金瘡人を勞り、優恤を盡し、懇に扶送の準備を周旋す。

是亦た左もある可き事。

暴徒奮闘の狀

此一舉たるや、兇徒僅に兩名にて、殆七拾名許の同勢、其餘護送の兵員若干の戒嚴にも屈せず、襲撃して英公使館附屬の護衛兵拾五名(原註、日本紀事には、拾壹名に作る。姑く弘が訂正の書に據て拾五名とす)の中九名に傷け、第九聯隊の兵卒一名、公使の陪卒一名(原註、公使の馬丁なるべし。馬丁は公使の傭夫にして皇國人なり)。是日公使は僥倖に微服したれば、暴徒も強て逼るにあらねど、己に間近く暴れ來りて、白刃を揮る。其の氣勢猛烈に過ぎ、失つて跌く機會に、撃つ刀、公使の軀に及ばず、韁に立傍たる馬丁が脚部に傷け、(原註、米國報告書に公使は正服を著し、肥大の馬に乗居たる事なれば、暴徒之を目ざし、刀を揮て切掛たりしが、偶跌き其狙を失ひしより、其刀は公使の馬丁に及

公使辛く免る

び、其の脚部を傷せられ云々と見えたれども、其事狀豫て傳聞する趣と、甚く異なる所あれば、一日弘に會つて實地の目撃を質すに、其答に、公使は微服せしに因て、暴徒も目を注め狙撃するの程の事にはあらず。只相手は誰彼と選ぶ餘間も無ければ、亂撃に斫旋り、其刀馬丁に傷けしにて、公使を狙撃と云ふまでにはあらず。サトウが乗馬に二个所の傷を負はせたりしは、親しく目撃して知る所也と云へり。尙暴撃して、サトウが乗りし馬に二个所傷く。此爲に公使は辛ふじて危急を免かれしなり。

パークスがフロツク・コートを着したるは、偶然にも彼の一命を全うする所以であつた。

中井後藤處置の妙

今此の變厄に罹り、警衛の士卒傷を負ふ者、輕重都て拾名、其の負傷の重きは、流血衣服を染め、倒れて起つ事を得ず。僥倖に醫官數名あれば、走せ來て、假に停血藥を施し、各旅館に還らんとするに、負傷に弱りて、馬に騎り難き者は、人夫をして舁しめんと、其丁夫を促し役せしむる爲、暫く時間を費すに、元燁、弘等甚く氣を焦て、傷者の治療は遲速分陰を争ふ、是第一の急務なり。豈緩せ



暴徒の處置

にすべけんやと、驟りに督促して、之を旅館に送らしめ、身體自由を得る者は、苦痛を忍び、馬に跨り、各旅館に還り、便室に入る。醫官集ひ寄りて、治療を加ふ。其術の絶妙且迅速なると、勉強の甚しきとを、見る者甚く感賞す。如レ此施術過かなれば、暫時にして畢り、臥床を設けて之に安臥させしむ。又擒の暴徒は、英國衛兵の手に捕縛せしを以て、一旦旅館に牽行んとすれども、歩行を得ざれば、竹轎に駕せて送らんとするに、昇丁頓に在らざれば、其の近邊なる路傍に物を販き居れる商夫兩名に命じて昇がしめんとす。商夫頻りに辭するを、強ちに説得て、昇送させしむ。

後藤中井の功

若し此際後藤、中井の兩人微りせば、日本人の面目は、地に墮ちたであらう。但だ彼等兩人の爲めに、パークスも我が誠意を諒とし、我が高義を洞察することが出来たのであらう。されば此際に於ける兩人の功は、單に身を挺して暴徒に當りたるばかりではなかつた。

【四六】 遭難餘聞(一)

伊藤の機轉

流石に伊藤俊介である。彼は外國事務判事として、兼て公使謁見の通譯に任じた。而して其の臨機の措置が、如何にも其宜しきを得た。

小吏の報告不得要領

公使は旅館に還り、途中不慮の異變起り、其爲に參朝を辭するの尺素を製し、旅館接待の官吏に託し、佛公使に送致す。官吏走使に齎らし傳達させしむ。先是佛、蘭の兩公使は、綸命の時刻を違へず、各參朝し、引かれて虎の間に至り、途中の變事あるを知らねば、只管英公使の朝するを俟つ事良久しく、既に定刻を過ぐると雖、朝せざるを審しみ、各心を安んぜざりしに、忽地歩使の小吏走せ入て、四條畷の急變を報げ、英公使より佛公使に贈る書牘を出す。執次交收して博文(伊藤俊介)に事狀を傳へ、英公使の書牘を交付す。博文先其書牘を取領し、事未だ明白ならず。其實否確報あるまで、必他言すべからずと執次に示し、出て小吏に面接し、實地の景況、異變の詳細を審問するに、小吏具陳顛末曖昧と



して、状を詳にせざれば、博文大に叱り、疾く走せ歸て事状を穿鑿し、更に明細を具狀すべしと告懲して追返し、暫く其變の報ありしを蘊み、竊に外國事務の督輔に事實を報げ、容易ならざる大事件、今兩公使此の異變を聞かば、如何なる異論を發し、竟に葛藤に至らんも測り難し。怒に事の實を報げ、難事の端を開かんより、寧暫らく變を韜み、兩公使の謁見を行はるゝに如かずと商量し、兩副總裁、及議定、參與と議り、上奏して英公使に先立ち、佛、蘭兩公使の謁見式を行はれんと、朝議頓て決し、專其準備を爲す。外國事務輔並博文等は、直に虎の間に至り、兩公使に對し、英公使の參朝甚く延引す。其の遲參を俟ち、徒に時間を消費するは無益なり。速に謁見あらば、其間に英公使も參朝すべしと勧誘す。兩公使も俟間の久しきに倦やしつらん、其説に同じ、英公使の朝するを俟たず、拜謁せん事を首肯せしかば、外國事務輔非藏人を以て、兩副總裁以下關係の各官に報ず。副總裁及外國事務督、内國事務督出で會す。一應口誼畢て各退引、以後謁見の式を行はる。(參照四〇、四一)

變を秘し謁見斷行

謁見終る

若し此際謁見以前に、英國公使途中遭難の事實を、佛、蘭兩國公使に明かさば、彼等は必らずや、謁見を俟たずして退出し、此に於て折角新政府が凡有る犠牲を拂ひ、凡有る心配を爲し、それぞれ準備したる各國公使謁見の一件が、全く水泡に歸する事となり、その爲めに容易に恢復し難き、不信用を中外に暴露し、殆んど測る可からざる大損害を來たしたであらう。されど姑らく其の事實を飲み込み、首尾克く謁見を畢らしめたる後に、之を告げたるを以て、豫定の計畫は、英國公使を除くの外は、型の如く實行せられた。

英使佛使の煽動に動かさず

公使復び虎の間に歸り、以前の椅子に著く。博文懷中より英公使の書牘を出して佛公使に交付し、異變の概略を報ぐ。兩公使驚愕、遽然辭別し、退朝す。總ての接遇、參朝の時の如し。佛公使宮門を出るや馬に乗て鞭を加へ、馳せて知恩院に至り、英公使に面接し、大に彼を煽動して、共に難波に下り、直に江戸に至らん事を勧誘す。英公使動く色なく、不慮の暴發に遭ふと雖、朝官克く職掌を盡し、防戦して手疵を負しをも屈せず、暴徒を斬戮せしを感賞して、更に



怒氣を起さず。

後藤中井  
勇闘の效

此に至りて後藤、中井兩人の勇闘が、如何なる偉大なる効果を、英國公使の心理上に齎らし來りたるかを知るに餘りあらむ。パークスは怒り屋ではあるが、決して容易にレオン・ロツシユの口車に乗るほどの漢ではなかつた。

【四七】 遭難餘聞(二)

佛國公使の煽動には、流石にパークスも乗らなかつた。佛國公使は佛國の立場からの佐幕論であり、英國公使は英國の立場からの否佐幕論。若し尙尊皇と云はずんば——である。但だ彼が此の途中の遭難に處して、其心平なる能はざりしは、彼としては寧ろ當然の事と云はねばならぬ。

接待官の  
見舞

却説兩公使退朝の後、宗城(伊達)勅旨を奉じて、知恩院に往向ひ 續て督官(山階宮晃親王)を始、兩副總裁(三條、岩倉)及議定並に參朝係通禧(東久世)、清廉(小松)、

勅旨を傳  
ふ

元燁(後藤)、利通(大久保)、眞臣(廣澤)、博文(伊藤)、等一同退場、衣體を更る間も無ければ、各朝服の儘、陸續として、同所に至る。公使出て面接す。宗城先づ勅旨を宣傳ふ。其の鳳詔の旨趣、今日途上、不慮の遭厄、幸にして公使の身體無事なりしを聞食し、天氣斜ならず。然れども其爲に參朝を辭し、延見なきを深く遺憾に思食すの叡旨を詳にし、慰問の情を盡す。公使宸慮の篤きを感じ、更に不平の體勢なし。

各公使に  
陳謝

此れは恐らくパークスが、後藤象二郎、中井弘兩人の身を挺して刺客と戦ふたる事を、眼前に見て、その爲めに一切の不平、不満を片附け去つたものであらう。爾後各官公使に對ひ、先づ公使の恙なきを賀し、次に今日不慮の暴發あるも、畢竟政府の命令嚴密ならざるより、在斯兇暴の者ありて、己に外國の交際を破らんとす。其罪甚だ重しと逆鱗あらせられ、第一は海外各國に信義を失はせられん事を深く宸襟を惱せらるゝの實情を縷述し、只管忿怒の氣を解かしめんと、言を盡して陳謝す。



當局の不  
本意

如何にも神戸事件、堺事件にて、懲り懲りしたる新政府が、折角過去を清算して、開國和親の新旗幟を高く掲げたる新政府が、其の劈頭に於て、又たしても斯る出来事に遭遇したること、如何に當局者に取りて、不本意千萬であつた乎。其情察するに餘りありだ。

公使の辭  
令

公使も今宗城宣傳せし勅旨の懇篤と、各官陳謝の深切なるを感ぜしにや、平素の激烈に反し、然而己忿怒の氣色も無く、從容として、先づ慰問の丁寧を謝し、今日召に依て、參朝の途上、道を要して暴徒の襲撃に遭ひしかども、元燁、弘の兩接待官、強勇の防戦に虎口を免れ、身に一點の負傷なきは、全く兩官其職を盡し、救助の勳功、比類なきに依てなり。是偏に朝廷の款接尋常ならず、特別に外人を親愛せらるゝの襟衷を恐察す。然れば今般の事件は、天朝の措辨に委し、成敗は政府の裁斷に任すべし。

如何にもパークスとして、殊勝なる申分である。然も彼は更らに一步を進めて曰く、

朝廷の恥  
辱

情事の爲體を思惟するに、兇徒の暴行、余に對しての亂妨よりも、朝廷に對して逆意非禮を極む。其は今般佛、蘭兩公使及余が輩は、朝廷の召に應じ上京、宮城に延見せらるゝ者なれば、之を犯すは、余が輩を犯すに非ずして、其實朝廷を犯す者にあらずや。是則朝廷を侮辱させしむるの甚しき者なり。政府其の朝廷の恥辱を雪ぐの道を知らば、至當の處置あるは勿論なりと答ふ。

パークスとしては、好辭令である。此れには新政府側も、恐らくは一言の返す言葉もあるまい。

各官謝過

各官其言の殊勝なるを感じ、在斯不慮の變に及ぶも、公使の爲に注意する事の不逮より國辱を施出而已ならず、偶招請の外客に對し、不法の舉動あるは實に百官の慚愧の至なりと、丁寧反覆謝過の實情を見はす。

讀み來りて其言の僕々爾なるを憾みとす。然も當時の情勢に於ては、此れも無理ではなかつたであらう。



【四八】遭難餘聞(三)

パークスの犯罪者處分意見

パークスは、決して淡泊ではなかつた。彼は平生の怒り屋に似ず、今度は氣を平らかにし、言を詳かにして語つたが、然も其の語る趣意は、峻烈、尖銳のものであつた。

公使尙各官に説て云へらく、嚮に神戸、堺等の事の序に議したる如く、外客を襲殺する者は、假令士官たりとも、自裁の榮を與へず、貶して平民と爲し、尋常の死刑に處するの法を立、速に之を天下に布告せられ、且天朝實に外國と交際、懇親の歡慮なるを公布し、邊陲の衆庶に知らしめらるゝ事、政府に於て必要の急務ならずや。

此れがパークスの勸告だ。勸告と云ふも、其實は要求だ。

忠告と施行督促相兼

抑皇國に奇代の一種黨ありて、無辜の外國人を殺害するを、朝廷の爲なりと云へる無狀の暴行に遭ひ、従前之が爲に非命の死を爲す者、幾干なるを知らず。

疾く其徒の黨中に行はるゝ邪僻の感を解かしめ、誤謬の根源を斷絶させしむるも、亦政府の緊要にて、是各位職掌の第一なり、片時も猶豫せらるべきに非すと、忠告と施行の督促とを相半せし論辨を爲す。

或は之をパークスの説教と言ふも可也 然も其の裏面には、強要が存在してゐる。各官は彼が忿怒を宥め、後日の葛藤勿からしめんとするを主とすれば、公使の誨示に悖らず、其所言を領承し、彼が箴警を負荷せん事を首肯す。

惴々焉として、パークスの意を迎ふるに是れ急なるの状想ふ可し。

公使各官の従順なるに、彌隔意も無き體にて、余が一身は、無難なりと雖、只傷むべきは、衛兵數名の負傷なり。其中には金瘡輕からざる者あり。專治療を施さしむれども、醫員も死生を診し定むるを得ず。請ふ各位負傷の點檢あらん事をと陳述す。

負傷者點檢要求

此れもパークスには、それぞれの下心ありての事であつたらう。

各官辭すべき事状ならねば、延れて傷者の居所に至り、倩其負傷者の容體を



看るに、輕重數名、夫々醫官治療の術を施し、用意最丁寧なり。前にも云へる如く、醫官數名の隨行ありしは、是一つの天幸なる上、其醫員等が施術の神速、感ずるに耐たり。恁て後各官尙公使を慰め、暴徒の餘黨を搜索し、之を擒獲し、以兇暴の根を斷つ之の策略、今日の急務にして、瞬間も躊躇すべき時機ならねば、諸事の商議は、翌日に定め、互に再會を約して、分袂す。

果然パークスの注文は、悉く容れられた。刺客の一人、英人に生縛せられたる三枝翁に付て、翌三月一日附をもて、左の如き、處罰案は出で來つた。

三枝翁處罰案

戊辰三月一日

昨日於途中同類申合、白刃を以、隨員え爲手負候に付、參内も被差延、御交際を妨、亂行之始末、重疊之不屈者に付、帶刀を奪ひ、士籍を削り、來る四日顯戮斬罪之上、三日之間令梟首事。

此れは當時に於ては、或は已むを得ざる次第であつたかも知れぬが、其の處罰案が悉く英國公使の注文通りに出來たのは、新政府として、決して好例を遺したる

ものとは稱讚することは出來ない。

尚ほ三枝翁は、三月四日の朝、栗田口にて處刑せられたが、其の處刑申渡書は左の通りであつた。

浪人

三枝翁

其方儀、今度入京被仰付候英吉利公使參内之途中、同類申合、拔刀切懸り、手疵を負せ、御新政之砌、外國御交際を妨げ、亂行に及び、朝廷を輕候次第、重疊不屈之至に付、苗字大小御取揚、斬罪之上、梟首被仰付之。以上。

梟日數三日

三月

刑法事務局

先づ前の所刑案と、大同小異、其の英國公使の注文を容れ、其れを底案として、斯く審斷したものと察せらるゝ。乃ち此の如くして此の一件は落著した。



## 第八章 英使の態度

### 【四九】 劍影録の記事 (一)

江見政發  
劍影録

此の事件に就ては、中井弘の門客—江見政發—が、佛人某の日記を「意解抄譯」と稱して、「劍影録」なる小冊子を公にしてゐる。其書は本文の著者が、壯年時代—明治二十三年五月—に刊行したるものにして、其の記事は、尤も重きを中井弘に措いて居り、或は中井が佛人某の筆に托して、自家の功績を録せしめたるものではないかと思はしむる筋もあるが、然も其の記事中には、誤謬として中井が指摘したる點もあれば、原文があるにはあつたかとも思はるゝ。それには神戸事件、堺事件を敘して、やがてパークス參朝途中遭難事件に及んでゐる。而して其の記事には、或は前文(參照四二—四八)に漏れたる點も若干あれば、更らに之を採録する。

三國公使  
入京

英公使の大阪を發するや、小松帶刀氏、伊藤俊介氏(博文)之を同伴して伏水街道より、京都に入りけるが、後藤象二郎、中井弘藏の兩氏は、之を伏水稲荷神社の邊りに出迎ひ、途中無異に知恩院の旅館に到着したり。蘭、佛公使も亦一路平安、各其旅館に到着しければ、其翌日各公使は、伊藤、中井の官吏に伴はれて、新政府の大臣、貴顯と聞へし三條、岩倉、鍋島、毛利、東久世氏等の各邸を廻禮せり。此日は朝より雨降り出ければ、公使は皆騎馬或は駕籠を用ひたり。

以上は三國公使の入京の記事。

攘夷黨の  
憤激

此時京都は兵亂の餘にして、殺氣未だ全く消へず。加之神戸、堺の暴動及其の所刑の始末等、痛く影響を他の攘夷の黨派に及ぼし、人心の激昂頗る甚く、其徒各所に集合して、新政府の處置舉動に、不満を抱き、慷慨悲憤、攘夷の決行の至らざるを嘆じて、切齒扼腕、東奔西走するが如き形勢にて、我が歐羅巴人を見れば、概して之を野蠻と云ひ、醜虜と罵るの際に方り、突然我々が禁闕の



下に到るのみならず、官吏は之を引て、皇帝陛下の謁見を許すが如きは、抑も國體を汚すの罪人なりとて、係りの官吏及び外國公使を誅戮せんなど、所々に壁書し、或は檄を放つて同志を煽動しければ、世情何となく物騒がしく、人心自ら恟々たり。

此れが當時に於ける京都の情況。

人心向背不定

且つ東國征討の官軍西郷吉之助氏等、尙未だ函根山の嶮を越へざるのみならず、徳川慶喜、會津容保等漸く横濱（大阪）より江戸へ退去せし時なれば、各國公使の京都に入りしも、新政府の舉動を視察せんが爲めにして、畢竟は徳川幕府を以て、一政府と見做し、局外中立を以て、新舊兩政府を目するが如き、内外人心の向背一定せず。誠に危殆の時勢なり。

新政府官吏の奮勵

此れは内外の形勢を説く。説き得て能く其の真相を穿つてゐる。全く各國公使等は、新舊兩政府の對立を認め、自ら局外中立を宣して、其間に善處せんと企てた。されば新政府の官吏は、死を以て國に報ゆるの時なれとて、日夜奮勵して、力を國事に盡しける。

此れもその通りだ。

暴徒斬込

三月二十三日（日本曆二月晦日）謁見の期日となりければ、午前八時英使パークス氏は參内せんとして、接待係後藤象二郎氏、中井弘藏氏と俱に、書記官ミツボルド氏、同サトウ氏、同ウエルキンソン氏、海官士官サットン氏、醫官ウリース氏、其他護衛の歩騎兩隊を率ゐて、知恩院の館舎を立出で、四條繩手街を通過するに際し、大和十津川の浪士林田貞堅（原註、林田は小堀右膳の家來、十津川浪士に作る非なり）三枝茂の兩人街頭群集の中より躍り出で、大刀振り翳して、前驅の騎兵に斬り掛けたり。

【五〇】 劍影録の記事（二）

中井の働

記事は林田貞堅（朱雀操）、三枝茂（翁）の英公使の前衛を衝きたるにつゞく。



事の不意に出づるに驚き、素破大事よと騎兵は手々に長槍を振廻し、迎へ戦へども、此日は群衆山の如く、且つ道路も狹隘なれば、馬上の進退意の如くならず、必死の浪士は、騎兵の隊長を見て、公使とや思ひけん、縦横無盡に斬り廻り、瞬く間に騎兵九名に重傷を負はせ、馬四頭を傷け、尙も進んで公使の後隊に斬り入らんとするを見て、中井弘藏氏は、先手に在りて、早や三條橋を西へ渡らんとする折なりしが、急に駈け戻して、馬より飛び下り、暴徒を支へて斬り結ぶこと十餘合に及びしが、後隊に在りし後藤象二郎氏も駈け來りて、共に力を協せ、終に林田貞堅を斬り伏せ、三枝茂を生捕りたり。此時中井弘藏氏は頭上に傷を負ひ、鮮血淋漓、眼を掩へども、尙屈せずして、林田の首級を提げながら、直ちに英公使の所在に、駈け付けたり。

此の中井弘の働らきに就ては、前掲「英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞」と併讀するを要す（參照四二―四五）

英公使は後隊に在て、未だ繩手街に至らざりしを以て、辛くも危難を追がれし

こそ不幸中の幸福なれ。

此れは全く僥倖であつた。

宿所に還

扱も英公使は騎兵の重傷を見て大いに怒り、直ちに馬を馳せて兵庫に引返へし、軍艦に搭じて横濱へ去らんとしたりしが、後藤、中井の兩氏が奮闘盡力して、能く兇徒を戮し、或は捕へ、殊に中井氏が傷を負ひながら、暴徒の首級を提げ來りしを見て、其の勇敢にして身を顧みず、危難に當りたるの働きに感じ、憤怒を抑へ、中井氏に強迫せられて、知恩院の館舎にぞ歸りける。

此れは前掲參朝記聞の所記と、頗る趣きを殊にしてゐる。併し怒り屋のパークスも、一時は憤怒したるにせよ、彼は決して斯る無謀の事を作す可き筈がない。

此日は天氣殊に晴朗なりしが、外國人の參朝は、日本紀元二千五百餘年來、未曾有の珍事なれば、其の鹵簿行装の異様に麗はしきを見んとて、遠近より集りたる老若男女は群をなし、隊をなし、途上は宛がら立錐の地も餘さざりき。去れば此の混雜に紛れて、殘黨の潜伏再舉せんも計り難しとて、英の歩兵をして、

後藤臨機の指揮



空砲を散發せしめ、群衆の散亂するを待て、無事に引揚げたるは、後藤氏が臨機きの指揮とぞ聞へし。

果して然る乎。好氣轉だ。

伊藤の機轉

先、是午前八時蘭公使は南禪寺なんぜんじより、佛公使は相國寺より、各々參内して英公使と俱ともに、謁見えつけんの儀式に臨まんとて、其の參内を待ちけるが、定刻を過ぎて、最早一時間餘も経たらん歟、英の一騎兵、英公使の書翰を携たづへ來りて、之を佛公使に贈らんとぞ言ひ入れたる。伊藤俊介氏は、公使に接伴せつばんして、其席に在りけるが、英公使參朝の時刻を移すを見て、途上變事あらんことを懸念けんねんせしが、果して書狀到來たうらいせしかば、扱てこそと思ひ、之を佛公使に示さずして、英公使遲參ちさんすれば、蘭、佛の二公使、先づ謁見の式を行はれよとて、速かに其の儀式を了をはり、二公使を接待席せつたいせきに伴ひ歸りて後、初めて英公使の書狀を示したり。

此事は參朝記聞に詳悉しょうしつしあり。就て見る可し。(參照四二―四五)

若し謁見前に此の書狀を佛公使に見せしならば、此日の儀式は行はれまじきを、

其の注意ちゅういの周到なること、謀を好んで懼おそるゝものとや謂はん。

然り。然り。

英使佛使  
煽動に乗  
らず

佛公使は此書を展讀てんどくして、顔色忽ち變じ、暴動なりと呼びつゝ、直ちに暇いさまを告げて、單騎鞭を揚げ、知恩院なる英公使の許もとに馳せ行き、英公使に向て、速かに兵庫に至り、軍艦に搭たふじて横濱に赴き、徳川幕府に依りて事を謀るに如かずと説きたりしに、英公使は頭を左右に振り、否とよ、今日の暴舉ぼうぎよに我が騎兵の重傷を負ひしもの多けれども、余及び士官等は、新政府の官吏たる後藤象二郎、中井弘藏の二氏が、奮闘ふんどうの救護に頼りてこそ、辛くも虎口ここうを追おがれたれ。今謁見の式を終へずして、歸路に就くは、皇帝陛下に對して、不敬の至りならんと云ふに、佛公使も其言に服して止みぬ。

とあるが、果して英國公使が斯く語りたるや否やは、詳つまびらかならざるも、彼が佛國公使の煽動せんどうに乗らずして、京都に踏み止まりたるは、明白の事實である。



## 【五一】 劍影録の記事(三)

三條橋頭  
徒匪の暴

中井弘は、自から劍影録に序して曰く、

浪士が英公使の參内を四條繩手街に要撃せし時、余は俄然一驚を喫し、暴徒は僅々二人に止らず、必ずや堺浦なる土佐兵隊の殘黨が、襲撃の再舉を企てしならんと信じたるより、以爲らく、衆寡勢を殊にす。余亦其必勝を保ち難し。繩手街を三條橋側まで退かば、或は警備兵の來り援る者あらんと。戦ひながら橋頭に近づく一町許にして、終に敵を斃せしが、豈圖らん橋頭却て殘黨の潜伏しあらんとは。此時誤て橋頭に達せしならば、余が一身の危険なるは、言を待たず。外交の平和忽ち破れ、大事是より去らん、豈亦危からずや。即夜浪士取締田中顯介君(田中光顯)が、此の殘黨三名を捕拵し來るに會し、初めて余が豫想の危険なりしを知り、覺へず冷汗背に透りたりき。

果して然る耶。何れにもせよ、中井が刺客の前衛を衝くを見るや、直ちに馬より飛

び下りて、之と戦うたるは、應變の道に於て、遺憾無きに庶きものであつた。

林田三枝  
心情

抑も林田(朱雀)、三枝の暴舉は、慷慨悲憤の餘に激發したるものにして、其の心情を分析すれば、實に憐むべきものあり。其の懷中せし辭世の和歌(原註、咲かけて散るや大和の櫻花、よしや浮名を世に流すとも 貞堅)を見て其の國事に死するの決心は、全く尊王攘夷の精神を貫徹するに在るを信認したり。其舉固より狂暴に出ると雖ども、其の志操の堅且固なる、之を今世の有志を以て自任する徒が、往高尙なる理想的政事家を擬似し、徒らに口舌を弄して、無責任の言論を放ままにする者に比すれば、其の勇往果敢の氣魄は、日を同ふして語る可からざるものあり。然るに當時外交の事は、勉めて平和を旨とし、偏頗愛憎なく、信義を専らにし、之が調理に従事したるを以て、各國公使も新政府の公平に感じて、速かに談判の局を結び、終に維新の大業を成就せしめたり。

と。此れは明治二十三年一月、當事者たりし中井弘が、二十三年前を回顧し、之を二十三年後の政情と對照したるものだ。



以政府必要  
上の譲

要するに維新政府は、一時に百八十度の急回轉を爲し、尊皇攘夷より、尊皇和親となり、和親に急なる、時としては往々讓歩する必要なき程度まで、讓歩したる嫌ひなきでもなかつたが、當時之を内にしては、關東、東北は儼然一獨立國の體をなして、新政府の威令は未だ之に及ばず。外國諸公使は、局外中立を宣して形勢を觀望しつゝある際なれば、萬障を排しても、各國公使を味方に取り込むことは、新政府存立に於て、缺く可からざる必須の要件の重なる一であつたに相違なかる可く、而して諸外國公使は亦たその弱味に附け入りて、勝手の注文をなしたるに相違なかる可く、此の如くして我が外交は、一種の外意承奉、外人追隨とも云ふ可き範疇を脱する能はざるものとなつた。然も徒らに之を以て當局者を咎むるは、平允の見ではない。彼等は實に背に腹は代へられぬ立場に在つたのだ。何人をして其局に當らしむるも、恐らくは彼等ほどの事さへも、容易に出來なかつたであらう。

亦止むを  
得ず

同時に之を以て、彼等暴徒を罪するも、亦た決して公平の見ではない。彼等は攘

暴徒實は  
忠實者

夷の雰圍氣中に生息したるもの。而して其の雰圍氣の重なる製造者は、現在の當局者等であつた。今日彼等の政策の破壊者たる暴徒は、昨日彼等に指導せられたる忠實の門人だ。衝突の原因は、弟子は師説を金科玉條として、遵奉するに拘らず、師はそれを破靴同様捨て去つたからだ。

【五二】 善後の措置

三枝の陳  
述

抑も林田貞堅(朱雀操)、三枝翁等が、此の英國公使參内を、途中に於て要撃した理由は、三枝翁の糾問に答へたる陳述が、之を盡してゐる。

過日外客參朝の禮典を行はせらるゝの布令を拜承し、情開港以降の事狀を顧慮するに、舊幕府一時偷安の權策に、外客渡來の港を開きしより、先帝(孝明天皇)深く宸襟を惱せられ、鎖港、攘夷の勅諭を下さるゝ事屢なれ共、幕府因循、朝命を奉ぜず。剩前將軍家茂辭職を口實とし、其實は外交條約の勅許を奏請し、



一橋黃門(徳川慶喜)を始、在京の老閣連署の状を捧げ、逼て共に勅許を下されん事を請ふ。時機止む事を得させられず、條約は勅許あらせられしかども、兵庫の開港は禁ぜられしを、是をも亦客歲慶喜玉座の下に逼て、竟に攝海開港の勅許を請ひ受く。

此れは舊幕が外交に關して、朝廷を強要したる事實を云ふ。

畢竟幕府偷安を主とし、彼を制するの威力なきに起ると雖、其軟弱を侮り、皇威を恐れず、大に蔑如し、猖獗を恣にする傲慢の弊、尙天朝萬機を御親裁の今日に至りても更めず。既に神戸、堺の事件を難論し、見證を出して數名の人命を斷しむ。其の暴慢、皇國人として、誰か忿怒せざる者あらんや。是余が平素の持論なり。

此れは外人が幕府の軟弱を奇貨として、勝手に振舞を爲し、皇政一新の後に迫んでも、依然舊態を改めず、神戸事件、堺事件など我に迫つて幾多の志士を殺さしむるに至れるを云ふ。

禁内を汚すを憤る

然るに今日飲酒の爲に憤怒の氣を發し、外夷入て禁内を汚すを見るに忍びず、前後を忘却して、在<sub>レ</sub>斯一舉に及べりと白狀す。(英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞)

朝廷の詔書

尙ほ新政府よりは、此の事件に就き、翌三月一日を以て、左の詔書を、パークスに與へた。

昨二月卅日、閣下參朝之中途、大和之産、三枝翁(茂)、城州桂村の産、朱雀操(林田貞堅)意外之暴行に及、貴國之兵士數人に手を負せ候次第に相運び候處、幸附添之者より壹人は打留、壹人は貴國兵士召捕候段申出候。尤我之政府に於ては、專外國交際を重じ、普親睦を厚せんが爲、參朝之義も申入候儀は、兼て御諒知之通候處、頃日に至り、右様之所業數々有<sub>レ</sub>之候は、必竟我之政令不行届より生候次第、各國え對し、實以汗背心外之至候。勿論右之者、餘類之有無、精々探索を盡し、何處迄も根を可<sub>レ</sub>斷候。又召捕候三枝翁は、兩國政府之重大之禮式を妨げ、不屈至極に付、嚴科に可<sub>レ</sub>處は勿論之事に候。且又貴國之兵士、手負者治療不<sub>レ</sub>相届、終に及<sub>レ</sub>死亡<sub>二</sub>候歟、又は是よりして職掌に離れ、

養育料支給



活計を失ふ者は、我が政府より至當之養育料を與へて、忿恚之一端を慰し申度は我之政府之實意候間、此段貴下兵士は勿論、本國政府へも厚意貫徹候様、以て書面へ申入べく旨、朝命有之候に付、此段如是御坐候。已上。

三月一日

三條大納言

岩倉右兵衛督

徳大寺大納言

越前宰相

英國公使

サー・ハルリー・パークス・ケ・シ・ビ閣下

越前宰相は、松平春嶽のことだ。而して新政府は、兎も角もパークスの意を和げ、其の當初の計企通りに、彼をして參内謁見せしめんことを期した。而してパークスも亦深く考ふる所ありて、新政府の謝意を諒として、參内、謁見を濟す可く決心し、此の如くして新政府は、漸く此の事件の後を善くすることを得た。

【五三】パークスの答書

パークス返事

パークスは新政府の代表者より、詫状を呈せられたるに付（參照五二）、左の答書を與へた。

昨朔日附之御書致ニ披閱一候。然ば一昨晦日拜謁之ため、皇宮へ罷參途中に於て、拙者へ對し、暴發有之候段、御門政府へ聞へし所、御痛心せらるゝ趣致承知一候。

先づ此書が詫書に對する復書であるを云ふ。

立苦情不申

借條約を取結びし外國へ對し、親穆を被盡度思召を以、折角御門陛下より、各國公使を御請待相成候得ば、本國皇帝は勿論、政府に於ても、日本に對し、御門陛下同様之懇情を抱き、且他之大國皇帝を尊崇する禮儀を以て、御門陛下を敬する本意を顯すがため、早速洪恩之御請待を受度罷出候處、豈計んや、不幸にして惡心之者共ありて、右御門之思召を妨奉らんとせしは、元來本國皇帝



へ對し、至極失敬之所業に候。御門陛下に對し、猶一層之失敬に當り候段、閣下達可レ被レ察、自然御門政府より早速右一件之處置可レ及筈と信候故、閣下達へ苦情を申立不レ致。

如何にもパークスとしては、順當であり、且つ正當であり、穩當である申分だ。

且御門より數度見舞之使者を被レ遣而已ならず。猶閣下達より御書狀被レ差越へ、生殘候同類探索等被レ及候は、御門並に其政府に於て、眞實に如レ斯暴發有レ之を、痛心被レ成證據に候へば、矢張是迄之通、御懇親可レ申と存候。

乃ち新政府の誠意を諒として、此の一件の發生に拘らず、依然舊交を持續す可しとのことだ。

注文的忠告

且昨日閣下達へ面會之砌、御談じ申候は、此度之處置は勿論、閣下達被レ仰候通、是迄政令不レ行届之處、自今政令十分行届べき様盡力いたし、後來右等之所業無レ之様、御處置可レ有レ之。尤是迄貴國之内、外國人を犯候を潔き事と思ふ黨與有レ之候處、最早今日に至りては、外國人殺害を可レ恥様に至らざれば、

職掌不レ相濟一事、貴國政府に於て被レ察、猶御門於ても、外國と懇親之交をいたし度候故、外國へ對し、惡業なすものは、日本之國害に相成に付、萬一右様之所業に及候者は、嚴重に罰を可レ與旨、天下中え布告すべき御約束に御坐候。右之意を以て、御布告に相成候はば、右惡黨之者、心を改むるは必然也。是又外交永久相續之一端と存候。

此れは新政府の要人等に對して、パークスの講釋である。教育である。訓諭である。當時の情勢としては、神妙に斯言を謹聽したのも、餘儀なき仕合であつたであらう。

養育料満足

且此公使館護卒之内、或は死亡し、或は怪我之療治不行届にて、其職を離れ候もの有レ之候はゞ、養育料被レ差出度、御門之御意、拙者は勿論、定て本國皇帝陛下に於ても、満足に被レ思召と存候。

新政府の誠意、若しくは好意に就て斯く云ふ。

右は怪我之淺深を吟味し、本國政府に於て、請取理有レ之と思ひ、拙者へ命を



下し候はば、猶可ニ申入一候。  
此れは當然の事。

中井後藤  
禮讃

就ては皇宮へ參内之爲、拙者に附添居候後藤象二郎、中井弘藏兩人之立派なる所業を不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>述、右兩人自己之命を不<sub>レ</sub>惜、只々職掌を盡し度意を以て、早速殺害人へ打掛り、其場にて壹人を打取候へども、中井弘藏深手を負し段、氣之毒至に存候。尤拙者之申立を不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>待とも、日本帝王並國民之名を惜、如<sub>レ</sub>斯我命を不<sub>レ</sub>顧候ものは、自然御門之寵愛を可<sub>レ</sub>蒙筈存候。右之段回答如<sub>レ</sub>斯御坐候。以上。

三月二日

ハルリー・エス・パークス

三條大納言

岩倉右兵衛督

徳大寺大納言

閣下

越前宰相

日本男子  
の面目

讀んで此に到り、何人も中心より當時に於ける後藤、中井の働らきに感謝せざるものはあるまい。彼等兩人は、單だに兩人の名を惜みたるばかりでなく、亦た日本國の名を惜んだ。疾風勁草を知る。彼等の行動は、日本男子の面目を全うしたる所以である。

【五四】 英人側の觀察

遭難者の  
語

英國公使參内途中、遭難に際して、其の現場に在つた三人の英人、即ち公使パークス、書記官ミットフォールド、通譯官サトウ三人は、當時の事に就て、銘々語るところあつた。今ま其の中に就て、一二採録する。

パークス  
夫人宛書  
狀

パークスの所語は、概して其の新政府要人に對へたる書簡の意味と、同一である。パークスは事件の翌日、其の夫人に書を與へて、  
昨日は是迄未だ經驗しなかつた一大厄難に遭うた。……我等の行列は、第一護

五四 英人側の觀察

二一七



衛の先驅、次に予、サトウ、ブラッドショウ、後藤象二郎なる日本の高官、第三歩兵の護衛。先驅が街の角を曲りて、予が眼の達せざる邊に進むや、騒動が出来た。やがて一人の日本人は、當るを幸ひに斫り廻つた。彼の一撃は予を逸した。然も予の帶を切り、サトウの馬の鼻を割き去つた。

二人の日本官吏後藤象二郎、中井弘藏は、如何にも立派なる働らきをした。彼等は暴徒をやりつけた。予は此の事件の一切の措置を、日本官吏に一任したが、彼等は予の注文通りに處分した。是迄は日本侍が、外人を殺害せるを以て英雄的行爲とし、その所罰も亦認めて切腹を命じた。佛國公使ロツシユなども誤つて切腹を承認した。それは却て外人殺害の奨勵となつた。然も予は今後は賤しむ可き死刑とせんことを期してゐる。

尙ほミットフオールド(後にリデステル卿—Lord Redesdale)は、一八六八年五月二十日の「タイムス紙」上に、當時の事情を叙述してゐるが、其の大體は既記「戊辰京都參朝記聞」と大差ない。

事件措置  
日本に一

ミットフ  
オールドの  
記事

行列順序

第一には公使館護衛の監督者が、日本官吏として相應の位置ある中井と馬を並べ、次に騎馬の護衛、次に公使サー・ハーリー・パークス、それからサトウ、及び日本外交局の高官後藤象二郎、次に第九聯隊(英國の)に屬する歩兵の護衛。予は馬が無かつたから輿を用ひた。

と云ひ、更らに、

中井は馬より飛び下り、直ちに暴徒と戦うたが、其の長き下袴に足を纏はれ、突き倒れ、其の頭上に深瘡を被つた。此時後藤は公使の傍にありて、未だ街角を廻らないから、其の騒動の實況は目撃しなかつたが、然も彼は其の様子のだならぬを感付き、直ちに馬を下りて、其場に走せ付け、中井を扶けて、其場に暴徒を切り倒した。

と云ひ、次に自から三枝翁を捕へたる顛末を語つてゐる。當時三枝は市川三郎と名乗つてゐた。

パークス

サトウの所記は、其の當時及び前後の事にも涉つてゐる。彼は三月二十二日、即



日本大官  
訪問

ち日本曆二月二十九日、謁見日の前日、パークスが、山階宮、三條、岩倉、鍋島直大、毛利廣封(元徳)などを歴訪したる記事がある。

山階宮は、愉快に、快活に、穢き髯を削り落し、齒も涅く染めて、而して能樂師の如き装束をしてゐた。

と云ひ、三條に就ては、

三十三歳の短軀にして、青白き文弱さうなる漢。

岩倉と語

と云ひ、更らに岩倉に就ては、

彼は儼然たる齡老けて見える漢だが、其の談話は、真率であつた。彼は公使に向つて是迄御門(Miçado)及び朝臣等が、外人を嫉み、攘夷を標榜し、而して幕府が開國を標榜したることは、何れも眞實だ。然も現時は全く一變したと云ひ、而して特に英國が、御門が即ち日本の主權者であることを認識したるを感謝すと語つた。

岩倉の邸を去りたる後、伊藤は予(サトウ)に向つて、岩倉が朝廷昔時の攘夷の事

實を露骨に語つたから、或は公使の感情を傷けはせざりやと掛念する旨を、岩倉當人より伊藤に告げた旨を語つた。

と云うてゐる。

尙ほ中井、後藤に就ては、

中井は馬より飛び下りて暴徒と激闘した。刀を交へてゐる最中、其の長袴にからまりて、倒れたところを、暴徒は其頭を切らんとしたが、中井は倒れながら之を支へて、其の頭頂に傷を受け、同時に暴徒は、其胸を刺され、それにひるみ、中井に背を向けたる刹那、後藤の刀は其の肩先を切り、地に倒れたるところを、中井は起ち上りて其首を掻き切つた。

とある。而して三枝 翁に就ては、

彼は護衛歩兵の銃剣につかれたが、尙ほ蹣跚として、後方に趨つた。しかしミットフォードの輿に遮られ、ブラッドショウの短銃に射られ、町家の庭に倒れ、人事不省となつた。

中井後藤  
暴徒斬倒  
の状

三枝捕る



と云うてゐる。而して二人の刺客の爲めに、九人の外人護衛と、中井弘と、パークスの日本人馬丁等、合せて十二人の傷者を見出したるは、聊か意外の感を、彼等外人に與へた様だ。

パークス  
態度

尙ほパークスの態度に就ては、

サー・ハリー・パークスは、使節及び公使の絢爛たる禮服を著用し、靜かに馬上に跨り、監督及ビーコックも亦た騎馬にて、其傍に在り。而して日本の見物人は群集したが、其の先驅者たる日本の護衛、肥後の歩兵二百人は、何處ともなく去りて、其の隻影も見えなかつた。

と云うてゐる。此のパークスの禮服だけが、戊辰參朝記聞のフロック・コートと相違してゐる。

## 第九章 英使參内と其結果

### 【五五】 英國公使の參内

パークス  
の満足

既記の如く、英國公使參内途中の遭難は、之に處したる新政府の要人及び新政府の態度が、良好なりし爲め、却つて雨降つて地固まるの好果を來たし、パークスをして、事件其物には、多大の不快を感じしめたるにせよ、新政府の之を嘆惜、悔恨したる態度と、パークスの注文を、その儘悉皆之を受入れたるには、満足を表せざるを得なかつた。此の如くして再度の參内は、滞りなく行はるゝこととなつた。乃ち三月二日、左の案内状は發送せられた。

參内案内  
状

御門御對面被<sub>レ</sub>致候間、明三日十二時御參内有<sub>レ</sub>之候様致度候。

右之趣御案内爲<sub>レ</sub>可<sub>ニ</sub>申入<sub>一</sub>、此段如<sub>レ</sub>此御坐候。以上。

辰三月二日

五五 英國公使の參内



肥前侍從  
宇和島少將  
東久世少將

英國公使 サア・ハルリー・パークス・ケ・シ・ビ閣下

斯くてパークスは、三月三日參内した。其の謁見記は左の如し。

謁見  
パークス

英吉利公使參内謁見記

三月三日英國公使ハルリー・パークス、書記ミットホールド參朝。

一 皇帝陛下自から勅する前の如し。(參照四〇、四一)

英公使曰、我本國帝王陛下安全也。

天皇陛下御尋問の件々、且御懇親の勅意、余欣然として、本國政府に可奉通達也。夫外國交際の儀は、貴國御政體の立に隨て、益堅固なるべき事にして、此節貴國に於て、全國一般の御政體を被爲立、萬國の公法を基根と被爲遊し故、追々外國交際盛なるべき義必然と奉存也。

皇帝陛下又勅曰、去る三十日貴公使參朝途中、不慮之儀出來、禮式延引、遺憾之至に候。今日改めて參朝、満足に存候。

英使感謝

英公使曰、先日參内の途中、暴發に出會せし所、今日 天皇陛下より、難有御綸言を蒙り、且其場に於ては、天皇陛下臣人の助力を受け、難有奉感佩、尙今日の厚き御待遇を以、過日の不幸は、奉忘除候也。右之通にて相濟退出せり。

臨時蘭佛  
公使參朝

以上によりて主上が、パークスに對し玉ひ、過日遭難の一件を御嘆惜遊ばされたる御誠意が、彼の胸底に如何に透徹したるかゞ判知る。斯くて英國公使は、復び虎の間に遷り、以前の椅子に就く。當日朝廷には、臨時に佛、蘭兩國公使を召させられ、兩公使御召に應じて參朝。此に以て英、佛、蘭三國公使會同、此方よりは三條、岩倉、中山忠能、徳大寺實則、松平慶永、東久世通禧、伊達宗城列坐、尙ほ小松帶刀、木戸孝允、後藤象二郎、五代友厚、伊藤博文等待坐、應接した。而して其の商議の問題は、



商議の間

兵庫開港の後、居留地未だ成就せず。以後締盟の各國人は、兵庫、神戸の間、居留雑居の事件。及新潟開港、其期限の確定。並開港の各地に以て、洋銀交換一元に、額銀三方（分？）を以てするの立法並刑法。且暴行戒嚴布告等の數件を談判す。（戊辰京都参朝記開）

とある。尙ほ戊辰日記には、「三日英國公使入京、拜禮有之、其儀如前日。畢て佛、蘭公使も會して開港等の諸件、談判有之、暮時前相濟、散朝」とある。又正親町三條（嵯峨）實愛日記には、

三日巳半（午前十一時）参内、英公使並佛、蘭等参内也。午前参上有出會。

一出御于南殿、御對面凡如去卅日。

一 總裁内國外國掛等有談判。刑法の事を談ずる由也

とある。此刑法とは、恐らくは暴徒處罰の件であらう。戊辰日記（松平春嶽）の開港等とあるは、新潟開港延期に就て、公使等より苦情を持ち出したるものであらう。何れにしても左程の大問題ではなかつたものと察せらるる。尙ほ兵庫、神戸間の

外人内地雑居は、生田川と宇治川とを堺として、其間だけは差支なしとした。

【五六】 参内後の評定

布告案文  
送致

斯くて英、佛、蘭三國公使と約束したる通り、新政府の外交掛は、三國公使に向て左の如き布告案文を送致した。

過日御約束申上置候外國人え及亂妨候節、所置振等之義、布告者勿論、辻札え掛、普く我人民に知らしめ候爲相認、別紙草稿拙者共より差上候様總裁より承申候間、御請取可被成候。此段如し此御坐候。以上。

三月四日

東久世 前少將

宇和島 少將

肥前 侍從

各國公使宛

布告草案

而して所謂その草案なるものは左の如し。

五六 参内後の評定



今般王政御一新に付、朝廷之御條理を追ひ、外國御交際之義被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>、諸事於<sub>レ</sub>朝廷、直ちに御取扱被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、萬國之公法を以、條約御履行被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候に付ては、全國之人民、勅旨を奉戴し、心得違無<sub>レ</sub>之様被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候。自今已後猥りに外國人を殺害し、或は不作法之處業等致し候ものは、朝命に悖り、御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候各國に對し、皇國之御威信も不<sub>レ</sub>相立<sub>一</sub>次第、甚以不屈至極之義に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、削<sub>レ</sub>士籍、公法を以、至當之典刑に可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>處候條、銘々奉<sub>レ</sub>朝命、聊暴行之所業無<sub>レ</sub>之様、屹度被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候事。

三月

パークス  
注文通り

此れは正しくパークスの注文通りの文句である。切腹など士道を以て遇するときは、却て或る意味に於ては、外人殺害獎勵となる虞れあれば、飽迄殺害者には、恥辱を與へねばならぬとは、パークスの申分だ。果然三枝翁は、「苗字大小御取揚、斬罪之上、梟首被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>」。朱雀操は、後藤、中井に切り伏せられたるに拘

三枝等の  
餘黨處罰

らず、姓名を取り揚られ、梟首申付けられた。而して其の餘黨として捕縛せられたる三名に付ては、三月五日左の如き處罰を申し渡した。

川上邦之輔  
松林織之助  
大村貞助

右之もの共、去二月三十日英國公使参朝之節、狂暴之所業を企候もの共より、及<sub>レ</sub>示談候砌、條理辨別、取押置候趣には候へ共、至重之大典を沮廢いたし候儀乍<sub>レ</sub>存知、政府へも不<sub>レ</sub>訴出<sub>一</sub>、終始私情を以、皇國之大害を醸成いたし候義、誠以不<sub>レ</sub>輕罪科候間、永く遠流被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事。

三條岩倉  
釋明書

而して此事に就ては、三條、岩倉兩名より左の如き釋明書をパークスに與へた。以<sub>レ</sub>手紙<sub>一</sub>致<sub>レ</sub>啓上<sub>一</sub>候。然者過日於<sub>レ</sub>伏見驛、東久世少將より、亂暴人餘類三人之者、同罪に可<sub>レ</sub>申付<sub>一</sub>様、御話申置候處、刑法局に於て、右三人之もの、嚴し



く遂ニ吟味候處、別冊口書(略す)之通、右惡業之企致ニ承知候故、朋友之親を以、手を盡、切諫に及候旨には無ニ相違候得共、右之次第、全く政府に届出も不致、甚以不行届之至に付、生涯孤島遠流之刑申付候。尤生涯孤島遠流之刑は、我國法において、死刑を除くの外、至極之重科に有之候。就ては一應御相談之上、右之刑法を可ニ相行一筈之處、所置失當、彼是手拔に相成候段、重疊我政府之過失にて、貴國に對し、如何にも申譯無之候に付、拙者共より右御詫申入度、如斯御坐候。以上。

辰 三月 七日

岩倉前中將

三條大納言

英國公使 ハルリー・パークス閣下

如何にも體を得ざる詫書である。斯る書面を受取るからには、パークスの彌が上の増長も、良とに已を得ぬ次第だ。

【五七】 英國公使參内餘聞 (一)

政府慎重取扱

英國公使二度目の參内は首尾克く相濟んだ。而して英國公使も其の存分通りに、其の意見が採納せられて、此上不満足の言ひ様が無きほどであつた。乃ち彼が二度目の參内をば、如何に當局者が、慎重に取扱ふたるかは、左記を以てしても、自から領會せらるゝ。

參朝途中警衛布告

三月二日、英國公使パークス、明日を以て、參朝するに由り、薩摩、安藝、長門、紀伊諸藩に命じて、禁門及道路を警衛せしむ。其心得書に曰く、  
 明三日、英國公使參朝被仰付候條、此内以來、度々被仰出之旨、更に左之件々等篤度相心得、彌以不取締無之様可致、嚴重御沙汰候事。  
 一 公使旅宿知恩院新門前通、繩手通、三條通、堺町通行之事。  
 一 往來筋已之刻(午前十時)より旅宿へ引取迄、諸人通行留之事。  
 但左右横道木戸締切之事。

五七 英國公使參内餘聞(一)



往來心得

一 往來筋、住居、町家其外家子召仕之外、他人一切滯留被<sub>レ</sub>差留<sub>一</sub>候事。

但諸藩士等、兼而止宿之者は、格別に候得共、萬一其者共致<sub>レ</sub>暴行<sub>一</sub>候節は、其主人之落度にも被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候條、於<sub>レ</sub>引請<sub>一</sub>精々可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>吟味<sub>一</sub>候事。

一 同斷住居之者、公用は勿論、私用たり共、難<sub>レ</sub>差延<sub>一</sub>用向出來、他へ往來之節は、町役方其他向々へ申出、免許を請け、可<sub>レ</sub>致<sub>レ</sub>通行<sub>一</sub>事。

但脇方より前文居住之者へ、同斷之節は、木戸木戸守衛之藩々へ相達、免許を請け、同斷。尤總て用辨之事に付、多人數通行は不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候事。

羹に懲りて膾を吹

右の通りなれば、とても徳川幕府盛時の將軍家の御成にても、これ以上の事はあ  
る可き様なし。午前十時よりパークスの退朝まで、知恩院から御所までの通路は、  
蟻も這ひ出すことは出來ぬ人拂ひだ。道路は勿論、沿道の住家には、一切の止宿  
人を禁斷した。此れでは無事である可き筈だ。所謂る羹<sub>あつもの</sub>に懲りて膾<sub>なます</sub>を吹くと  
は、此事であらう。然も當時の新政府としては、其の鄭重<sub>ていじゆう</sub>の程度を超越<sub>てうあつ</sub>したるを  
嗤<sub>わら</sub>ふよりも、寧ろ其の苦心を諒<sub>りやう</sub>とせねばならぬ。

開國國是  
表明

然も斯の英、佛、蘭三公使の謁見は、安政和親條約以來、最初の事にして、更ら  
に溯<sub>さかのぼ</sub>りて云へば、日本開關以來未曾<sub>みぞう</sub>有の出來事である。然も慶應三年十二月九  
日大號令<sub>くわんはつ</sub>換發以來、大久保利通等が、最大急須の一としたる、開國和親の國是  
が、此の一事件によりて、内外に表明せられたるは、彼等に取りても、定めて胸<sub>むね</sub>  
を撫<sub>な</sub>で下<sub>お</sub>ろしたことであらう。

ミットフ  
オード大  
阪常駐

斯くて英、佛、蘭三國公使、何れも三月四日を以て京都を發し、大阪に下り、兵  
庫を経て、横濱に還<sub>かへ</sub>ることとなつた。而して英國公使パークスは、更らに書記官  
ミットフオードを大阪に駐在せしめ、新政府との聯絡<sub>れんらく</sub>を取らしむることとした。

千八百六十八年三月廿九日(三月六日)

兵庫

余謹で閣下に申す。京都にて諸閣下の願ふ所に從ふて、余ミットホルドを大阪  
に留め、閣下より余に通信するの便宜ならしめん爲にせり。余按ずるにミット  
ホルドは、閣下の爲に功あらん事、信然ならん。是閣下と親睦<sub>しんぼく</sub>の交を盛んにせ



んが爲に、双方に大益あり。  
余此書に謹で誠意を宣ぶるなり。

英公使 ハルリ・パークス

山 階 宮

三條大納言

東久世 前少將 諸閣下

宇和島少將

肥前侍従

此の如くしてミットフオードは、パークスを代表して大阪に滞在することとなつた。

【五八】 英國公使参内餘聞 (二)

英使侮辱  
問題

果然ミットフオードは、大阪に於てパークスを代表す可き問題に接觸した。そは三枝翁、朱雀操の罪状宣告文の冒頭に、「入京被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>」云々の文字あるを見て、英國公使を侮辱するものと認め、苦情を唱らしたるを以て、更らに其の文字を修正し、外國事務局 輔伊達宗城、同東久世通禧、同權輔鍋島直大より左の詫書を受取ることとなつた。

伊達東久  
世の詫書

以<sub>レ</sub>手紙<sub>ニ</sub>致<sub>レ</sub>啓上<sub>ニ</sub>候。然ば於<sub>ニ</sub>京都<sub>ニ</sub>去る晦日(二月)参内之中途及<sub>ニ</sub>暴行<sub>ニ</sub>候三枝翁、朱雀操斬罪に處し、梟首に及候罪状之文意、公使を輕<sub>レ</sub>じ候場合に相成、必竟外國交際不取馴とは乍<sub>レ</sub>申、第一日本政府の不行届より生<sub>レ</sub>候次第、別而失敬之至に候。就ては別紙開港地え之布告書は、通行之儀、其儘差置候得共、入京被<sub>レ</sub>仰付<sub>レ</sub>候との云々迄消除き、布告いたし置、爾來右様失敬之文意、屹度無<sub>レ</sub>之様可<sub>レ</sub>致候間、此節之儀は、御海容可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。御出帆後相成候間、以<sub>レ</sub>書面<sub>ニ</sub>此段御詫申進度、如<sub>レ</sub>此御坐候。以上。

辰 三月 九 日

五八 英國公使参内餘聞(二)



肥前侍従

宇和島少將

東久世 前少將

英國公使代 ミットホルド閣下

餘儀なき  
叩頭

此の如くパークスは、新政府に對して、寸毫の假籍するところなく、手緊しくやりつけた。然も新政府に於ては、只管ら其の感情を害せんことを虞れ、惴々乎として、平身叩頭、是れ勗めたのは、當時一方に關東、東北を控へたる新政府としては、寔に餘儀なき仕合にして、寧ろ同情に値するものと云ふ可しだ。

更に伊達  
東久世狀

而して其の翌日、伊達、東久世の兩人の名もて、更らに左の一書を送つた。

以手紙一致啓上候。然ば貴國之公使參内之中途及暴行候三枝翁罪狀之儀、過日入ニ御覽候紙面、今日市中へ普く相觸、尙町内會所毎に張紙いたし候様申渡置候間、此段爲ニ御心得如し是御坐候。以上。

三月十日

伊達 少將

東久世 少將

英國公使代 ミットホルド閣下

神戸長崎  
觸出請求

然るにミットフォードに於ては、同日(四月二日)前記兩人に向け、左の如く神戸及長崎への觸出し方を請求した

御尊簡拜讀仕候。然ば浪人三枝翁罪狀之義、今日市中へあまねく御張出し之趣委細承知仕候。右之趣、書面に相認、公使へ差送可申候。然る處先日朝廷より公使へ御約束相成候には、長崎並に神戸へも御張出し之由に候得共、是等は如何に御坐候哉、爲念得貴意度、御報旁如し此御坐候。早々以上。

三月十日

ミットホルド

東久世 少將 閣下  
伊達 少將

五八 英國公使參内餘聞(二)



同催促狀 而して尙ほ引き續き同人より三月十二日附(四月四日)にて、左の催促狀を與へてゐる。

以書簡一致ニ啓上一候。然ば先般於ニ京都、政府より私國公使え御定約に相成候には、以來外國人へ對し、殺害並亂行等に可及と存候者之ため、早速新御法度御立被成候趣之處、既に十日餘に相成候得共、此義如何御坐候哉と、各國公使共、日々相待候に付、尙英國公使爲ニ心得、右御法度之趣、何日頃御張出しに相成候哉、右之段御尊簡にて、私え御通達被下候様奉願候。以上。

三月十二日

ミットホールド

伊達 少將

閣下

東久世 前少將

當局當惑

此の一件に就ては、當局も随分當惑した様だ。當初は輕々に英國公使に約束したが、いざ實行となれば、それぞれ種々の當り障りが生じ來りて、容易に埒明か

かつた。

【五九】 對外人暴行と新政府 (一)

伊達東久世返事

英國公使パークス代理ミットフォードより、三月十二日(四月四日)付にて、突き込まれたる一件(参照五八)に就き、其の翌日外國事務局輔、伊達宗城、東久世通禧は、左の返書を送つた。

昨日御書翰被成下ニ奉披閱一候。然者先般於ニ京都、政府より貴國公使へ御定約に相成候に者、以來外國人へ對、殺害並亂行等に可及者之爲め、早速法度被ニ相立候趣之處、既に十日餘にも相成候得共、此義如何哉。各國公使日々被ニ相待候に付、貴國公使爲ニ御心得、右法度何日頃張出しに相成候哉、書翰にて御通達申候様御紙面之趣致ニ承知一候。則今日五代才助を以、及ニ御答一候間、御聞取可被成候。并昨日返翰之趣も致ニ承知、三枝翁罪狀之義、早速長崎、神戸へも



張出之都合に取計申候。此段御報如<sub>レ</sub>此御坐候。以上。

三月十三日

伊達少將

東久世前少將

ミットホルド足下

遷延理由

此の如く遷延し、而して今更ら確答も出來ず、五代才助をして其の事情を曲盡せしむるに到れる所以は、何故であつた乎。其の内情に就ては「英、佛、蘭三公使戊辰京都參朝記聞」に、左の如く記載してゐる。

頑固者横

十三日、昨日英國公使代理ミットホルドより、暴行嚴禁の新令揭示督促の書翰を來たすと雖、先<sub>レ</sub>是朝議未だ決定せざる事狀に依て、心ならずも因循す。其事狀たるや、大政維新未だ日あらず、慷慨の説を爲す頑固の徒、邊陲は勿論、畿内近國と雖、なしとすべからず。邇く譬を取る時は、堺の事件裁許に際し、天下有志中と表書せし無名の封書を、岩倉家に投じ、頻に寬典至當なりと、歎

揭示猶豫の建議

訴の旨趣を告ぐ。未だ人心斯の如し。其徒より今般の新令揭示を見る時は、外人の請に屈し、竟に此令を揭示せらるゝと見做し、又如何なる不虞の事變を醸成せんも知るべからず。是頑固の説に起ると雖、畢竟は萬國互に通交し、有無を相貿易して、國に利する地球一般の公法を知らず。一途に鎖國の舊習に執著し、彼を憎むの情を起すより、竟に不良の企を爲すに至れば、漸次外國交際の朝旨を示し、人心粗萬國の公法を知るの日に至り揭示せば、誰か不平の志を抱かん。因て已に編纂に著手する所の新律中に、外客に非禮暴行する者は、嚴科に處するの制法を載せ、以て天下に示すに於ては、永世不朽の規律を萬載に傳へ、人氣を鎮靜するの良法ならんか。然れば時機を斟酌し、暫く制榜に揭示する事を猶豫あるべしと建議する者ありて、廷議頓に決せず。然れども既に三公使（英、佛、蘭）に約する所あれば、今更其約に違ふ時は、彼必嘆喑の苦情を主張し、違約を難じて、葛藤を生ぜん。事内外の別あり。一旦外に約して内の爲に破るは信義を外に失ふの基なりと、再び揭示の建議に及ぶと雖、可否未だ決せ



五代派遣の理由

す。因循して今日に至るに、忽此の督促あり。然りとて事實を白地に彼に洩すべきならねば、事状を参酌し、彼に遅延の次第、紙上に盡すべきならぬを以て、委細を友厚(五代才助)に含め、同人をして面談させしめ、只一通を略記し、松根内藏に齎し、夷嶋(大阪)なるミットホルドが旅舎に送致す。此の如く廷議紛々、一方は外を慮り、他方は内を虞れ、内外の板挟みとなりて、容易に決しなかつたものと察せらるゝ。

ミットホルド猶豫承諾

同日友厚(五代)前に云ふ通禧(東久世)が令を承けて、ミットホルドに會し、前に三公使(英、佛、蘭)在京中、各官と協議せし、外客に對し暴行する者、處刑の新令揭示の一條、廷議未だ決せざる事状にありて因循す。因て尙先日約定遅延すべきならず、詳細を縷述し、再び上申の旨趣あれば、不日施行の下令あるべし。請ふ其令の下るを待てと、言を盡して説明す。ミットホルド、友厚(五代)が説示、條理判然、事状止むべからざるを察し、異議なく承諾す。

とある。要するに當時新政府草創の際、内外多事、其の機宜を料理する、決して容易の業ではなかつた。

【六〇】 對外人暴行と新政府 (二)

新政府は既記の如く(参照五九)外人暴行者を嚴科に處する榜示の件に付、遷延決する能はなかつたが、遂ひに三月十四日に至りて、信を外人に失ふ可からずとの説に決し、之を他の條文の一に加へて、榜示することとなつた。

十四日(慶應四年三月)先、是外客に對し、暴行の者嚴刑の新令揭示の可否、區々の異論ありと雖、一日副總裁始各官彼に會して、約する所あれば、今更其約に背くは、信を外國に失ふの基なり。然れば因循して、再び彼より違約を難するに至らば、辨駁の方勿かるべし。幸に揭示改正の序に、此一榜を加へらるべしと、竟に彼が稟請に任せ、揭示すべきに決し、是日官令を下して、従前所掲の舊幕府制令の榜文を撤し、更に天朝に於て、改定せらるゝ所の新制、永世の定



右旨趣外  
使に報知

法三榜、及一時の揭示二榜、都合五條を揭示あり。(戊辰京都參朝記聞)  
此の如く決したれば、伊達宗城、東久世通禧は、更らに左の一書をミットフオー  
ドに與へて、其旨を報じた。

以ニ手紙ニ致ニ啓上一候。然ば先般於ニ京師ニ公使へ談判相成候外國人え對し、無禮  
暴行いたし候もの、刑法律一般之制札へ、相顯候様と之云々に付、昨日東久世  
前少將より、御咄申入置候趣有レ之候處、於ニ京師ニ刑法律相定候迄之間、張紙  
を以、市中町會所門前へ相顯置候様可レ致旨申來候に付、明日中可レ致ニ布告ニ候  
間、左様御納得被レ下、横濱へも御通信可レ被レ下候。此旨爲レ可レ得ニ御意、如レ  
此御坐候。以上。

辰 三月 十四 日

伊達 少將

東久世 少將

英國公使代 ミットホルド閣下

右返事

ミットフオードは、「一昨日東久世前少將殿より御談判御坐候には、以來外國人  
え亂行に及び候者之律は、外法度相立候上にて、同時御布告相成候趣、御承知い  
たし候間、則右之趣不ニ取敢ニ書面にて、横濱え差送候段、誠に残念奉レ存候。乍  
然尙取急ぎ御書簡之趣は、横濱表え通信仕、公使え承知可レ爲レ致候」と答へ、其  
の廷議の變更の倏忽なるに一言挾んでゐる。

外使容喙  
の効果

惟ふに外國公使等の凡有る問題に就て容喙するは、寔とに面白からぬことにして、  
動もすれば内政干渉の嫌さへ出來するの虞なしとせざるも、一面から考察すれ  
ば、彼等の存在と、其の言動とは、如何ばかり大なる刺戟となり、大なる拍車と  
なり、推進力となつた乎。之れが爲めに、若しくは之を口實として、幾許の因循  
論は一掃せられたる乎。乃ち彼等が新政府の足元に付け入りて、彼是我國の獨立  
國たる名譽と面目に關して、不都合を働らきたるが如き看あつたことは、斷じて  
容赦す可きではなかつたが、然も他方から見れば、それが爲めに新政府は幾許の  
便宜を得たる乎。少くとも彼等は、新政府に對しては、藥石たるの効能を寄與し

六〇 對外人暴行と新政府(二)



たものと云はねばならぬ。

パークス  
逆縁的恩  
人

固より彼等の所説には有理もあれば、無理もあり、常識もあれば、非常識もあり、我儘もあれば、勝手もあり、我に對する好意よりも、彼等銘々の立場から、銘々の權益を主眼とし、時としては彼等相互の嫉妬、猜疑、競争、悪感情の爲めに、故らに我國に向つて無理難題を持ち懸けたる場合もあつたかも知れない。何れにしても新政府は、外國公使に於て、一個の彈正臺を見出したる趣きがあつた。就中英國公使パークスの如きは、其の巨魁と云はねばならぬ。されば彼れパークスは、宛も米國水師提督彼理に對する同様の意味もて、其の結果より見て、一種の逆縁的恩人と稱するも、未だ必らずしも大なる失當の言ではあるまい。

【六一】 新揭示の高札

榜示改訂

パークス等の刺戟は、遂ひに廟議をして、對外人暴行者を嚴科に處するの一條を、

榜示文に加へしむることとなつた。而して此れと同時に榜示文をも、従前のものを改正することとなつた。

諸國之高札是迄之分、一切取除けいたし、別紙之條々、改て揭示被仰付候。自然風雨のため、字章等塗滅候節は、速に調替可申事。

但定三札は、永年揭示被仰付候。覺札之儀は、時々之御布令に付、追て取除之御沙汰可有之、尙御布令之儀有之候節は、覺札を以、揭示等被仰付候に付、速に相掲げ、偏境に至るまで、朝廷御沙汰筋之儀、拜承候様、可被相心得候事。

追て王政御一新後、揭示に相成候分は、定三札之後へ、當分揭示致置可申事。

三月

永年揭示  
の三札

而して所謂永年揭示の三札は、左の通りである。

第一札

定

六一 新揭示の高札



- 一 人たるもの、五倫之道を正しくすべき事。
- 一 鰥寡孤獨、癡疾のものを憫むべき事。
- 一 人を殺し、家を焼き、財を盗む等之悪業あるまじき事。

慶應四年三月

太 政 官

第二札

定

何事によらず、よろしからざる事に大勢申合候を、ととうとなへ、ととうして、しいてねがひ事くわだつるを、ごうそといひ、あるひは申合、居町居村をたちのき候を、てうさんと申す。堅く御法度たり。若右類之儀これあらば、早々其筋の役所へ申出べし。御ほふび下さるべく事。

慶應四年三月

太 政 官

第一札は當然の事。第二札は徒黨、強訴、逃散を戒飭したるもの。而して其の事を訴へ出づるものには、褒賞を與ふ可しとのこと。

第三札

定

きりしたん邪宗門之儀は、堅く御制禁たり。若不審なるもの有之ば、其筋の役所へ申出づべし。御ほふび下さるべく事。

慶應四年三月

太 政 官

此の第三札は、やがて外交問題を惹起するに到つたことは、他の機會に於て記するであらう。

時々の御布令

要するに以上の三札は、何れも舊幕府以來の慣例を踏襲したるものにして、當時の新政府は、之を「永年揭示被仰付候」と告示してゐる。而して以下第四、第五の二札は、「時々之御布令に付、追て取除之御沙汰可有之」と理つてゐるものだ。

第四札

第四札

覺

六一 新揭示の高札



今般王政御一新に付、朝廷之御條理を追ひ、外國御交際之儀被<sub>レ</sub>仰出、諸事於<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>直ちに御取扱被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>成、萬國之公法を以、條約御履行被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候に付而者、全國之人民、歡旨を奉戴し、心得違無<sub>レ</sub>之様被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。自今以後、猥りに外國人を殺害し、或者不心得之所業等いたし候ものは、朝命に悖り、御國難を醸成し候而已ならず、一旦御交際被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候各國に對し、皇國之御威信も不<sub>二</sub>相立<sub>一</sub>次第、甚以不届至極之儀に付、其罪之輕重に隨ひ、士列之ものと雖も、削<sub>二</sub>士籍<sub>一</sub>、至當之典刑に被<sub>レ</sub>處候條、銘々奉<sub>二</sub>朝命<sub>一</sub>、猥りに暴行之所業無<sub>レ</sub>之様、被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事。

三月

太 政 官

乃ち此の一札が、パークス等入京参内の副産物として、出で來りたるもの。放火犯者が自から消防者と早換りしたる新政府の連中も、昨非今是の感に勝へなかつたであらう。(重田、五六参照)

第五札

覺

王政御一新に付ては、速に天下御平定、萬民安堵に至り、諸民其所を得候様、御煩慮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候に付、此折柄天下浮浪之者有<sub>レ</sub>之候様にては、不<sub>二</sub>相濟<sub>一</sub>候。自然今日の形勢を窺ひ、猥りに士民ども、本國を脱走いたし候儀、堅く被<sub>二</sub>差留<sub>一</sub>候。萬一脱國之者有<sub>レ</sub>之、不埒之所業いたし候節は、主宰之者、落度たるべく候。尤此御時節に付、無<sub>二</sub>上下<sub>一</sub>皇國之御爲、又は主家の爲筋等存込、建言いたし候者は、言路を開き、公正之心を以、其旨趣を盡させ、依<sub>レ</sub>願太政官代へも可<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候事。

但今後總て士奉公人は不<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>申、農商奉公人に至るまで相抱候節は、出處篤と相糺し可<sub>レ</sub>申、自然脱走之者相抱へ、不埒出來、御厄害に立至り候節は、其主人之落度たるべく候事。

三月

太 政 官

意外の廻り合せ

幕府は殆んど脱走人、即ち浪士の爲めに倒された。新政府の要人等は、總てとは



云はぬが、其の中には浪人とか、脱藩士とか少くなかつた。副總裁三條實美其人の如きも、正しく其の重なる一人に數ふ可き資格があつた。然るに今や此の如く天下に號令して、脱走を禁止するは、宛も酒客が禁酒令を勵行するが如く、是亦た意外の廻り合であらう。

## 【六二】 各國の局外中立 (一)

意外の局  
外中立

純理から云へば、新政府は、天皇陛下の政府である。日本に於ける唯一無二の正統政府である。而して關東、東北は未だ平定せざるも、彼等は新政府に抗する叛徒に他ならない。されば諸外國は何れも新政府を日本政府と認め、此の政府に向つて、條約國たるの義務を、致す可きものだ。果して其通りであれば、今更ら、局外中立などと、水臭き態度を取る可き理由はなき筈だ。然るに彼等は何れも局外中立を宣した。幕府と親族交際をしたる佛國ならば、別段異しむに足らぬが、

從來朝廷  
外交無關

豫て薩長と懇親の間柄であり、蚤とに主權の存在所は、京都禁裡であることを認識したる英國さへも同様であつたのは、聊か意外とせねばならぬ。

然も從來の條約は、何れも幕府を對手としての條約だ。純理は兎もあれ、實在の日本政府とは、幕府のことであつた。而して外國公使との交渉一切は、幕府が之に當りて、朝廷は直接には何の關係も無かつた。偶ま外交に就て朝旨が下ることあつたとしても、それは幕府に對してのこと。若しくは幕府を透してのこと。若しくは重なる大名に對してのことであつた。されば外人と京都の朝廷とは、概して云へば、没交渉であつた。

外使一時  
途方に迷

然も慶應三年十月十四日將軍慶喜が大政返上以後も、外交だけは自から之に膺る旨を、慶喜親しく大阪に於て列國公使等に告示したる程であつた。彼等外國公使等が、此際日本政權の存在所は、何處にある乎。將た誰を相手として、爾後は交渉す可き乎と、一時途方に迷うたのも、彼等の立場としては強ち意外の事ではなかつた。



されば新政府は、何よりも先づ外國公使等をして、新政府が、日本正統の政府であることを認識せしむることを、是れ急とした。大久保が此の一事に就て、焦慮したることも、必らずしも偶然ではなかつた。

幕府の局  
外中立要  
求

幕府側では、外交上の掛引では、新政府の先手を打つた。即ち慶應四年正月三日、酒井雅樂頭（忠尊）、板倉伊賀守（勝靜）、松平豊前守（正質）、連署の書翰もて、各國公使に向け、

薩藩の士、國內の變革に乗じ、奸兇の擧に及ぶを以て、將に鎮壓の處置を加へんと欲す。嘗て其國と條約中に掲載する所の禁を犯し、貿易を爲し、軍器、兵艦等都て日本政府の外、他人に賣渡すべからず。且つ開港場の外、船を寄する事を許さず等の諸箇條を嚴重に守るべしと、其の國臣民への布告を請求す。

各國公使  
中立宣言

此れが幕府から局外中立の要求を、外國公使に向つて爲したる嚆矢である。同時に各國公使は中立不偏を、在留臣民に向つて布令した。此の如くして新政府對舊幕府の間に各國公使等は介在して、局外中立を宣した。乃ち彼等は事實に於て、

日本に兩政府あるを認識したるものと云はねばならぬ。

若し此際慶喜に戰意ありて、飽迄官軍に抗敵する決心あつたならば、彼の手は外國公使に向つて、更らに大いに伸ぶ可き便宜と、機會とがあつたに相違あるまい。但だ彼が一意恭順したるが爲めに、折角の便宜も、機會も、無用に歸したるは、新政府に取りては、無上の仕合であつた。

新政府對  
外交涉の  
始

各藩士一例へば薩長土一の公使若くは公使館員との交渉は姑らく措き、新政府の代表者として、公然佛、英、蘭、米、伊、孝（普）公使と交渉を開始したるは、實に正月十五日、勅使東久世通禧が、徴士岩下方平、伊藤博文、寺島宗則、陸奥宗光を率ゐ、兵庫に於ける會見を以て嚆矢とする。而して二十日に至りて、外國掛總督嘉彰二品親王の名を以て「今般天皇自ら條約被取結候に付ては、以來是迄之通之條約、總而遵守可致旨、蒙勅命候」と通知し、更らに正月廿一日に到り、東久世通禧の名を以て、局外中立懇請の書翰を、各國公使に與へた。

新政府の  
中立懇請  
書

以手紙致啓上候。然ば今般徳川慶喜致反逆候に付、仁和寺二品親王へ征



討將軍被<sub>レ</sub>命、征討相成居候。右に付貴國政府に於ては、何方にも偏頗無<sub>レ</sub>之筈に付、徳川慶喜又は其命を承<sub>ル</sub>大名之兵卒を運送し、又は武器、軍艦を輸入し、又は貴國の指揮官、兵卒を貸す之類、總而彼之兵力を助候儀有<sub>レ</sub>之間敷候間、此旨各國臣民へ御申達被<sub>レ</sub>下、其政府より御取締可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>下候。此段御掛合申入候以上。

辰正月廿一日

東久世前少將

各國公使各通

此の如く局外中立の件は、新政府より各國公使へ懇請したものだ。「貴國政府に於ては、何方にも偏頗無<sub>レ</sub>之筈に付」とは、新政府からの申分だ。何故に今ま一步を進めて、新政府の地歩を占めなかつたであらう乎。當時の新政府としては、此れでも随分思ひ切りたる文句であつたかも知れない。

【六三】 各國の局外中立 (二)

東久世通禧の名を以て、正月廿一日六國公使に局外中立を懇請したるや、正月廿五日、米國、和蘭、英國等の諸公使は、何れも局外中立の文書を布告した。

米使中立  
宣言本文

慶應四年戊辰正月廿五日

普 告

日本國中にて、御門陛下と大君(將軍)之間に、戰鬪の起れる趣公報ありしに因り、米國臣等、偏頗なき中立を固守する法を設けん事を欲し、其民等に普告するは、軍艦或は兵糧、運送船を賣却し、或は貸貸し、兵器、彈藥を賣り、兵卒、兵士、軍務に關する書狀、又は兵士を運輸する等、都て戰爭に關する事を、右對敵双方之孰れへにても務むるを、此戰鬪に乘じ志すの所業は、萬國公法に基き、右中立の法を破るものとし、仇敵の所爲とすべし。

右双方之内、一方に奉職するものは、軍律に服従すべし。又中立を破る所之船



並に其他運送を助くるものは、取押へ入牢（二に入官に作る）すべし。且右之法は、中立之人に屬する荷物迄押及ぼすべし。

右中立を破るものは、人、船共、米國政府之保護を失ひ、米國と日本間の條約にて許されある正理を失ふべし。

在日本米國のミニストル・レシデント

ファン・ファルケンボルク

千八百六十八年第二月十八日於兵庫

（皇曆明治元年戊辰正月廿五日也）

英使の公 告 而して和蘭公使も亦た同一案文を公布した。而して英國公使パークスは、同時に左の公告を發した。

公 告

下名の拙者、職務を以て、當國に於て天皇陛下と大君之間に、戰端を開きたる事を告げ、而て右双方の戰爭に付、總て英國の臣民は、嚴密、公平なる局外中

立を遵守すべき旨を告げんが爲、爰に日本在駐英國皇帝陛下の特命全權公使なる下名、總て英國皇帝陛下の臣民に、右双方の内、何れかに對して、戰爭に加里、或は其一方の爲、或は其一方に對して戰爭せんが爲、或人を輔佐し、或は懲憑する事を戒む。而して内外の戰爭に於て、局外中立を固守せん爲に議定ありし、英國の律法、即右に關係したる萬國公法に背犯せざらん事を要す。

禁止條項

下名爰に英國皇帝陛下の臣民に告諭せんが爲、英國皇帝陛下「第三世ジョージ」の治世、第五十九年に決定ありて、通例「ホレイン、インリストメント、アクト」と名くる律法、即左之三章（略す）を爰に布告し、以て英國皇帝陛下の臣民に、總て下條の趣を命ず。即ち若人ありて、局外中立の權限、又は交戰の律例に關する萬國公法を違背する事あらば、譬へば双方の内、何れかの軍籍に入り、或は双方の内、孰かに屬する船、或は之に雇はれたる船、若くは軍艦又は運送船の内に乗組み、或は自ら其役に雇はれ、或は他人をして爾く爲さしめ、或は爲さしめんとし、或は双方の内、何れかに由て、軍艦或は運送船として用るら



るべき船舶、若くは軍艦を戦備し、或は艦装し、或は双方の内、一方に士官、兵卒、信書、兵器、彈藥、兵糧等を運送し、其使用に供し、或は萬國公法、或は萬國輓近の律例に因て、戦時の禁制物と考定ある物品を運送する事等是なり。總て此等の禁を犯せる英國臣民は、皆前件國律、或は萬國公法に由て、定立ある種々の罰則及び刑律を受くべき者にして、併て英國皇帝陛下の保護及び大不列顛國と、日本國との間に取結びたる條約中に掲る權利及び其特典を要するの權を失ふ者と爲すべし。

紀元一千八百六十八年第二月十八日、兵庫に於て手記す。

日本在駐英國皇帝陛下の特命全權公使

ハल्ली・エス・パークス手記

此の如く局外中立は、新政府の懇請に基き、何れも各國公使が其の自國の臣民に布告したるものにして、其の結果は新政府に取りては、斂蛇となり、自繩自縛となり、此れが爲めに新政府の軍務其他の國務に就て、幾許の面倒や、支障を生じたるは、やがて事實が之を教訓することとなつた。

【六四】 各國の局外中立 (三)

將來の害となる

元來日本國內に、二個の政府相ひ對立し、相ひ戦争するに際しては、第三者が局外中立を宣するは、當然の事だ。然も正統なる政府が叛徒を討伐するに際し、局外中立を宣す可き理由なく、然も其の理由なき事を、正統なる政府から、自から第三國の代表者等に向て、之を懇請すると云ふが如きは、如何にも條理の一貫しない事柄である。但だ當時の新政府は、各國公使が、舊幕府に加擔せんことを虞れ、其の心配の餘り、局外中立を懇請したるものだ。それが新政府に取りて、爾來少からざる妨げを來たしたることには、氣付かなかつたであらう。或は氣付いても、之を顧みるに違なかつたのであらう。

幕府外使

されば舊幕府に於て、若し新政府が外交に不慣れを悪用して、第三者を強ひて、



を利用せ

我が味方に引き附けんとしたらんには、其の方便も決して缺乏せず、其の機會も希有ではなかつたであらう。然も徳川慶喜は恭順一方にして、却て各國公使の中立布告文中の、「御門陛下と大君之間に戦争」云々の文句に對して、抗議を申込んだる程であつた。二月五日付にて、神奈川奉行水野若狭守、依田伊勢守の名によりて、慶喜に左の如き申立をしてゐる。

神奈川奉行の申立

武器賣買差留方、各國公使より觸出之文面、新聞紙に布告有之、右は昨四日（慶應四年二月）申上候通にて、委細御承知被爲、在候儀と奉存候。然處右觸書之初に、日本國中にて、御門陛下と、大君之間に、戦闘起れる趣、公報ありしにより云々有之。左候ては、上様（慶喜を斥す）御事、今上へ被爲對、御戦闘相成候様に相聞、兼て被仰出候御謹慎御恭順之御趣意と反し候而已ならず、君臣之御名分難相立哉に奉存候次第にて、不都合至極之文意と奉存候。斯る文句は新政府より發す可きに、却て徳川氏側より發したるを見れば、如何に慶喜其人の恭順が、其の舊幕府の吏僚にも徹底したるか判知る。

公示取消請求

勿論右は京都より各國公使へ達振前書之通故、右を證に致し、相觸候儀にも可有之候へ共、先入は主となるの理にて、始終彼に讒せられ候一端とも奉存候間、右文意は速に公使へ御懸合之上、御打消相成候方と奉存候。尤私共より新聞紙局へ及掛合候得共、同局之儀は、公用之文字を其儘植付候迄故、添刪可致權無之筋に付、其儘差置候儀に御座候。依之此段申上置候。以上。

二月五日

水野若狭守  
依田伊勢守

如何に徳川方が、外國の勢力を、悪用せざりしかは、之を見ても分明だ。此の一點は特筆に値ひする。

木梨英使と談判

三月十三日 大總督宮先鋒參謀木梨精一郎、横濱に於て英國公使と面晤、數件を談判す。其略、精一郎海陸軍大總督宮よりの命に因て、談判の爲め來たりしを云ふ。公使兼て然る布達なく、更に心得ず。最前上京の刻、追討の説を聞のみ。因て自國軍艦を以て、外國事務局へ書信に及べり。精一郎又云、國政一新、



兵庫は既に朝廷より官員出張し、裁判すと雖も、當地は舊を存して依然たり。必ず不日天朝より鎮撫の當官出張すべけれども、當分當國六浦の領主丹後守米倉昌言に當地の警衛を命られ、其餘の官吏は、其儘に存すと。公使承知し、官員の出張迅速ならん事を冀望す。當港の形勢、何となく混雜にて、交易も太く衰ふ。是皇國の御爲ならず。因て取敢ず自國の兵隊二大隊、佛國一大隊出張すといへども、丹後守出張あらば、早々引拂すべしと云ふ。精一郎又云ふ、先鋒の兵隊神奈川、川崎を行軍す。若各國人と紛紜等ありては以の外也。萬事用捨に預り度、其旨各國へも傳達を依頼すと演ぶ。公使云ふ、平日は遊行少也。但散步するは日曜日而已。既に昨日日曜日なりしかば、散歩の者も少かるべけれども、尙是より遊行を止むべし。左之右之帶刀人には困究す。精一郎又公使に對し、慶喜若佛國へ應援を請ば、佛國如何の應對あらんや。公使云ふ、西洋の諸洲不條理は承允する事なし。其は心配無用也と。精一郎推返し、慶喜進退迫り、洋行せば、英國に於ては如何、引受られんや否。公使云ふ、本國に來り依

外人散步  
差控要求英使中立  
保證

賴せば、容るすべし。是は萬國公法也と。應接此談迄に日已に晩んとす。因て辭別歸陣す。(明治戊辰局外中立顛末)

此の應接は、應接の全體にあらざる可きは、既掲の木梨、渡邊對パークスの問答、及び木梨の懷舊談等を見ても分明了。パークス等は、兎も角も表面に於ては、局外中立を確守してゐた。(參照六八冊、六五―七〇、及び八二―八八、及び九二)



## 第十章 公議政體論の由來

### 【六五】 宮廷改革、君德養成

新政府の急務

新政府刻下の急務は、第一關東平定である。第二外國交際の整調である。第三君德の養成である。第四國是を一定し、新政府の政綱を中外に宣揚することである。少くとも此の四個條は、當時の新政府の創立者——岩倉、西郷、大久保、木戸其他——等の胸底に動いた問題であらう。

君德養成に焦慮

東征の任には、有栖川總督官を奉じて、西郷専ら其任に當つた。外交に就ては、當時の新知识、及び從來外人と交渉あつた人々が、其局に當つたが、其の大方針は、主として岩倉、大久保等によりて指定せられた。而して君德の養成に就ては、何れも重要問題として、彼等は孝明天皇崩御以來、明治天皇の御踐祚以來、公然たる評定に上さざる迄も、國家の前途を考慮する人々は、蚤とに其事に焦心禁じ

難きものがあつた。

新政府創立者の志

新政府創立者の言動を、精細に吟味すれば、往々目的の爲めに、手段を擇ばざるが如き點が無いでも無かつた。單に其一點に就て判断すれば、彼等も亦た覇者の政に従うものゝ如くであつた。然も彼等が當初から君德養成を以て、其の新政府創立以來の第一義としたるを見れば、彼等の志は、眞に皇道政治を樹立するに存したるを知るに餘りあらむ。

政治眞諦の認識

主上の浪華御親征、五箇條御誓文の御發布の如き、何れも新政府の存在の理由を明快にし、國是を天下に昭明する所以であつたが、亦た一面から考察すれば、是れ畢竟人君の天職を、主上が御自覺あらせられ、而して君德を養成する所以に他ならなかつたのだ。所謂る彼等は宮中府中、共に一體であり、政治の眞諦は、主として人君をして、其の君德を養ひ、且つ行はせ給うにあるを認識したるに由る。今ま大久保一藏の、「宮廷改革に關する意見書」を見れば、這般の消息を覗うに足るものがある。



大久保宮  
廷改革意  
見書

一 表之御坐被<sub>レ</sub>設、巳刻より申刻迄出御、萬機を被<sub>レ</sub>聞食<sub>一</sub>候事。  
但表之御坐え女房出入嚴禁せられ候事。

改正すべ  
き第一點

從來の宮廷は、女房政治であつた。一切の外間との交渉、文書等も、女房の手を經由し、その爲めに新政府創立以來も、其の容喙に困却したることが、一再では無かつた。孝明天皇の御宇に於て、岩倉具視や中川宮(久邇宮朝彦親王)の手は、屢ば此の女房の機關を透して動いた。而して今日となりては、岩倉其人の如きも此の因襲的存在には、閉口もし、當惑もしたであらう。而して皇政一新に際して、先づ第一に改正す可きは、此の一點であつた。大久保が朝政を女房の手より切り離す可く建言したるは、實に此に存す。乃ち從來は内廷に在らせられたる皇上に、新たに表の御坐を設け、女房等は一切此處に出入せしめず、午前十時(巳刻)より午後四時(申刻)迄出御ありて、萬機を聞き食されたしとのことだ。

毎日出御  
の事

一 巳刻出御、毎日總裁以下、議定、參與御目見被<sub>レ</sub>仰付<sub>一</sub>候事。  
但 御例刻内といへども、依<sub>レ</sub>思食<sub>一</sub>御引入之事もあるべし。

此の如く朝廷を女房政治より切り離すが、宮中、府中共に一體たる所以であると信じた。

侍讀を置  
く事

一 侍讀を被<sub>レ</sub>置候事。

但 名卿賢侯之内、宇内之形勢にも通達之御方御撰用、出御中は勿論、常に御左右咫尺にて、御徳器御涵養、時務御豁開被<sub>レ</sub>遊候様、可<sub>レ</sub>勉勵<sub>一</sub>。此れが他日元田永孚などが、侍講として、至尊に咫尺するに到りたる淵原を爲したるものであらう。

一 御馬術之事。

一 訓練觀覽之事。

但 式日被<sub>レ</sub>相定<sub>一</sub>候事。

一 制度、規則大に名實を被<sub>レ</sub>正候事。

但 八局分課之次第或は官武無差別之實相行はれ候事。

右 行幸を一機會として、斷然御施行被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様奉<sub>レ</sub>願候事。



此れは彼が建議に基づく主上浪華行幸以前に、此丈の事は御斷行願ひたしとのことだ。八局とは總裁、神祇、内國、外國、軍防、會計、刑法、制度を云ふ。

【六六】 五箇條御誓文の前觸

中興國是の宣揚

所謂る五箇條御誓文に就ては、或は之を以て單に我國立憲政治の起源であり、公議政體の第一歩であるが如く見做さるゝが、未だ必らずしも決して然らずだ。別言すれば五箇條御誓文は、明治中興の國是を宣揚し、國民に向ひ、世界に向て、其の歸趣を明示したるものにして、其の意義は極めて宏遠である。故に之を以て日本が歐米の議會政治を模倣せんが爲めの告白であるかの如く考察するものは、唯だ其の一斑を見て、全豹を忘却したるものと云はねばならぬ。

御誓文先容の詔勅

五箇條御誓文は、決して藪から棒に出來したるものではない。乃ち二月二十八日天皇陛下には便殿に出御し、在京の諸侯を召見あらせられ、左の詔諭を下し、宴を別殿に賜うた。而してそれが五箇條御誓文の先容を爲すものと認めねばならぬ。

二月二十八日 天皇陛下親しく列侯を玉座近く被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>召、詔曰。朕夙に天位を紹<sub>ツ</sub>ぎ、今日天下一新の運に膺<sub>ル</sub>り、文武一途公議を親裁す。國威之立、不立、蒼生之安、不安は、朕が天職を盡、不盡に在れば、日夜不安ニ寢食ハ甚心思を勞す。朕不肖と雖も、列聖之餘業、先帝之遺意を繼述し、内は列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に耀<sub>カ</sub>さん事を欲す。然るに徳川慶喜不軌を謀り、天下解體、遂及<sub>ニ</sub>騷擾、萬民塗炭之苦に陷<sub>ル</sub>んとす。故朕不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>已、斷然親征之議を決せり。且已に布告せし通り、外國交際も有<sub>レ</sub>之上は、將來之處置尤重大に付、天下萬姓之爲に於ては、萬里之波濤を凌<sub>シ</sub>ぎ、身を以艱苦に當り、誓て國威を海外に振張し、祖宗、先帝之神靈に對<sub>シ</sub>んと欲す。汝列藩、朕が不<sub>レ</sub>逮<sub>ル</sub>を佐<sub>タ</sub>す、同心協力、各其分を盡し、奮て國家の爲に努力せよ。

全國民奉

此れは在京都列藩の諸侯に賜はりし詔なれども、之を廣義に解すれば、國民全體



聖旨

が奉戴す可き聖旨に外ならない。蓋し「天下萬姓之爲に於ては、萬里之波濤を凌ぎ、身を以艱苦に當り、誓て國威を海外に振張し、祖宗、先帝之神靈に對んと欲す」との一節は、恰も皇政維新其物の抱負を、御明示あらせられたものと云ふも、決して過言ではあるまい。

中興の眞諦

惟うに明治中興の眞諦は、何よりも先づ舊殻を打破して、舊日本に新天地を開拓するにあつた。之を局部に就て觀察すれば、幕府の舊制を、其儘襲用したることあれば、之を奪胎換骨して、新たに應用したるものもある。然も其の氣分に至りては、一切打破であり、全部變革であつた。即ち大なる建設の前提としては、大なる破壊が必要である。而して大なる破壊を爲すには、大なる氣魄が必要である。明治中興に何よりも大切なるは、大なる氣魄であつた。而して其の氣魄が、最も全面的に露呈せられたるものが、五箇條御誓文、及び之に附屬する詔書であり、其の前觸れとも云ふ可きものが、此の二月廿八日の詔勅である。如何なる政治も、法度無くして行はる可きものではない。されど又た法度のみに

氣魄動い

ずて活氣生

て行はる可きものでもない。而して何れが先であるかと云へば、力は先であり、法度は後である。法度あるも、力なければ、法度は徒法である。然も法度なきも力あれば、其の法度は之を作製するに決して差支ない。乃ち明治中興の政治は、大なる力——即ち大なる氣魄——先づ動いて、而して後法度之に伴ひ來つた。

【六七】 公議政體と評定政治

衆議の傳

公議輿論に重きを措くことは、日本傳統の政治要綱の重なる一である。八百萬神の神集ひに集ひ玉ひ、神議りに議り玉ひしことは、我國最古の文學が之を語りてゐる。

聖徳太子十七條憲法にも、大事は獨り斷すべからず、必らず衆と論ず可しとある。鎌倉覇府に於ても、政治は決して獨斷、專決を須ひず、それぞれ評定衆の評議によりて決してゐた。室町時代に於ても、亦然り。特に徳川幕府の政治の如きも、



亦た一種の評定政治であつた。上に閣老あり、參政あり、下に三奉行あり、大監察あり、監察あり、其の仕組は、寧ろ繁文、褥禮に過ぎたる程、獨斷、專決に對して、豫防をしてゐた。

## 衆議の缺點

所謂る西洋流の議會の仕組は無かつたにせよ、我國には我國固有の評定、諮問の機關及び慣例は、相應に具備してゐた。而してその爲めに國家多事の際には、却て小田原評定となり、評定倒れとなり、其の爲めに當機即決の妙用を缺き、而して互ひに責任を取るものなく、何れも御多分に漏れざる、責任推諉の姿となり、遂ひに國家の大事を誤るに到りたるの事例は、幕末に於て尤も著明であつた。

## 寄合政治と代議政治

されば我が國民に取りては、寄合相談、寄合政治は、決して珍奇の事ではなかつた。而して所謂る西洋流の議會政治なるものも、要するにそれが一層擴大せられ、一層規則立てられたるものなれば、それを我國に取り入るゝことも、決して不思議ではなかつた。恐らくは如何なる攘夷家も、此れが神代以來の仕組であると申したらんには、異議も、異存も出で來る可き様は無かつた。

## 舊制新事體に應ぜ

幕府從來の制度では、到底癸丑、甲寅以來の新事態に應ずる能はざるは、當時の執政者中の最も賢明なる阿部伊勢守などは、蚤とに看破したるところであつた。されば彼は上は之を朝廷に奏上し、中は之を諸侯に申達し、下は之を一般國民に諮問した。

## 公議政體の開拓者

或は之を彼が自から責任を取ることを取てせずして、云はゞ責任迴避の爲めに、斯く舊例を破りて、新例を發きたりと云ふ者あるも、未だ必らずしも然らず、阿部伊勢守は、此れが新事態に處する最善の方法と信じたものであらう。而して一たび其の源頭を發けば、必らず其の行く可きところに行かざれば已まなない。されば一方に於ては、開國の先登者は、阿部伊勢守であると云ひ得ると同時に、公議政體の開拓者も、亦た阿部伊勢守であると云ひ得ないこともあるまい。理りて措くが、阿部正弘自身が、固より當初からそれを意識してゐる筈はなく、彼は唯だ手から口に、其の必要に迫られて、斯くは施爲したるものであらう。

## 井伊の大勢逆行

斯る次第で、幕府の末期に於ては、既に政體變更の已む可からざるは、幕府自身



が最初に之を認めたと。固より秩序正しき推理と、完全なる計企の下に然かしたも  
 のではなかつたが、其の實務上の必要に迫られて、然かせざるを得なかつた。其  
 間に偶ま井伊直弼の如き者ありて、一度舊制の打破を手初めたるものを、更らに  
 幕府の舊制に復せんと、反動政治を行はんとしたるも、如何に彼が大老の位置  
 を以てしても、如何に彼が譜代に冠たる三十五萬石の封地を以てしても、如何に  
 彼が後宮に援引者あり、京都に同腹者あり、智僚、策客其の下に奔走したるも、  
 遂ひに失敗に歸したるは、大勢の趨くところ、到底如何ともす可からざるものあ  
 つた爲めと云はねばならぬ。井伊且つ然り、況んや井伊たらざるものをやだ。

幕末政治  
の無目標

要するに幕府自身も、井伊以來は、其日暮らしにて、自から其の到達す可き目標  
 に當惑した。云はば井伊は一度漕ぎ出した港に還らんとしたが、遂ひに自から沈  
 溺した。爾後の幕府の執政者は、只だ風の吹くまゝ、潮の流るゝまゝ、其船は宛  
 も一個の漂流船同様の姿であつた。「かけ留めむ千曳の碇つなをなみ、漂流船の  
 行衛知らずも」とは、勝海舟の詠であるが、如何にも幕府の末期は、「漂流船の行  
 衛知らずも」であつた。

## 【六八】 幕府延命策としての公議政體

政體變革  
意見の出  
所

政體變革の意見、別言すれば公議政體を樹立するの意見は、朝廷側よりも、寧ろ  
 幕府側から。勤皇黨からよりも、寧ろ佐幕黨から。倒幕派からよりも、寧ろ公武  
 合體派から出で來つたことは、特に注意す可き一現象であらう。

其理由

其の理由は勤皇黨は、舊幕府を倒し、天皇親政の古に復すると云ふから、其の復  
 古が、實際政治に即して、果して如何なる程度まで施行せらる可き乎は姑らく措  
 き、自から由る所が無いでも無かつた。而して當面の問題は、幕府破壊が彼等の  
 事業なれば、後の事は兎も角も、舊屋を打壊して、其の新たなる地盤を作るだけ  
 の仕事は眼の前に控へてゐた。

佐幕派の

之に反して佐幕府側では、幕府を潰すことは出來ず。さりとしてその儘維持するこ



前途打開  
策

とは、猶更ら出來ず。されば彼等は何とか此處一番工夫を必須とした。而してそれが則ち公議政體の樹立である。公議政體の樹立とて、事は新たな様であるが、其實は阿部伊勢守が、其端を發きたるものを、之を秩序立て、規則立て、之を注文にし、之を條例にし、之を制度となす迄のことに過ぎないのだ。別言すれば彼等は幕府の前途が、全く塞りてゐるのに、只だ此處に打開の途を發見したのだ。されば天下の爲めも勿論であるが、差寄りには、幕府の爲めに、此の一方便を見出したのだ。

幕臣所論  
一致

幕府側にも、大久保越中守（忠寛、一翁）の如き、最も公平なる公武合體論者もある。又た小栗上野介（忠順）の如き、最も幕府に忠節を盡さんとする三河武士の傳統的精神を、多量に所持する者もある。されど彼等の出發點は、必らずしも同一ならざるも、其の到著點は、恐らくは公議政體の設立に一致したであるまい乎と察せらるゝ。彼等の議院なるものは、歐米一般の議會制度通りに上下兩院とし、其の上院には諸侯を、其の下院には一般士民をとのつもりであり、而して幕府は

幕臣郡縣  
論者の眞  
意

諸侯中の最大長者として、宛も普魯西が、獨逸聯邦に於て、自から覇主の地位を占めたる如くせんとの企であつたと察せらる可き理由がある。或は彼等の中には、佛國から金と軍艦とを借用し、其力を假りて諸強藩の幕命に抗するものを討伐し、郡縣制度を施き、而して後幕政の更新を圖らんとしたる者もあつたと云ふが、然もそれは恐らくは日本を擧げて封建制度を全廢すると云ふが如き意氣込は無く、只だ幕命に抗する者を處分すると云ふに過ぎなかつたであらう。

公議論者  
多くは幕  
府中心

何れにしても公議政體の創立を企圖したる者の中には、日本中心よりも、寧ろ幕府中心の者が少くなかつた。乃ち日本を中心として考慮したる者と雖も、恐らくは幕府を無視する者は無かつた。否な無視せざるのみならず、寧ろ幕府の爲めに、活路を開かんとする、幕府に對する好意の持主であつた。

當時の武力解決派は、唯だ當面の問題を解決するに急であつた。彼等は如何にして幕府を倒す可き乎、之を倒すには武力の必要であることは、申す迄もない。さ

武力派新  
政體に無  
關心



れば如何にして其の武力を使用す可き乎、寧ろ其事に急にして、公議政體などを樹立せんとするが如き餘力もなければ、餘裕も無かつた。

斯る次第なれば、新政府の樹立以前に、公議政體論が、薩長人士より提唱せらる可き必要もなければ、理由もなかつた。而してそれは朝廷と幕府と、勤皇と佐幕との板挟みとなりたる土佐が、幕府を救ひ、兼て自から救ふ可く、此の公議政體論を提げ來りて、天下に呼號したるは、土佐の立場から考察すれば、寧ろ當然過ぎるほど當然であつた。而して如何に薩長では、さる生温るい議論には、中心憚ばなかつたにせよ。公然とそれに反對す可き理由は無かつたから、餘儀なく之に同意したのだ。然り、餘儀なく同意したのだ。

## 【六九】 公議輿論の大勢

慶喜返上論を喜ぶ

土佐が大政返上論を提唱したる動機は、徳川慶喜が、之を欣然聽納したる動機で

あつた。土佐も勤皇と佐幕の板挟みとなつた。徳川慶喜も亦た其志は勤皇にありて、其身は幕府の主宰であり、其の進退に窮した。されば彼が二條城にて、大政返上論の建言に接するや、正しく渡りに舟であつた。

慶喜嘉納の理由

抑も土佐の代表者たる後藤象二郎等は、如何なる理由をもて、大政返上論を、慶喜の面前に於て陳述したる乎。それは吟味するだけが野暮である。つまり上下兩院を設け、下院は士民の俊秀より選拔し、上院は公卿、大名よりして成り、而して其の議長には、將軍慶喜を推戴するてふ譯合だ。されば慶喜は如何に大政を返上しても、如何に將軍職を辭職しても、只だ其名を失ふまでにして、其實に於ては、更らに一毛も損する所なきのみならず、寧ろ従前の責任は、之を朝廷に歸し、其の權利は、依然持續する次第なれば、慶喜其人に取りては、政權奉還の美名を取りて、幕政行詰り打開の方便を施し、然も天下に於ける實力實權は、依然として保存する所以なれば、一石二鳥と云はんよりは、一石三鳥とも云ふ可き仕合であつたから、彼が一議にも及ばず、即時即刻に之を嘉納したるは、決して不思議



朝廷の思惑

ではない。  
同時に朝廷側に於ては、此の大政返上に就て、大願成就、前歌後舞である可きに拘らず、却て之を意外の出来事と見做し、慶喜に向て、或は前大臣の官を辭す可しと云ひ、或は其の土地を上納す可しと云ひ、彌が上にもつけ乘りて、慶喜を迫害せんとしたる趣を呈したるは、徒らに大政返上、將軍職辭任のみでは、實際問題としては、朝廷に於て、何等得る所なきを看破したからであつた。

土佐派成敗  
功また失

要するに當時の武力解決派、即ち根本的改革派に於ては、論理上の行き掛りで、土佐の公議政體論に、微温ながらも賛成し、若しくは強ひて異論を唱へなかつたに拘らず、此儘に推移すれば、土佐に一杯喰はせらるゝ結果となり、彼等が懷抱する皇政一新の大改革は、中途にて沮廢す可きを豫想し、更らに其裏を搔く可く、斯くは慶喜に向つて、無理とも、苛刻とも見ゆる注文をつけたのであつた。而して其の結果は、案の如く土佐派が名に於て成功し、實に於て失敗し、遂ひに慶應三年十二月九日、大號令の渙發となり、一轉して鳥羽、伏見の役となりて、武力

武力派の  
逆戻り

解決派注文通りの形勢は出で來つた。

されど武力解決派も、一たび徳川慶喜を、逆賊、謀反人の立場に追薄したる以後に於て、彼等には如何なる成案がある。彼等は皇政復古に就ては、其の大方針が確立してゐる。されど政治は大方針のみでは施行は出來ない。如何なる方法によりて、其の大方針は實踐せらる可き乎。此に於て彼等も餘儀なく、土佐流の公議政體に逆戻りせざるを得なかつた。但だ土佐論は、表面慶喜を包容し、裏面は寧ろ慶喜を中心としての公議政體であつたが、之に反し、新政府に於ては、慶喜を除外し、朝廷を中心としての公議政體であつた。

公議は天  
下の大勢

要するに總裁、議定、上下參與、徴士、貢士の制、各局の分科等、概ね皆な公議政體を基本として制定せられたるものにして、土佐派の意見は、其の方式を變更して、更らに新政府に採用せらるゝこととなつたと云はねばならぬ。然も此れは只だ土佐派によりて代表せらるゝが、決して土佐派に限りたる意見ではなかつた。舊幕府をして、存在せしむるに必要な新衣服は、更らに新政府をして、存在す



るに必要な新衣服とならしめた。其の實行の手段及び方式に於ては、幾多の相違あるも、其の精神は、一に公議政體、即ち輿論政治を採用せねばならぬこととなつた。

維新の精神

新政府の當局者が、之を好むにせよ、之を好まざるにせよ、皇政維新の精神は、天下と與に天下の政治を行はんとするに存したれば、今更ら如何に薩長が改革の勸進元であつたりとて、薩長人士のみにて私す可きものではなかつた。公議輿論は天下の大勢であつた。それには何人も叩頭せざるを得なかつた。

### 第十一章 五箇條御誓文の由來

#### 【七〇】 五箇條御誓文草案前記

抑も五箇條御誓文は、由利公正(三岡八郎)之を草創し、福岡孝弟(藤次)之を潤色し、木戸孝允(準一郎)之を大成したるものにして、彼等が之に干與したる各個の動機は、恐らくは必らずしも同一では無かつたであらう。然も其の結果は、明治維新、中興の大精神、大規模、大政綱は、擧げて這裡にありと云ふ可き大國是を打出したものは、産出者よりも、産出せられたものが、より偉大であつたと云はねばならぬ。云ひ換ふれば、天が人を假りて、斯言を做さしめたるものと云ふも失當ではあるまい。

先づ第一に由利其人が、何故に之を草創したる乎に就て、當人の語る所を聞かんに曰く、

天人を假りて斯言を做さしむ



七日夜（慶應四年正月）徳川慶喜の官位は、總て剝奪せられ、續いて有栖川宮に、東征總督を命ぜられた。就ては御親征の名分を、天下に御布告あるべく、且又會計の基礎御決定ありたしとの事で、參與大久保、廣澤、後藤、福岡、岩下と予とは、岩倉公の出席を請うて、大に評議した。されど戦争は突然に起つて（正月三日の晩景）先の見えぬ事故、誰とて今後の方針を持つて居ない。兎や角と頻りに論ずる内、廣澤は予に向ひ、是非共金子二十萬兩を用意すべしと云ふ。予曰く些少の金を用意しても、大事を爲すに足らぬ。若し大計を定めずして、事苟且に出れば、必ず大事を誤る。少くとも基金三百萬兩用意ありたしと。廣澤曰く、時勢此の如く、大金は出來ざるべしと。予曰く大金出來ざれば、事を止むるとならばいざ知らず、必ず斯業を遂げんとならば、爰に一策ありとて、始めて參與の列席にて、金札發行の經綸策を述べた。即ち今日國家の疲弊は朝廷のみでなく、諸藩皆さうである。今天下の民三千萬金を納めて、維新の大業を翼賛し奉れば、三千萬の民が皆融通を缺く。それ故金札を以て、之を補ひ、十

三ケ年を以て返納せしめ、此間に勞力を以て、富國の源を起さしめ、一舉して仁政の基を開く時は、兩つながら全きを得ん。願くは此議に決定ありたしと言つたが、群議沸騰、深更に至るも決せず、先づ會計基金、三百萬兩を調達しようとの事なり。（參照六七冊、九〇―九四）

由利は其の福井に於て幽囚中、大號令渙發以前、坂本龍馬の來訪に接し、豫て國家財用の事には、打合せ置きたることあれば、彼としては寧ろ「待つて居りました」と云はぬ計りに、所謂其の經綸策を吐露して、一坐の人々を驚かしたものであらう。

予重ねて曰く、融通の途を與へずして、基金のみを調達せよとならば、これから皆覺悟して呉れなければ困る。予一人で出來るものでない。是丈の金額を調べ得ざれば、予は死する覺悟なれば、命掛けて遣るのだと。是に於てか、皆本氣になつて、彌よ基金三百萬兩調達の事は内決した。

此の基金調達と聯關して、愈よ五箇條御誓文の草案は出來た。その次第は左の如

三百萬兩  
調達内定

國是決定  
申出



し。  
儲名分大方針の事に就きて、予曰く忽卒に戦争が始つたといふので、唯戰場に  
駈付ける計りではならぬ。第一に天下の方針を定めるにあらずば、朝廷は御謀  
反なざる歟、御征伐なざる歟、誰にも分らぬ。屹度方針を御示しにならねばな  
らぬと言ひ出したが、岩倉公も即答に窮し、參與連も默然たりで、夜も將に明  
けんとする頃、又明日の詮議といふ事で、各退席した。

此れが五箇條御誓文の草案せらるる前記である。而して此れから愈よ草案其物の  
由來記となる。

### 【七一】 五箇條御誓文の由來

由利起草

由利は更らに、前話に引き續きて、左の如く語つてゐる。(參照七〇)

何も突然に起つた事なれば、誰とて方針の有様は無く、只岩倉公へお迫り致し、

曉に至るも決せず、無<sup>よんせしつらなく</sup>據其儘にして席を別れたが、途中も心安からず、フ  
ト思ひ付いたは、岩倉公へお迫り申たものゝ、萬一吾に方針を命ぜられたなら  
ば、如何答ふるぞと考へ、岡崎屋敷の小舎へ歸り、石筆(鉛筆)を執り、時事の  
大體を案じて、鼻紙に認めたは五ヶ條なり。それこれする内、再び出勤すべき  
時刻に成り、寢る間もなく、茶漬を喰ひ、村田氏壽(巳三郎)に書面を見せ、眠き  
目で書いた事なれば、讀でくれと言つたら、村田は一言のいふべきなしと大に  
感じて、夫より老公(松平慶永)の御機嫌を伺ひ、當八日は假太政官移轉の日であ  
り、吾御用掛なれば、諸向の手配萬端多事なる故、早朝に出勤したり。それこ  
れ差圖をして居る内、毛受鹿(毛受鹿之助)が出勤したから、彼五ヶ條を取出し、  
假名違も無きかと尋ねたが、相違無しとの事に付、懷に入れた。暫すると參與  
福岡藤次(孝弟)を見掛け、前夜の語を繼ぎて相談した。同氏大に賞賛せられた  
故、清書を同氏に頼み、岩倉公に獻議する事に致した。儲之を御所迄持參しよ  
うと心掛けたが、如何にも多事、手放しがたく、七つ過(午後四時)にも成つた故、

福岡に相  
談



東久世卿が、御所へ行かれるのに托し、岩倉公に獻する事とした。其後議定、參與の評議もあつたなれども、當時會計御用多事で、評議に加はらなうだが、必ず制度掛で、福岡が盡力された事と思ふ。

如上の談話は、假令其の細目に於ては、後日譚なれば、或は記憶の間違あつたとしても、大體に於て實話として受取ることが出来るものと信ぜらるゝ。

由利起草の原稿  
扱も由利其人の所謂る石筆（鉛筆）にて、鼻紙に起草したと云ふ原稿は、今や由利家に傳はらざるも、毛筆もて卷紙に認めたるものは、尙ほ保存せられてゐる。それによれば、

議事之體大意

- 一 庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。
- 一 士民心を一にし、盛に經綸を行ふを要す。
- 一 知識を世界に求め、廣く皇基を振起すべし。
- 一 貢士期限を以て、賢才に讓るべし。

一 萬機公論に決し、私に論するなかれ。

此れが原稿其儘のものである。而して其の末尾には、

諸侯會盟之御趣意、右等之筋に可被仰出哉。

と追記してゐる。

是れほど明白の證據あるからには、由利公正其人が、五箇條御誓文の草創者たることは、斷じて争ふ可からざる事實である。而して由利の之を起草した動機は、前に掲げたる（参照七〇）彼の談話の通りであると見て、差支あるまい。

其思想の  
根元

然も更らに一步を進めて、其の思想の根本、即ち根本思想に到れば、それが彼の師友である横井小楠の思想に淵原する所あるを、兩人の干係を知るものは、何人も之を否定することは出来まい。固より當時横井は尙ほ肥後沼山津に閑居し、徵命を拜して、未だ出京せざる以前なれば、豫じめ此事に就て、意見を交換する機會はなかつた。然も彼等兩人は、互ひに治國平天下の經綸に就て、多年相ひ語るところがあつた。横井は松平春嶽の賓師であるばかりでなく、越前人士は概ね



横井由利  
關係

皆な彼によりて示導し、啓發せられた。彼れ由利公正（三岡八郎）は、自から居る太だ高く、自から信する甚だ篤く、一面から云へば、容易に他に敬服するが如き漢ではなかつたが、單り横井其人に對しては、假令悉く敬服せざるまでも、恭しく長者として、其誨を受くるに吝かならなかつた。これ、彼を知る者の皆な知る所にして、若し彼が感化を受けたるものありとせば、恐らくは何人よりも、横井より受けたるものが多かつたであらう。

【七二】 由利公正と横井小楠（一）

由利の學問

由利公正の學問の素養は、深廣ではなかつたが、本來創思的人物であつた。されば彼は決して横井小楠や橋本左内の盲從者ではなかつた。彼には彼一己の見識があつた。小楠、左内無しと雖も、彼は固より一個の男兒として、卓立するに足る人物であつた。けれども其の思想の根本は、横井小楠に——意識的か、無意識

的かは姑らく措き——負ふ所鮮くなかつた。それは彼が立案したる五箇條御誓文の全部が、能く之を語つてゐる。世上往々由利が、「庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す」の一項を冒頭に措きたるを見て、是れ横井の民極思想が、端なく由利を通して露はれたるものと爲すも、それは只だ一斑を見たるに過ぎない。實を云へば横井の思想が、其の全部に根柢をなしてゐる。

横井の思想

横井小楠は、本來道學者である。彼は朝鮮の李退溪に私淑したる肥後藩儒大塚退野に私淑し、遂ひに朱學を修め、中年以後は、堯舜、孔子の道を、自から探究して、進んで天理人道を會得し、其の政治の基調を、書經の堯典、舜典に釋ね、之を參酌するに、歐米の實例を以てしたるものである。彼の知見は、歐米の新説、新例によりて、大いに開發せられたる所あるも、未だ必らずしも歐米の新説、新例が、彼が思想の基調では無かつた。

横井の特色

彼の特色の一は、申韓刑名の學でなく、政治の基礎を道德に措くことであつた。而して彼の理想は、日本を法治國となすでなく、道義國となすにあつた。然も彼



の道義國とは、決して空理、空想では無かつた。彼は宋儒が徒らに乾燥、無味の理窟詰めの議論に慊らすして曰く、宋儒は體ありて用無しと。而して彼は三代政治が、朝廷は講學堂の如く、君臣相互ひに赤心を披いて、切磋、討究し、而して其の政治は、民利を興し、民用を厚くし、百姓をして其の徳政に悦服せしむるものとし、之を現代に行はんと欲したるものだ。

本來の勤  
皇者

彼は支那に於ては、堯舜禪讓を以て、其の宜しきを得たるものとするも、之を我が日本に行はんとするが如き沒常識者ではなかつた。彼は本來の勤皇者であつた。彼は北畠親房の神皇正統記を愛讀し、自から南朝史の編述に著手したる者にして、彼の最も仰望したるは楠公父子であつたことは、其號小楠を見ても、之を證するに餘りある。但だ彼が重きを人民に措き、所謂「大御寶」として、庶民を待つ可きを主張したるは、彼が本來の思想にして、必らずしも歐米の學說や、事例に仍りて、斯る意見を構成したるもので無かつた。固より此れが爲めに、一層其の所見を確かめたるに相違なきも。

偏理論者  
ならず

横井小楠の他の學者と、其の趣を殊にしたる一は、彼が偏理論者でなかつたことだ。即ち自から一個の成見を執りて、それを如何なる場合にも、一本調子にて突き透すと云ふが如きは、彼が屑とせざるところであつた。道既無二形體、心何有二拘泥。達人能明了。渾順二天地勢。とは、彼の心持を尤も能く説明したるものであつた。故に彼は孔子の所謂時中を主として、決して執一の見に泥まなかつた。彼は善き意味に於ける機會者であつた。

無理をせ  
ず

されば如何なる場合でも、無理をせぬが、彼の立前であつた。世人が彼を共和政體を主張する者と誣ひたるは、彼を唯だ一個の前後不覺の空想論者視したるが爲めであつた。彼が最後まで、幕府の行衛には、見透しをつけてるながら、武力解決論に與みしなかつたのは、左様なる無理をせずとも、行き著くところには、必らず行き著くものと諦らめてゐたからだ。斯る者に向て、我が國體變更の張本人たるを擬するは、餘りにも見當外れと云はねばならぬ。所謂「天道革命論」なるものが、彼を誣ひんが爲めに、彼の反對者が故らに捏造したるものであることは、



其の文字の、孟浪、杜撰にして、横井ほどの學識ある者の、決して作る可きものではなく、横井其人の平生の主張によりて、之を反證するに餘りあらむ。

【七三】 由利公正と横井小楠 (二)

横井君徳  
養成を主  
要とす

民極思想の横井小楠は、他方には皇極思想の彼であつた。彼は如何なる場合でも、君徳養成を以て其の主要とした。彼は君を堯舜に致すを以て、其の政治の要諦とした。而して其の志は、其の友弟の一人元田永孚によりて、之を成就するを得たのは、彼としては不幸非命に斃れたるも、決して多く憾むところは無かつた。

民權主義  
者に非ず

横井は民極を主張したるも、彼の思想中には、所謂主權人民に在りとの痕跡さへも、之を發見することが出来なかつた。その重しとする人民の上には、之れが君となり、之れが師となる君主を必須とした。彼は人民を以て、君主の私有物視するを不可とした。私有物として之を虐使、誅求するを、猶更ら不可とした。然

もその爲めに、人民自から主となる可き思想は、彼の豊饒なる思想には、一點だも是を見出され無かつた。彼は飽迄も君主論者であつた。但だ民を輕んず可からずとの意義に於て、彼を愛民論者と云ふことが出来るのだ。而して此の一點に於ては、由利と横井とは、其の意見が、自から符合してゐた。

心主物從  
論者

横井の學派は實學と稱せられたる程にて、其の學問は専ら利用厚生を主とした。然も彼の尤も重しとしたるは、物質的實學でなくして、精神的實學であつた。更らに一步を進めて云へば、實學の要は、其心を養ふに在りと認められた。

「庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむる」が、爲政の第一要目であるとは、横井の豫て其の同志と共に、多年講習したるところであつた。其の重きは「庶民」の二字に止らず、更らに「志」の一字と、「人心」の二字にありとせねばならぬ。若し彼を唯心論者と云ふを得ずんば、彼は實に心主物從論者であつた。此の一點に於ては、横井は由利に比して、更らに數倍濃厚であつたと思はるゝ。然も由利其人も、徒らに物質的にのみ著眼したる者でなかつたことは、彼が斯る

由利の主  
張

七三 由利公正と横井小楠 (二)



一項を、其の冒頭に措きたるを見て、自から分明であらう。由利自身も、庶民をして各志を遂げ、人心をして倦まざらしむべしとは、治國の要統であつて、古今東西の善政は、悉く此の一言に歸著するのである。看よ立憲政治ちやといふても、或は名君の仁政ちやといつても、要はこれに他ならぬのである。然るに未だ斯大道を學ばぬものは、専ら己の志を遂げようとして、爲めに人心をして倦怠ならしむるか、或は又小慧を弄し、却て將に來らんとする治平を妨碍するのである。而して庶民をして、各志を遂げしむるには、

- 一 明德を明かにすべし。
- 一 民を新たにすべし。
- 一 至善に止まるべし。

の三大天則があつて、これは昔より既に明かなことである。

と云うてゐる。而して是れ悉く皆な横井小楠の所説と、全く合致してゐる。而して彼は又た、

横井と合致

中庸に致し中和と天地位焉、萬物育焉とある。此の道理は、御誓文の

上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし

と同一ぢや。上下心を一にして、國內の人心が一和し、盛に經綸を行ふに於ては、天地位焉、萬物育焉、二十代、三十代の負債何かあらんやぢや。

と辯じてゐる。此れは彼の後日譚であるにせよ、當初の心事、亦た固より此に存したるや明けし。

根元小楠に出づ

若し夫れ萬機公論は、横井小楠が文久改革の際に、既に福井藩主松平慶永（春嶽）に建白したる所のもの。知識を世界に求むるも亦た小楠の素論である。されば由利の起草したる原案は、假令之を當時に於て、小楠と相諮る機會は無かつたとしても、悉く皆な平生小楠と講習討論したるものが、泉の如く、自然に湧き出でたるものと云はねばならぬ。小楠の所謂「神知靈覺湧如く泉」と云ふもの、宛も由利の當時の心境を道破したるものに幾し。



【七四】 福岡孝弟の修正案

修正を福岡に托す

由利公正(三岡八郎)は所謂る經綸の士にして、刀筆の吏ではない。彼は國家の爲めに利を謀り、業を興すには、經綸湧くが如きも、文法審密、條を案じ、項を定むるは、彼の得意とする所ではなかつた。されば彼が其の胸中の意見を、荒削りのまま認めて、之を其の同僚たる福岡孝弟其人に託したるは、毫も異しむに足らない。福岡は豫て慶應三年十月、徳川將軍慶喜に向て、公議政體論もて、大政返上を建言したる土佐藩士の一人としての行掛りあれば、固より其の素論——土佐藩の——を實行する機會として、渡りに船と、之を領承し、直ちに之に向つて修正の意見を加へたるは、是亦當然の事と云はねばならぬ。而して福岡案なるものは、左の如し。

所謂福岡案

會 盟

- 一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。

一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

一 上下心を一にし、盛に經綸を行ふべし。

一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

一 徵士期限を以て、賢才に讓るべし。

右等之御趣意可被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>哉。且右會盟相立候處にて、大赦之令可被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>哉。

一 列侯會盟の式。

一 列藩巡見使の式。

由利福岡の異同

之を見れば、大體の内容は、全く由利の立案通りにして、但だ文字の修正、順序の改置に過ぎない。然も其の順序の改置に於ては、由利と福岡との間に、其の思想の異同と云はんよりは、寧ろ濃淡と云ふ可きものがあることを看過してはならない。

公論の局限

由利案では第五項に「萬機公論に決し、私に論するなかれ」とあるを、福岡案で



は之を第一項即ち五箇條の劈頭へきごうに措おき、然も之を「列侯會議を興おこし、萬機公論に決すべし」と改めた。由利の萬機公論は、必らずしも列侯會議に限局げんきよくしたる譯ではなかつた。彼は唯だ横井小楠流の、天下の政は、天下と共に之を行ふ可しとの大旨だいし義により、青天白日の下に、天下の大政は、公議す可きものであると云ふ意義を強調きやうこうしたるまでにして、必らずしも此際列侯會議を起す可しとの具體案を持ち出したるものではなかつた。されば此の一項はただに原案の排置はいちを改めたるばかりでなく、亦た其の意義をも或る具體的事件じけんに限局げんきよくした。而して此れは申す迄もなく、福岡が後藤象二郎等と共に、二條城に於て將軍慶喜に向つて、勸説くわんせいしたる當時の意見を、此處に持ち出したるものと見て差支あるまい。

貢士を徴士と改む

且又た由利案には、「貢士こうし期限を以て、賢才に讓るべし」とあるを、「徴士期限を以て、賢才に讓るべし」と改めてゐる。貢士とは各藩より差出したる士にして、徴士とは朝廷より召徴せられたる士である。兩者の間は截然せつぜん區別がある。由利は恐らくは貢士、徴士の區別定らざる以前に起草したものであらう。(其の區別は正月

十七日官制改革の際に規定せられた) 而して福岡は貢士は諸侯より差出したる、云はゞ代表の議員なれば、之を除きて、單に徴士のみ其の交替かうたいの期間を定むることとしたものと察せらるゝ。

福岡支配階級の見る

福岡は又た庶民の上に「官武一途」の四字を加へた。要するに由利の眼中には、一般民衆が儼然げんぜんとして存在した。然も福岡の眼中には、當時の所謂いはゆる支配階級かいききのみが存在してゐた。今ま福岡自身の語る所によれば、由利は單に朝廷と諸侯のみならず、一般庶民しよみんをも眼中に置いてゐた様であつたが、私はやはり官武一途、即ち朝廷(公卿)と諸侯が一體となつて、天下の政治を行ふといふ點を眼目とし、一般庶民は強ち之を輕んずといふ譯でもないが、政治上の一要素えうそとは見なかつたのである。此れは正しく其通りだ。又た原案の「士民」を「上下」に改めたのは、先づ文字の修正にして、別段意義には相違あるまい。



## 【七五】 由利、福岡兩案の行衛

若干開却  
きる

由利公正の原案は、正月上旬に出來た。而して福岡の修正案も、恐らくは殆んど同時であつたらう。然るにそれが三月上旬まで、約二个月以上も、其儘詮議に上らなかつたのは、何故であつたらう。それは新政府に於ては、東征問題、神戸事件、堺事件、各國公使入京參内謁見事件、英國公使參内途中遭難事件、靜寛院宮、公現法親王問題、扱ては刻下の急須である會計事務、而して遷都論より一轉して、御親征の第一歩として、大阪行幸の問題等、新政府の群僚をして、寧處に違あらざらしめたる爲めに、遂ひに此事が後廻はしとなつたのであらう。然も其の後廻しとなつた理由の重なる一は、當時の政局の樞軸に膺れる岩倉具視、大久保利通等が由利の草案に餘りに重きを措かなかつた爲めであらう。而して由利自身も亦た會計事務に忙殺せられて、其の原案の行衛を顧慮するに違あらなかつた爲めであらう。

國是宣明  
の要木戸新政  
府に出現

然も主上の大阪行幸は眼前に迫り、全國の所謂官武士庶に向て、新政府の國是を宣明するの必要は、最早一日も忽かせにす可からざる場合となり、此際由利の原案、福岡の修正案は、愈よ其顔を晴れの場所に出さねばならぬ次第となつた。此際に於て維新の大舞臺に、一の大立者の存在を忘却してはならない。それは木戸孝允である。彼は慶應年間に於ては、廣澤兵助と與に、内外に向つて、長藩を代表する人物として、薩藩の西郷、大久保と相ひ對する程の大立者であつた。然も彼は慶應三年の下半年より、慶應四年の劈頭までは、郷國にありて、専ら藩務に従事し、其の徵命を拜して、漸く出京したるは、慶應四年正月二十一日であつた。而して彼は同二十五日太政官に出で、徵士として總裁局顧問を拜した。

從來の木  
戸

彼は西郷は固よりのこと。岩倉、大久保とも、頗る肌合の異りたる政治家であつた。彼は吉田松陰とは親交あり、來原良藏は彼の妹の夫であり、而して蚤とに劍客齋藤篤信齋の門下として、其の塾頭たり。而して水戸人士とも交渉あり。坂下門下の事變にも干係あり。而して元治甲子の亂には、九死一生の間を潜行して、



但馬に逃亡し、更らに機を見て歸藩し、薩長聯合の當事者となり、今や皇政維新の際、大政に參與す可く、召命に應じて、出で來つたのだ。彼は此れよりして、何事を貢獻せんとする乎。

經國濟民の士

木戸は横井小楠ほど徹底したる道學的政治家では無かつた。然も彼は決して功利一遍の政治家でも無かつた。彼を民本論者と云ふは、彼の本意ではない。然も彼は經國濟民の士であつた。彼は民主的政治家ではないが、愛民的政治家であつた。彼は經國の要は、只だ其日暮らしの手から口への政治にては、達成す可きものでないと認めた。彼は決して法治國論者ではなかつたが、經國の要は、國是を定め、其の國是に準據する法度の必要を認めた。

木戸の漸進主義

彼は本來進歩主義者であつたが、同時に漸進主義者であつた。彼の眼中には一國の歴史が儼存した。然も其の歴史に束縛せられて、一步も動くことの出來ない保守主義は、彼の決して屑とせざる所であつた。彼は歴史を根據として、それより當今の時務に順應して、進化、發展せねばならぬことを知つてゐた。

安全なる進歩主義

彼は實に穩健にして、且つ安全なる進歩主義者であり、改革者であつた。而して彼は偏理論者でないと同時に、條理論者であつた。彼には無軌道、無名義、不條理、非人道の行動を爲すことが出來なかつた。彼は情實を無視する程、石腸、鐵心の士ではなかつた。否な彼は寧ろ眼底涙あり、皮下血あり、賢を禮し、士を愛する君子的政治家であつた。然も彼には正義の念が甚た強くして、苟も他の不正義、不條理に對しては、寸毫も假借は出來なかつた。斯る人物が、此際の新政府に顔を出し來つたことは、新政府の仕合であるばかりでなく、亦た日本の仕合であつた。



### 第十二章 五箇條御誓文發表

#### 【七六】 木戸孝允と五箇條御誓文 (一)

木戸産婆  
兼保育役

若し木戸孝允たかよしな微りせば、折角せつかくの由利案も、福岡の修正案も、兩ながら葬はうむり去られ  
たかも知れない。固より國是こくぜに就ては、天下に宣明す可き必要は、岩倉、大久保  
等も認めたるに相違なければ、或は異りたる文句と、異りたる方式とによりて、  
然かせられたかも知れない。木戸其人は、五箇條御誓文の母ではなかつた。され  
ど彼は産婆さんばであるばかりでなく、亦た保育者ほいくしやであつた。物を作りたるは由利、福  
岡でありとするも、之を物として作り上げたのは、木戸孝允である。此の一點に  
於ては木戸の功は、其の原案者たる由利に比す可きもの。或る意味に於ては由利  
以上とも認む可きものがある。何となれば由利は家鴨あひるが卵を産したるも同様、只  
だ産み放しにした。然るに之を孵化ふかして、鳥となしたるは、専ら木戸の力である。

木戸の意  
向

中間の福岡は、只だ文字章句の上に於て、其の役目を勗つとめたるに止まる。  
天下の視聽しちやうを鍾あつめ、國民の志を一にし、國家進行の大方針を指點しちんして、國民の向  
ふ所を知らしむ可しとは、木戸の意見であつた。されば若し由利、福岡の案が提  
出せられ無かつたとしても、木戸は必らず其の自案を提出したであらう。但だ其  
の原案の存したるが爲めに、彼は之を自家藥籠やくろう中の物として、直ちに其の方劑ほうざいに  
盛りて、新政府に提供ていきやうし、併せて新政府をして採用さいようせしむるに至つたのだ。

木戸國是  
確立建議

木戸は蚤つとに此事に著眼してゐた。乃ち前掲二月十八日(參照六六)の在京諸侯を、  
主上が召見あらせられ、賜はりたる勅語も、皆な一に木戸其人の建議けんぎに原もとき、其  
の文案も亦た木戸の手に成りたるものである(松菊木戸公傳)。而して彼は更らに三  
月に入りて、左の如き意見書を上つた。

謹而奉こ建言けんげん一候。舊主毛利敬親父子甲子以來、蒙けんせき譴責せんさく、臣亦敬親たかちか之在あ左右、  
久敷防長に伏在、四境閉塞いそく不レ奉レ窺けん朝旨あそ之所在。然處先般かたじけな忝かたじけなくも臣蒙けん命  
列れつ朝班あそ、情つら已往きわう之跡あとを奉こ恐察おそさく一候に、先帝既に勸旨えいしありて、各國え被こ相達あ



候趣も有<sub>レ</sub>之、開鎖之國是不<sub>レ</sub>問して自ら判然たり。依而御維新、抑其條理を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遂、已に去月晦日各公使も奉<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>天顏<sub>一</sub>候次第に有<sub>レ</sub>之候處、維新之日尤淺く、御主意未<sub>レ</sub>普<sub>レ</sub>く通徹不<sub>レ</sub>致、諸藩尙方向を異にし、隨而草莽輩も、擲<sub>レ</sub>身却而國家之禍害を醸成し、屢誤<sub>二</sub>方向<sub>一</sub>候者も現に不<sub>レ</sub>少、國家の不幸不<sub>二</sub>容易<sub>一</sub>、且於<sub>二</sub>彼等<sub>一</sub>も憫然之至候。仰ぎ願はく、前途之大方向を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>定、至尊親敷公卿諸侯及百官を率ひ、神明に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>誓、明に國是之確立する所をして、速に天下之衆庶に被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>示度、不堪<sub>二</sub>至願<sub>一</sub>、誠恐誠惶、頓首再拜。

建議の目的

此の建議は、専ら攘夷を以て國是と妄信したる徒の迷夢を覺まし、我が開國進取の國是を宣明するにあつたことは、彼の自から記する所によりて分明だ。木戸は前掲の建議の草案に、自註を加へて曰く、

御採用相成、五事を以御誓約被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候。當時參與數人へケ條御下命有<sub>レ</sub>之、各々及<sub>二</sub>建言<sub>一</sub>、其中を御採擇被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、五事之誓文を被<sub>レ</sub>定、國是之一定を天下え被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>示候事。

其經過

と。而して彼は更らに其の經過に就て左の如く記してゐる。

神戸備前の舉、堺土州の舉、且英國公使參朝途中之變等、頻に不意の患害を生じ、時情甚危きもの有り。依て速に朝廷の規模を示し、天下の侯伯と誓ひ、億兆の向ふ所を知らしめ、藩主をして其責に任せしめんと欲し、切に之を上言し、朝議遂に斯に決し、五條を撰て、之を掲て、大體を布き、同三月天子自ら公卿、群百の侯伯並に在官の者と誓ふ。兵馬匆卒の間、未一定の律なし。先之を以て、根本の規定となし、天下の方向を定む。(松菊木戸公傳)

と。此れにて五箇條御誓文の由來記は、ほゞ全しと云はねばならぬ。

【七七】 木戸孝允と五箇條御誓文 (二)

其の發表に就て、其の發表の方式に就て、木戸の力與りて尤も大に居たことは、既記の通りだ(參照七六)。然も五箇條御誓文に就ても、彼の手は加はつてゐる。今

木戸の修正案

七七 木戸孝允と五箇條御誓文(二)



ま彼の傳記に掲げられたる彼の修正案を見るに左の如し。

會盟式原案

會盟式

一 上の議事所に於て

皇帝陛下臨御、列侯會同、三職出座（原註、衣冠禮の如く坐配、議事式の如くす。但下參與の者、席に列坐すべし）總裁職、盟約書を捧て、讀之（御諱、並總裁名印既に存す）列侯拜聽就約

一 總裁職盟約書を讀み終り、議定諸侯一人宛中央に進み、名印を記す（本氏を書すべし）次に列侯同之。

一 盟約式終り、列侯退く。次日約書の寫を以て、天下に布告す。

此の原案に就ては、木戸は會盟式を、會誓式と改めてゐる。次には、

福岡案盟約

盟約

一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。

一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

一 上下心を一つにして、盛に經綸を行ふべし。

一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

一 徵士期限を以て賢才に讓るべし。

右の條々、公平簡易に基き、朕列侯庶民協心同力、唯我日本を保全するを要とし、盟を立ること如斯。背く所ある勿れ。

木戸の修正

上記案文は、福岡案の通りである。之に就て木戸は、「盟約」を削つて、「誓」としてゐる。而して其の順序を變更して、「上下心を一つにして」を、第二に措き、新たに第四條に「舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」の一項を加へ、而して第五條の「徵士期限を以て、賢才に讓るべし」の一項を削つてゐる。今ま木戸の修正案通りとすれば、

誓



- 一 列侯會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 一 上下心を一つにして、盛に經綸を行ふべし。
- 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す。

一 舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし。  
 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。  
 となつてゐる。而して之を現行の五箇條御誓文と對照すれば、左の如し。

一 廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。

「列侯會議」を改めて、「廣く會議」となつてゐる。此れは福岡の列侯會議より、寧ろ由利の「萬機公論に決し、私に論するなかれ」に還元したるに幾い。けれども「廣く會議を興し」の一節を加へたる爲め、由利案よりも其の意義が明白となつて來た。公論の出處が、會議であることが劃定した。

第三條は、「倦まざらしむるを欲す」を「倦まざらしめんことを要す」と改めた

横井意見  
加はる

るまでだ。第四條は「宇内の通義に従ふ可し」を改めて、「天地の公道に基くべし」と改めてゐる。誰れの手にて斯く修正したるかは分明でないが、横井小楠の意見が、此の一句に加はつてゐることは斷じて疑を容れない。固より木戸の「宇内の通義」も、修正の「天地の公道」も、其の意義に於ては、黑白相反するものではない。但だ「宇内の通義」よりも「天地の公道」と云へば、何となく其の視野が廣潤にして、其の理想が高遠であるかの如く響くだけのことだ。

【七八】 五箇條御誓文構成の動機

五箇條御誓文の由來に就ては、既記の通りにて（參照七〇―七七）然も發案者たる由利、修正者たる福岡、再修正者たる木戸、何れも銘々其の主要とする所に於ては、同一ではなかつた。由利の尤も力を用ひたるは、彼が劈頭に掲げたる「庶民志を遂げ、人心をして倦まざらしむるを欲す」の一項と、「士民心を一にして、盛に

由利の根  
本動機



經綸を行ふを要す」の第二項にあり、彼の根本動機は、彼が専務とする國家財用の大綱から湧き出したるものにして、此れより他に及ぼしたるものだ。

福岡木戸  
の力の入  
れ所

福岡に至りては、彼が由利案を修正して、劈頭に「列侯會議を興し、萬機公論に決すべし」との一項に存したることは固より云ふ迄もなし。此れは土佐の藩論にして、彼が此の一項に最も重きを措きたるは、其の平昔の主張からして、斯く認定するに、遲疑する者はあるまい。若し木戸に至りては、彼が第四項に追加したる「舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」の一點に存した。即ち木戸は自から外交の衝に膺り、(彼一人ではなかつたが)此の機會に於て、鎖國攘夷の陋習を一

女官容喙  
を防ぐ爲

新せずんば、國家の事亦た爲す可からざるものあるを看取し、専ら此の一點に力を注ぎたるは、彼の建白を見ても、之を察するに餘りあらむ。されば三人三色、同床各夢と云ふ可き譯合であつた。然も更らに他の動機に就て語る者がある。それは新政府は創立せらるゝも、動もすれば後宮女官の政務に容喙するあり。その爲めに當時の執政者は、他に公言し難き苦心の存するあり、爲

めに其の活路を、此の五箇條御誓文に於て、見出すに到つたものであると(維新古老某氏の談話)。此れは既掲大久保利通の建白(參照六五)に徴しても、未だ必らずしも、無稽の説ではあるまい。現に大久保其人の如きも、宮廷改革を主要と爲した。而して宮廷改革の主要は、先づ女官をして、政務と絶縁せしむるにあるを主張したるを見ても、之を知るに難くはあるまい。

憲章の出  
る當然

然も以上の諸説は、寧ろ其の近因に就て語るに過ぎない。當時維新中興の大政は、旭日昇天の勢を爲し、而して興國の氣運は、天下を席捲するの勢があつた。されば斯る場合に於ては、それが何人の口より出づるにせよ、何人の手に成るにせよ、必らず此の如き光明正大、百代の典型たり、萬世の儀範たる憲章の出で來る可きは、決して不思議とするに足らない。

綜合的大  
觀の要

元來五箇條御誓文は、之を分析的に尋釋すると與に、之を綜合的に大觀する必要がある。之を逐條的に析義するも可。之を概括的に會得する尤も可。今日に於ては其の草創、潤色、討論の跡を詳にし、其の根本動機に就て、分析するも、



決して無用の業ではないが、然も更らに之を大處高處より、此の如き名法文が打出せられたる所以を察して、如何に明治維新の改革なるものが、我が國史上に於ける、最高峰の一であつたかを玩味せねばならぬ。

國史の精粹

要するに五箇條の御誓文は、我が大和民族の辿り來りたる幾千年の歴史のエキンスと云ふも、決して過言であるまい。云ひ換ふれば我が國史を壓窄すれば、五箇條御誓文となり、我が五箇條御誓文を敷衍すれば、國史となる。若し我が國史を離れ、五箇條御誓文を以て、我が明治新政府の要人等が、築き上げたる空中の樓閣視するが如きものあらば、そは實に大なる見當違ひと云はねばならぬ。彼等は固より自から國史に尋釋して、之を構成したるものではあるまい。されど彼等も亦た國史の中に發育せられたる者である。彼等は無意識的に、無自覺的に、自から其の然るを知らずして、然る者があつたに相違あるまい。

【七九】 天皇御誓祭

御誓文異議者

扱も木戸孝允の建議通りに、愈よ五箇條御誓文は、極めて崇高なる儀式によりて、發表せらるゝことゝなつた。當初は所謂「諸侯會盟」なるものにて、何となく至尊が諸侯に向つて誓はせ玉ふ形式となり、その爲めに此れは支那流儀の霸道である、本朝の國體とは相容れぬものであるとて、岩倉具視、中山忠能などの公卿中にも、異議を唱ふるものあり、此間に於て木戸孝允、福羽美靜等は奔走し、尾佐竹氏著「維新前後に於ける立憲思想」其の形式を一變し、天皇親から天地神明に誓はせ玉ふこととなり、此に於て三月十四日の吉辰をトして、其儀を行はせらるゝこととなつた。今ま太政官日誌に掲ぐる所に據れば、左の如し。

御誓祭舉行

三月十四日 南殿に於て、天神地祇御誓祭被爲在、公卿、諸侯會同、就約の次第左の如し。

一 午の刻群臣著座。

七九 天皇御誓祭



公卿、諸侯母屋、殿上人南廂、徵士東廂、

一 鹽水行事。

神祇輔勤<sup>レ</sup>之。(原註、吉田三位侍從)

一 散米行事。

神祇權判事勤<sup>レ</sup>之。(植松少將)

一 神祇督著座。(白川三位)

一 神於呂志神歌。

神祇督勤<sup>レ</sup>之。

一 献供。

神祇督、同輔、同權判事等立列拜送、同輔(津和野侍從)點檢。

一 天皇出御。

御祭文讀上。

總裁職勤<sup>レ</sup>之。(三條大納言)

一 天皇御神拜。

親く幣帛の玉串を奉獻したまふ。

一 御誓書讀上。

總裁職勤<sup>レ</sup>之。

一 公卿、諸侯就約。

但一人宛中央に進み、先づ神位を拜し、御座を拜し、而後執筆加名。

一 天皇入御。

撤供。

拜送如<sup>レ</sup>初。

一 神阿計神歌。

神祇督勤<sup>レ</sup>之。

一 群臣退出。

以上が御誓祭の顛末である。



御祭文御寫

御祭文之御寫

掛けまくも恐き、天神地祇の大前に、今年三月十四日を、生日の足日と選定めて、禰宜申さく、今より天津神の御言寄の隨に、天下の大政を執行はむとして、親王、卿、臣、國々諸侯、百寮官人を引居連て、此神床の大前に、誓つらくは、近き頃ほひ、邪者の是所彼所に荒び武びて、天下佐夜藝に佐夜藝、人の心も平穩ならず。故是以天下の諸人等の力を合せ、心を一にして、皇我政を輔翼奉り、令仕奉給へと請祈申禮代は、横山の如置高成て奉る形を聞食て、天下の萬民を治給ひ、育給ひ、谷蠖の狹渡る極、白雲の墮居向伏す限、逆敵對者は令在給はず、遠祖尊の恩頼を蒙りて、無窮に仕奉れる人共の、今日の誓約に違はむ者は、天神地祇の倏忽に、刑罰給はむ物ぞと、皇神等の前に誓の吉詞申給はくと申す。

天皇御親拜

此れは大納言三條實美が、天皇に代りて、神位の前に進み出で、奉讀したる御祭文である。斯くて三條退き、天皇親しく幣帛の御玉串を奉獻し、御親拜あらせら

れて、復座あらせられ、尋で三條實美再び進み出で、御誓書を奉讀した。

御誓文御寫

御誓文之御寫

- 一 廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
  - 一 上下心を一にして、盛に經綸を行ふべし。
  - 一 官武一途、庶民に至る迄、各其志を遂げ、人心をして、倦まざらしめんことを要す。
  - 一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。
  - 一 智識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。
- 我國未曾有の變革を爲んとし、朕躬を以て衆に先んじ、天地神明に誓ひ、大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす。衆亦此旨趣に基き、協心努力せよ。

年 號 月 日 御 諱



【八〇】 五箇條御誓文と御宸翰 (一)

木戸の功績

惟ふに天皇群臣を率ゐて、天神地祇に誓はせられ、其の親誓祭を御舉行あらせられ、之を中外に宣示し賜ふたのは、畢竟木戸孝允其人の建白、及び其の建白の實行に努力したる結果にして、此の一事に於ては、特に木戸の功績を認識せねばならぬ。却説御誓書を大納言三條實美が讀み上げたる後、公卿、諸侯等何れも就約した。

公卿諸侯就約

公卿諸侯就約の事

勅意宏遠、誠に以て感銘に不堪。今日の急務、永世の基礎、此他に出べからず。臣等謹で叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以て宸襟を安じ奉らん。慶應四年戊辰三月

總裁 名印  
公卿 各 名印  
諸侯

御宸翰

而して五箇條御誓文と同時に、御宸翰が出で來つた。此の御宸翰は、五箇條御誓文の註記とも云ふ可き性質のものにして、苟も五箇條御誓文の意義を會得せんには、之に據るの他はない。而して此の御宸翰中には、實に皇政維新、日本興國の氣運が、慶雲のたなびくが如く、景星の爛々如く、文句の上に漲り溢れてゐる。朕幼弱を以て、俄に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、列祖に事へ奉らんやと朝夕恐懼に堪ざる也。

中世の衰微

先づ至尊の御心事を掲げ來る。竊に考るに、中葉朝政衰てより、武家權を専らにし、表は朝廷を推尊して、實は敬して是を遠け、億兆の父母として、絶て赤子の情を知ること能ざるやふ計りなし。遂に億兆の君たるも、唯名のみになり果、其が爲に、今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと、霄壤の如し。かゝる形勢にて、何を以て天下に君臨せんや。以上は中葉以降朝政衰微の事に就ての事實を擧げ玉ふ。



今般朝政一新の時に膺り、天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば、今日の事、朕自身骨を勞し、心志を苦め、艱難の先に立、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始て天職を奉じて、億兆の君たる所に背かざるべし。

是れ實に君徳の極みである。

往昔列祖萬機を親らし、不臣のものあれば、自ら將としてこれを征し玉ひ、朝廷の政、總て簡易にして、如く此尊重ならざるゆへ、君臣相親しみて、上下相愛し、徳澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。

皇政復古の精神、實に此事を現代に再現せんが爲めだ。

然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し、一新の効をはからず。朕徒らに九重中に安居し、一日の安きを偷み、百年の憂を忘るゝときは、遂に各國の凌侮を受け、上は列聖を辱しめ奉り、下は億兆を苦しめん事を恐る。

當今世界の形勢に就て、我邦が之に善處す可き所以を語らせ玉ふ。即ち天皇の御天職に就て、深く御自覺あらせられ、振古未曾有の時勢に遭遇しては、振古未曾有の大改革を必須とする所以。而して其の大改革は、天皇親しく聖躬を將て、之が先を爲さしめ玉ふ可き必須の所以を語らせ玉ふ。所謂る皇政復古は、徒らに武將の手より一時失墜せられたる皇權を恢復し、皇室と其の憂を共にしたる公卿等をして、武家に代りて、其の政權を掌握せしめ、武家の階級が専らにしたる天下の勢利を、之を擧げて公卿の階級に移すが如き類にあらず。眞に内は億兆の赤子を安んじ、外は金甌無缺の國體を、宇内列強の間に扶植する所以であることを宣示し玉ふた。

【八一】 五箇條御誓文と御宸翰 (二)

前文は畢竟五箇條御誓文發表の、已む可からざる所以の前提である。



故に朕ここに百官諸侯と、廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問ず、親ら四方を經營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富岳の安きに置んことを欲す。

此れが五箇條御誓文に出で來りたる大旨趣であり、大精神である。固より當初に於ては、此れが只だ文字の上に止まるも、爾來悉くそれが實現し來つた。されば政治は現實ありての理想でなく、理想ありての現實であることは、此の一節を捧讀しても能く判知る。

種々疑惑の非

汝億兆、舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急をしらす。朕一たび足を舉れば、非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として、朕が志をなさざらしむる時は、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、從て列祖の天下を失はしむる也。

此れは専ら最近に御舉行あらせらるゝ大阪行幸を豫想しての。而して更らに爾後御親征、若しくに關東行幸の場合をも豫期してのことであらう。

汝億兆能々朕が志を體認し、相率て私見を去り、公義を採り、朕が業を助て、神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば、生前の幸甚ならん。

右御宸翰之通、廣く天下億兆蒼生を思食させ給ふ深き御仁惠の御趣意に付、末々之者に至る迄、敬承し承り、心得違無之、國家の爲に、精々其分を盡すべき事。

三月

總裁 輔弼

政治根本義包含

抑も此の御宸翰の筆者は、何人である乎。此の御宸翰中には、恐れながら、我が皇國の政治の根本義が、極めて明白に演繹せられてゐる。(第二)天皇には恒に人君たる天職を御自覺あらせらるゝ事。(第三)天皇の御天職は、外は國家を維持し、内は億兆を安じ玉ふ事。(第四)天皇は自から聖躬を以て、内外政治の先を作し玉ふ事。(第五)皇國の規模は、開國進取にある事。以上の五箇條は、御宸翰を一讀すれば、直ちに明瞭に領會せ



親政の基調

然も更らに一層深く立入りて考察すれば、我國の政治の根本義は、天皇親政にして、天皇親政の基調は、實に君臣父子の情義に存することだ。「天下億兆、一人も其處を得ざる時は、皆朕が罪なれば」とは、實に億兆の臣民が、心肝に銘す可き、難有き論言である。

御宸翰起草者

抑も此の御宸翰の起草に就て、其の輔弼の任に膺りたるは、何人である乎。先後の事情より歸納すれば、恐らくは木戸孝允其人であらう。五箇條御誓文中に、彼が新たに一箇條として加へたる「舊來の陋習を破り、宇内の通義に従ふべし」と、御宸翰とを對照すれば、御宸翰中に「獨我邦のみ世界の形勢にうとく、舊習を固守し」とか、「舊來の陋習に慣れ」とか、宛も同一文句があるばかりでなく、其の精神も亦た兩者相通するものがある。

福岡談話

御誓文の發布と同時に公布せられたる御宸翰に付きては、矢張木戸の方の手で出來た様に思ふ。といふのは、一つ私の記憶に残つて居ることがある。前後の

文は能く覺へないが、「國家を泰山の安に置く」とかいふ支那流で出て來る文句を、「富岳の安に置く」と改められた。これは面白いと云ふたことを覺へて居る。「維新前後に於ける立憲思想」に引用せる子爵福岡孝弟談話）果して然らば之を木戸と認むるも、中らざるも遠からぬことであらう。



### 第十三章 大阪灣觀艦式

#### 【八二】 大阪行幸の前觸

大阪行幸  
發表

若し五箇條御誓文の御誓祭が、木戸孝允の建議に負ふ所多しとせば、大阪行幸は、固より大久保利通遷都の建議に由來するや、論を俟たない。但だ折角大阪行幸は、御治定となつたが、種々の事情の爲めに遷延し、御誓祭の翌日、即ち三月十五日（慶應四年）左の如く發布あらせられた。

御親征日限御延引之處、來廿一日御發途、石清水社御參詣、同所御一泊。廿二日守口御一泊、廿三日御著阪、其後海軍整備觀覽可被爲在之旨、被仰出候事。

三月十五日

海軍に就 此の如く漸く御發輦の日が確定した。而して海軍に就ては、同時に左の如き御達

達  
いての御  
があつた。

東山道官車先鋒既に戰爭に及び（三月六日勝沼戰爭を云ふ）賊徒敗走の旨には候得共、東海道亦如何共難計趣言上有之、旁以海軍出帆被差急、御出輦被遊候條、各其分相心得、出格勉勵可有之旨、御沙汰候事。

三月十五日

但し太政官代被移候儀は、先以被止候事。

出輦反對  
綏撫

今般王政御一新、萬機從朝廷被仰出候に付ては、皇國內遠邇となく、蒼生安堵致し候様、日夜御憂慮被爲在、斷然御親征行幸被仰出、尙海軍整備天覽被遊、關東平定之上は、速に還御被爲在、大に列聖之神靈を被爲奉安度、深重之思食に付、上下心得違無之様、各々可盡其分、御沙汰候事。

三月十五日

但し億兆の君たる天職を被爲盡、御親征行幸被仰出候處、委き御趣意を不辨もの共、只々朝廷之御上を奉按候故か、或は一家之盛衰、目前之榮利

八二 大阪行幸の前觸

三三三



を相考候故か、全體の御危急をしらす、種々之浮説申唱へ、彼是疑惑を生じ候儀も有之哉に相聞へ、甚以如何之事に候條、末々に至迄、急度安堵致し、生業を可レ營候事。

京人種々の疑念

顧ふに當時京都に於ては、遷都大反對の氣分、上下に充滿し、流石の發議者であつた大久保なども、此れには聊か當惑し、その爲めに漸く大阪行幸と云ふ妥協案が成立したものであらう。然るにその大阪行幸さへも、此れは遷都の前提ではあるまい乎と、種々の疑念を生じ、その爲太政官代も、その儘据置となり、且つは故らに「關東平定之上は、速に還御被爲在」などと理りの文句を挿入せられたるものであらう。而して「或は一家之盛衰、目前之榮利」などとあるを見れば、如何に其の對象が、京都を本據とする上下の人々であつたかゞ判知る。

京都人の思念

固より京都人とすれば、桓武天皇御奠都以來の京都を、今更ら至尊が、他處に御移轉遊ばす抔とは、本來夢にだも想ひ及ばなかつたことであれば、斯く反對の氣勢を煽り來りたるも、決して不思議の事ではあるまい。されば何は兎もあれ、一

京都取締令

方には此の人心を綏撫、他方には新政の實効を發揮し、兩ながら其の宜しきを得ん爲めには、種々の工作も必要であつたものと察せらるゝ。尙ほ三月十七日付にて、

各通

前田中納言

蜂須賀少將

今般御親征、來る廿一日御發轅被仰出候處、京師は列聖山陵之所在、殊に桂宮准后御方にも被爲在、御大切之御儀は、勿論に候。然るに御親征に付ては、種々浮説を唱へ、人情不穩趣、自然不良之賊黨等、其虛に乘じ、良民を惱し候様之事有之候ては、實以不三容易次第、彼是深被爲有宸憂、御留守中、京師守護之儀、其藩外に蜂須賀少將、島津少將等、三藩へ御委任候間、各申合、洛中、洛外、屹度取締、諸民安堵、不レ被爲惱三叡慮一様、精々盡力可レ致旨、御沙汰候事。

此の如く大阪行幸が、如何に當局者に取りて多大の注意を要したるかゞ判知る。



「種々浮説を唱へ、人情不穩趣」の一句、以て如何に人心の動搖したるかを察するに足る。

【八三】 新政府の果斷

大阪行幸  
延引の理  
由

元來大阪行幸は、二月二十六日御治定になり、三月五日を期して御發輦となつてゐた。而して本願寺別院を行在所とし、東本願寺別院を太政官代とする旨達せられた。然るにそれが三月廿一日迄延期し、太政官代の移轉は中止せられた。而して其の御沙汰書、諭達などを見ても、實に大阪行幸が、多大の刺戟を、京都の上下に與へたことが判知る。今ま三月十八日付、在京島津伊勢が、在鹿兒島桂右衛門に與へたる書簡を見れば、其の事情の一斑が諒會せらるゝ。

島津伊勢  
書簡

御親征一條も、追々御日延相成候得共、來る廿一日御出輦被仰出、もふは（最早の方言）相違有之間敷、太守様（島津忠義）にも、供奉先鋒被爲蒙勅命一候

得共、昨日重臣壹人御召列れ、御參内被爲在候様、御達に付、御參内之處、此節行幸被爲在候はゞ、浪華へ御遷都、再度御還幸は無之坏、様々之流言浮説、宮中へ相響き、准后方大きに御心配被爲在、三條公、岩倉公坏、いづれ此節行幸不ニ相成一候ては、順逆名義不ニ相立との趣、死を以奏聞に被爲及候處、乍漸行幸之御運も相附、

反對氣分  
横溢

如何に反對の氣勢が、宮廷の最高所までも浸潤したるか察せらるる。「萬機公論に決する」五箇條御誓文第一條の必須なる所以も、此に在りと云ふも、妨げなかる可き程だ。

島津忠義  
留守取締  
下命

右次第に付ては、此御方様（島津忠義を斥す）御残り、御取締も被爲在候へば、宮中は無ニ申迄、一統人心安堵も相著候譯故、供奉御下阪被遊度、御胸中は被爲察候得共、是非御居殘、御跡之處、萬端御頼被遊との御沙汰、上意迄も被爲在、且小生御召列れ、御參内故、別段岩倉様、中山様等より、右同様之趣を以、いづれ重役之者も、能々御趣意致貫徹、御取締向嚴重相心得候様可仕



御達にて、外様には加州、阿州にて、尤取締方限は、中之京此御方様、上之京阿州、下之京加州と御達相成申候。三藩致ニ談合、御取締行届候様可仕、御請仕置候。

三月十八日

島津伊勢

桂 右衛門様

島津への御達

此にて島津忠義が、加州、阿州の兩藩主と與に、京都留守を命ぜられたる理由が分明だ。特に島津忠義には、前記前田、蜂須賀へ賜はりたると同様(参照八二)の達書の末尾に、「殊に其父子儀は、積年之忠勤、別て深頼思召、留守之任をも被命候儀に付、叡慮之御旨、厚く相心得、精々盡力可有之旨、御沙汰候事」との御沙汰を賜はり、兎も角も島津忠義は、留守防衛の一役を勤むることとなつた。之を以ても主上の大阪行幸が、啻だに京都の人心を動搖せしめたるばかりでなく、宮廷方面に於ても、如何に容易ならぬ難題であつたかが判知る。

御乗船反對論

尙ほ正親町三條實愛日記によれば、十八日の項に、「今日於三官代(太政官代 越前

宰相(松平春嶽)云、昨日長岡(長岡護美)より聞之、大阪行幸之上、海軍御覽有之、御乗船御乘廻し可有之由、御船は不可然云々。予(正親町三條)云、一向未承、更に不存也。御船は兼々御嫌故、難被行之由答了」とあれば、一寸したることにて、此れを纏むるは、中々以て容易の事ではなかつた。

一大果斷

惟ふに至尊の行幸とし云へば、近時に於ては、孝明天皇の文久三年三月十一日賀茂社行幸、四月十一日石清水社行幸以外には、未だ其例が無かつた。然も今回は御親征なる御名儀にて、先づ大阪に行幸、海軍御親閱と云ふことであつたから、たゞに京都市民が、一千年來の帝都を、大阪の爲めに奪はるゝものと驚愕したばかりでなく、主上の御周邊にも、種々の疑惑、種々の心配、種々の面倒が續出したるは、強ち不思議の事では無かつた。然もそれが舉行せられたのは、實に新政府の一大果斷であつた。



【八四】大阪行幸

御發聲

三月二十日主上は紫宸殿に出御、神籬を建て、弓、矢、太刀、楯、鉾、旗、銃を其側に列樹し、御親ら天照大御神、大國主大神、武甕槌之男神、經津主大神を祭り、平國を祈り給ふ。斯くて豫定の如く、三月廿一日愈よ大阪行幸の儀は行はせられた。

行在所日誌に云、先達て以來、度々被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候通り、億兆の君たる天職を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡、皇國內遠邇となく、萬民安堵、四海平定、大に列聖之神靈を安んじ奉らせられ度厚き思食を以て、中古絶たりし御親征の大典を擧させられ、三月廿一日辰の刻(午前八時)皇都御發聲被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、御小休所東本願寺より、葱華輦を御板輿に召替へさせ給ひ、戌刻(午後八時)八幡へ著御、亥の半刻(午後十一時)石清水八幡宮へ御參詣被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在、辱くも天下億兆蒼生の爲に、早く逆賊平治、四海靜謐を、御祈念被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊、同所豊城坊御一泊。

石清水社  
御參拜

扈從者

主上には御直衣、紅御切袴を著御にて、葱華輦に乗御し、賢所を奉じて禁内を出で給ひ、地下官人錦旗を捧げ、修驗僧陣貝を吹き、副總裁三條實美、輔弼中山忠能、議定細川護久、淺野茂勳(長勳)扈從し、副總裁岩倉具視、議定正親町三條實愛、徳大寺實則等京都を留守することとなつた。  
尙ほ二月二十日の回達書に曰く、

御回達書

一 今度御親征之儀は、先達て被<sub>レ</sub>仰出<sub>一</sub>候通、萬民塗炭之苦を被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>救度、以<sub>レ</sub>勸斷<sub>一</sub>御決定有<sub>レ</sub>之候上、王政復古之爲、最第一之儀候間、萬端慈憐之御趣意貫徹候はでは、忽<sub>レ</sub>悖<sub>レ</sub>人望、自ら兵威緩怠にも至候間、不法亂行は勿論、聊之雖<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>失錯<sub>一</sub>堅被<sub>レ</sub>立法令<sub>一</sub>候。右等之御趣意、篤と相辨、至<sub>レ</sub>小僕<sub>一</sub>迄、厚被<sub>レ</sub>教諭、心得違無<sub>レ</sub>之様肝要候。實に此度之儀は、重大之事に候間、公武之差別更に無<sub>レ</sub>之候へども、殊更王公以下、諸士家僕共、嚴重謹慎無<sub>レ</sub>之候はでは不<sub>レ</sub>相成<sub>一</sub>候。自然違背之輩於<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之は、以<sub>レ</sub>制令<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>及<sub>レ</sub>御沙汰<sub>一</sub>旨に候。此段爲<sub>レ</sub>御心得<sub>一</sub>申入置候事。



大阪御著

此れは親王、大臣其他公卿の供奉者の一行に對する注意書である。斯くて主上には二十二日卯の半刻(午前七時)石清水御發輦、戌の半刻(午後九時)守口に著御、東本願寺掛所へ御一泊あらせられ、二十三日辰の刻(午前九時)御發輦、午の刻(正午)御著阪、八軒屋より、再び葱華輦に召替させられ、未の刻(午後二時)西本願寺行在所へ、萬事都合能く御著輦あらせられた。而して二十四日には、議定、參與及び公卿、諸侯、行在所に參朝した。行在所日誌に曰く、

天保山行幸仰出

三月廿四日、議定、參與、其外供奉之宮、公卿、諸侯爲伺天機參上す。玉座近く被爲召、一同大儀に被思食候旨、親く論言あり。此日天保山へ行幸の事を仰出されたり。左の通り。

來る廿六日、海軍爲天覽、天保山へ行幸被爲在旨、被仰出候事。但雨天之節は順延之事。

曠世の大

抑も浪華行幸は、至尊親しく衆庶に接近あらせ給ふの第一歩にして、實に曠世の大典であつた。然も浪華の地たる、江戸幕府が、關西に於ける根據の地として、

多年恃みとしたるところ。特に癸丑甲寅以來、更に征長問題出來以來は、將軍の駐在地として、最も重要な場所となり、將軍慶喜の時代に於ては、朝暮何れも一方は京都、他方は大阪と、屹然相ひ對峙の姿であつた。然るに鳥羽、伏見の一舉以來、未だ三個月を経ざるに、幕府の根據地である大阪に、主上の行幸を見んとは。其の變遷の急遽なる、眞に人をして昨非今是の感に勝へざらしむるものがある。固より事の成るは、成るの日に成るにあらざれども、餘りに其の變化の倏忽なるには、我も人も驚かぬものはあるまい。

【八五】 天保山海軍親閱

天保山に  
行幸  
豫定の如く、三月廿六日、主上には天保山に行幸、海軍を親閱あらせられた。行在所日誌に曰く、

三月廿六日、天保山に於て、海軍爲觀覽、卯の半刻(午前七時)御發輦、御行列



の次第は左之通（略す）。御道節は、御本門より心齋橋通り、四軒町、大豆葉町、七郎右衛門町、西國橋、玉水町、常安橋通り、玉江橋より堂嶋、濱筋、鹽津橋より安治川筋、安治川橋通御にて、富島二丁目、濱より御乗船被<sub>レ</sub>爲。遊兵隊の前軍、中軍は左の川岸、後軍は右の川岸より、隊列を整へ、正々堂々御座船の左右に隨從行進し、以て護衛せり。午の刻天保山へ御著船也。

此の如く本願寺大阪津村別院の行在所より、天保山まで、殆んど半日を費して御到著となつた。

海軍御親

兼て用意ありし各藩の軍艦、佛國軍艦、天保山より距離一里にして碇泊せり。觀覽所より青旗を振り、著御を合圖す。是に應じて海軍總督聖護院宮、同輔翼若王子、同參謀庭田大納言乗込れし肥前軍艦電流丸より祝砲を發す。佛國軍艦よりも亦發砲し、皇帝陛下を祝し奉る。

其の盛儀想ふ可しだ。

右相濟み、電流丸より答禮の應砲を發し、諸艦を誘導し兵庫の方へ向て航する

こと三十分にして轉回し、天保山へ歸艦碇泊す。八つ時（午後二時）過、御乗船、御道筋、御行列初の如し。七つ時（午後四時）還御在せらる。

而して曰く。

御行列を拜せんとて、市中近在の衆庶、群集すること夥し。

當時の海軍當局

此れが我が日本帝國海軍の、新政府創立以來、始めて皇上の御親閱を経たるものにして、我が日本帝國の海權國として、世界に其の位置を占む可き端緒と云はずんば、少くとも新政府としての端緒であり、盛事として傳ふ可き一の事件である。而して當時海軍當局は、聖護院宮嘉言親王、輔翼若王子遠文、庭田重胤にして、固より海軍に對する何等の素養も、經驗もなき方々にして、云はゞ只だ員に備はりたる迄に過ぎなかつたが、然も亦た官軍の爲めに、其の氣勢を張るに足るものあつたことは、云ふ迄もなき事だ。乃ち其の前日、三月廿五日には、左の御沙汰書が公布せられた。

關東御親征御沙汰

今般已に御親征、御出輦被<sub>レ</sub>遊、海軍御覽之上、關東時機により、直様輦輿を



東海道へ可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>向思食候。右は先般於<sub>ニ</sub>處々<sub>一</sub>、賊徒官軍に抗<sub>レ</sub>し、盡く擊破に及ぶと雖、未<sub>レ</sub>餘黨彼是屯在致し居候哉にも相聞候に付、偏に萬民艱苦之程被<sub>ニ</sub>嘆思食<sub>一</sub>候條、大總督指揮之上は、速に遂<sub>ニ</sub>忠戰<sub>一</sub>、四海平定、奉<sub>レ</sub>安<sub>ニ</sub>宸襟<sub>一</sub>候様、御沙汰候事。

參加艦船

此の如く關東の形勢如何によりて、愈よ東海道より、關東方面への行幸を聲言せらるゝこととなつた。此れは必らずしも虚聲を張りて、天下を震懼せしめん爲めでなく、萬一の場合には、正しく斯くある可きもの、あらざる可からざるものとして、廟議は決定したものであらう。但だ時局が案外重大なる心配を、新政府に與ふるもの無かつた爲めに、關東行幸は、後日に延期せられたるものであらう。尙ほ當日の親閱式には、各藩軍艦、蒸汽船とも、それぞれ在阪の分は、出動可き筈であつたが、肥前では孟春艦は、兵庫、横濱を経て、二月二十七日品川に入り、四月廿五日には横濱を出で、仙臺に航し、薩藩にては觀艦式に參加したるは、三邦丸一隻のみであつた。而して其の參加艦船は、肥後萬里丸、長州華陽丸、丙

寅丸、肥前電流丸、薩藩三邦丸、久留米千歳丸、藝州萬年丸、外に佛國砲艦一隻であつた。



### 第十四章 徳川慶喜處分の決定

#### 【八六】 徳川慶喜處分問題

當面最大問題

當時新政府に於ける當面の問題の最も大なる一は、徳川慶喜處分問題であつた。扱も西郷吉之助は、三月十四日、江戸薩藩田町邸に於て、勝安房守と會談し、十五日江戸城總攻撃を中止し（參照六八冊、九六一—一〇五）、十五日江戸を發し、十六日駿府——静岡——に至り、大總督有栖川宮熾仁親王に謁し、稟議する所あつた。熾仁親王御日記に曰く、

十六日晴（慶應四年三月）

江戸城攻撃延期布告

一 三道總督へ、參謀より相達候書附寫

三月十五日、江城攻撃之布令致し置候處、方略之儀も在之、改而期限可ニ申達候。其内諸兵嚴肅、輕舉無之様、可爲肝要之旨、大總督宮被ニ仰出候事。

三月

大總督府 參謀

一 西郷吉之助、早打に而京師太政官代え罷出候事。

一 木梨精一郎横濱表え早打にて罷出候事。（以下略）

此の如く西郷は、駿府にて大總督宮の御同意を得、即日京都に發向し、十九日京都著、三月廿日太政官代に出頭し、勝よりの提出書を齎らし、朝裁を請うた。勝より提出したる書付は左の通りだ。

西郷京都歸著稟議

勝提出の狀

第一條 隱退（慶喜）之上、水戸表に而愼罷在候様仕度候事。

第二條 城明渡し之儀者、手續取計候上、即日田安へ御預け相成候様仕度候事。

第三條、第四條 軍艦、軍器之義は不殘取收め置、追而寬典之御處置被ニ仰附候節、相當之員數相殘し、其餘者御引渡し申上候様仕度候事。

第五條 城内住居之家臣共者、城外へ引移し、愼罷在候様仕度候事。

第六條 慶喜妄舉を助け候者共之儀者、格別之御憐憫を以、御寬典に被ニ成下、



一命に拘り候様之義無<sub>レ</sub>之様仕度候事。

但萬石以上之儀者、本文御寛典之廉に而、勅裁を以て被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候様仕度候事。  
第七條 士民鎮定之儀者、精々行届候様可<sub>レ</sub>仕、萬一暴舉致候者有<sub>レ</sub>之、手に餘り候はゞ、其節改而相願可<sub>レ</sub>申候間、官軍を以、御鎮壓被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候様仕度候事。

以 上

勝西郷默會

此の條項中には、幕府側に取りては、随分蟲の善き件も皆無では無い。何れにしても勝安房や、大久保一翁等の評議の上に出來たものにて、西郷は固より可否を確答せず、兎も角も總攻撃を延期し、朝命を請ふ旨を告げただけにて、何等言質を與へ無かつたが、勝、西郷の間には、以心傳心、互ひに相ひ默會したところあつたことは、固より云ふ迄もなかつた。

慶喜寛典決定

京都に於ては岩倉具視、大久保利通等は、當初より苟も徳川慶喜にして、眞に恭順の誠意を表するに於ては、決して嚴科に處せらる可きものにあらざること評決し居たる際なれば、固より西郷の稟議に就て、異議のある可き筈なく、廿日夜

半に至りて、朝議は西郷意見の大體を容認した。而して廿一日は主上大阪行幸の當日であつたから、西郷は二十二日更らに東下の途に上つた。大久保利通日記に曰く、

一 廿日、太政官出席、西郷著、關東御處分一條に付、於<sub>二</sub>御所<sub>一</sub>評議、死一等を被<sub>レ</sub>減候筋御決定に候。

簡なれども要を得てゐる。

一 廿一日、今日卯刻(午前六時)より參朝、八字(時)比御出輦被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>遊候。西郷方え參り歸宿。

何事を談じたる乎。決して尋常一樣の事ではあるまい。

尙ほ廣澤真臣日記に曰く、

朝議即決

三月廿日陰

一 太政官へ出る。

一 西郷吉之助、過る十四日夜江戸出足、今夕爲<sub>二</sub>御窺<sub>一</sub>歸京に付、大久保、木



戸、後藤、一同御前へ出、關東進軍、慶喜身上、並旗下之情實、巨細言上、大總督宮より御窺廉々御決議、夜半引取。

とある。されば此の問題に就ては、朝議は一夕の會談にて纏まりたる事が判知る。斯る重大なる問題が、斯く速かに決著したるは、豫じめ其の下地が出来てゐたことが判知る。尙ほ西郷の齎らして東下したる宸裁案は、左の如し。

宸裁案

第一條 謝罪實効相立候上は、深厚の思召を以て、死一等を被<sub>レ</sub>宥候間、書面之通、水戸表に於て、謹慎之儀可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>差許<sub>一</sub>候。

第二條 總督宮思食次第可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候。

第三條 第四條、軍艦は勿論銃砲に於ては、不<sub>レ</sub>殘取收、武庫引渡可<sub>レ</sub>申、御所置濟之上は、追而相當可<sub>二</sub>相渡<sub>一</sub>候。

第五條 書面之通可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>許候。

第六條 罪魁慶喜死一等被<sub>レ</sub>宥候上は、格別之寬典を以て、他の者も死一等は可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>宥候間、相當之處置可<sub>二</sub>申出<sub>一</sub>候事。

但萬石以上の儀、書面之通可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>、會桑の如きは問罪之軍兵被<sub>二</sub>差向<sub>一</sub>、降伏に於ては、相當之御處置可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之、拒戰に於ては、速に屠滅可<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>之事。  
第七條 書面之通可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰付<sub>一</sub>候事。  
と。此の如くして西郷は、全く其の要領を得て東下した。

【八七】 徳川慶喜處分問題の経緯 (一)

諸侯への  
布告

西郷歸京の上、慶喜處分問題に就ての決裁は、既記(參照八六)の通りであるが、今中根雪江の戊辰日記によりて、這中の消息を按ずれば、左の通りである。

廿日(慶應四年三月)今日公卿諸侯を初、非藏人迄も惣參内被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>、御布告如<sub>レ</sub>左。公(松平慶永)は御所勞にて、御參内無<sub>レ</sub>之。

徳川慶喜御處分之儀、於<sub>二</sub>朝廷<sub>一</sub>は、諸事御寛容に被<sub>二</sub>思食<sub>一</sub>、御沙汰被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>候處、舊冬鎮定を名とし、下坂之上、軍配に及候次第、始終言行相違、正月三日

慶喜との  
文通禁止